

平成28年9月

熊野市議会定例会会議録

平成28年9月5日 開会

平成28年9月28日 閉会

熊野市議会

平成28年9月熊野市議会定例会会議録目次

第1日目（9月5日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	3
開 会	5
市長の挨拶	5
諸般の報告	7
説明のための出席者	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案の上程	9
提案説明	9
議案第1号	11
議案第2号	11
議案第3号	12
議案第4号	12
議案第5号	12
議案第6号	13
議案第7号	13
議案第8号	16
議案第9号	17
議案第10号	18
議案第11号	20
報告第1号	23
報告第2号	24
報告第3号	24

報告第4号	25
議案の上程	26
提案説明	26
諮問第1号	26
採決	26
散会	27
署名議員	28
第2日目（9月14日）	
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者の職氏名	30
会議に出席した事務局職員の職氏名	30
議事日程	30
開議	32
一般質問	32
8番 下田克彦君	32
7番 山田 実君	48
9番 岩本育久君	62
3番 久保 智君	78
延会	97
署名議員	99
第3日目（9月15日）	
出席議員	100
欠席議員	100
説明のため出席した者の職氏名	101
会議に出席した事務局職員の職氏名	101
議事日程	101
開議	103
一般質問	103
1番 川口 朋さん	103

12番 中田征治君	121
散 会	139
署名議員	140
第4日目（9月16日）	
出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者の職氏名	142
会議に出席した事務局職員の職氏名	142
提出議案	142
議事日程	143
開 議	145
議案の上程	145
提案説明	145
議案第12号	146
議案第13号	147
議案第14号	149
議案第15号	150
議案の質疑	150
議案第12号	150
議案第13号	151
議案第14号	151
議案第15号	151
委員会付託	151
議案の上程	152
議案の質疑	152
議案第1号	152
議案第2号	152
議案第3号	153
議案第4号	154
議案第5号	154

議案第 6 号	154
議案第 7 号	155
議案第 8 号	158
議案第 9 号	158
委員会付託	159
議案の上程	159
議案の質疑	159
議案第10号	159
議案第11号	159
委員会付託	159
議案の上程	160
議案の質疑	160
報告第 1 号	160
報告第 2 号	160
報告第 3 号	161
報告第 4 号	161
散 会	161
署名議員	163
第 5 日 目（ 9 月 28 日 ）	
出席議員	164
欠席議員	164
説明のため出席した者の職氏名	165
会議に出席した事務局職員の職氏名	165
提出議案	165
議事日程	165
開 議	167
議案の上程	167
各委員長報告	167
討論、採決	170
議案第 1 号	170

議案第 2 号	171
議案第 3 号	171
議案第 4 号	172
議案第 5 号	172
議案第 6 号	173
議案第 7 号	173
議案第 8 号	174
議案第 9 号	174
議案第10号	175
議案第11号	175
議案第12号	176
議案第13号	176
議案第14号	177
議案第15号	177
議案の上程	178
議員提出議案第 1 号	178
提案説明	178
議案の質疑	179
委員会付託の省略	180
討 論	180
採 決	180
議員派遣について	181
閉 議	181
閉 会	182
署名議員	183

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成28年9月5日(月曜日)

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

平成28年9月5日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成28年9月5日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成28年9月5日（月）午前9時00分

開 議 平成28年9月5日（月）午前9時08分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議案第1号 熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

議案第2号 熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案

議案第3号 熊野市入鹿温泉瀞流荘条例の一部を改正する条例案

議案第4号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第5号 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について

議案第6号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

- 議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第8号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第9号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第10号 平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 報告第1号 平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 報告第2号 平成27年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 報告第3号 平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について
- 報告第4号 平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第152回三重県市議会議長会定期総会 出席報告
- 2 各常任委員会先進地行政視察報告
- 3 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

日程第3 議案第1号 熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第2号 熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案

日程第5 議案第3号 熊野市入鹿温泉瀨流荘条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第4号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について

日程第7 議案第5号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

- 日程第8 議案第6号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議
について
- 日程第9 議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第8号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）について
- 日程第11 議案第9号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第10号 平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 報告第1号 平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 日程第15 報告第2号 平成27年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 日程第16 報告第3号 平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について
- 日程第17 報告第4号 平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について
[提案理由、採決]
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

なお、本日はテレビ撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

定足数に達しておりますので、これより平成28年9月熊野市議会定例会を開会いたします。

市長の挨拶

○議長（前地 林君） 開議に先立ち、市長から今期定例会招集の挨拶を受けます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成28年9月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、これから取り組む、また現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など3項目について、簡単にご報告申し上げます。

その前に、8月30日夜に上陸いたしました台風10号により、岩手県を初め、東北地方や北海道で甚大な浸水被害などが発生いたしました。亡くなられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、早期の復旧復興を願うところでございます。また、市におきましては、平成23年の紀伊半島大水害から5年が経過いたしました。ほぼ復旧事業は終えたところでございます。

しかし、近年、日本のいたるところで台風やゲリラ豪雨などによる被害がふえてきております。今後も市民の皆さんに、台風等の情報の早期周知や早期避難の徹底を図ると

ともに、災害への備えを怠ることなく、防災対策の強化に努めてまいります。また、8月17日に開催いたしました熊野大花火大会につきましては、台風7号による高波等の心配もございましたが、約14万人の観客を迎え、関係者の皆様のご尽力により無事終えることができましたことに、心から感謝を申し上げます。

さらに、この夏は、リオ2016オリンピック競技大会が開催され、日本選手団の輝かしい活躍に日本国中が熱狂したところでございます。東京2020オリンピック競技大会では、野球・ソフトボールが競技種目に選ばれました。ソフトボールのメッカ熊野といたしましても大変うれしく思っているところでございます。

先般、これまでソフトボールキャンプなどで交流のある台湾チームを訪問し、オリンピック出場の際に、当市をキャンプ地として利用していただくよう、要望してきたところでございます。今後、キャンプ地としての誘致に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、1点目の、県と市町の地域づくり連携・協働協議会、1対1対談について申し上げます。

知事と私が、1対1で、まちづくりを初めとする市政等に関する対談を、7月8日に鬼ヶ城センターで行いました。

対談の1項目めの広域連携による国内外からの集客拡大については、インバウンド対策への強化や、伊勢志摩からの景観のよい海岸部を通る道路を活用しての観光集客へ、県の主導的な取り組みを要望したところです。知事からは、伊勢志摩サミット開催の効果を積極的に活用したインバウンド対策として、紀伊半島を主とした旅行商品の提案や「みえ食旅パスポート」の充実などについて、積極的に取り組むとの話がありました。

対談の2項目めにつきましては、移住促進でございます。

市の移住・定住促進基本条例の制定により、これまで以上に移住定住に力を入れることに対し、県の支援をお願いいたしました。知事からは、東京に開設している「ええとこやんか三重移住センター」の活用や相談件数の多い関西圏に向けて、移住希望者へのきめ細かな情報発信の強化を、熊野市や関係市町と連携して取り組んでいくとの話がありました。また、対談終了後には、遊木漁港の、県内では最も進んだ衛生管理型荷さばき施設を視察していただき、徹底した安全や品質を付加価値にした鮮魚の流通戦略を見ていただき、有意義な対談、視察となったところでございます。

次に、奈良県桜井市との友好都市30周年についてでございます。

桜井市と熊野市は、昭和61年に友好都市協定を締結して以来、これまでさまざまな分野で交流を進め、お互いに友好を深めてまいりました。友好都市締結から30周年を迎えるに当たって、これまで培ってきた両市の友好を再確認するとともに、社会情勢の変化に合わせて、友好都市協定の更新を行うことで合意をいたしました。今後も、歴史的、文化的つながりなど、お互いの強みを生かした連携を強化するとともに、これまで以上に産業の振興や民間交流の促進につなげてまいります。

次に、3点目の宮崎県日向市との交流でございます。

日向市と熊野市は、平成24年から、碁石文化と神武天皇統制のつながりを縁に交流を始め、両市で開催している囲碁大会や特産品を協力して首都圏で販売するなど、連携を深めてまいりました。交流開始から5年になることから、特産品のPR、販売等を目的に、パートナーシップ協定を締結することで合意いたしました。今後、両市の地域間ネットワークを生かした事業を協力して展開することで、対外的な情報発信の強化や産業振興の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告いたしました。

なお、今定例会におきましては、条例案など11件、報告4件、諮問1件、合わせて16の案件を提出いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての市政報告とさせていただきます。

諸般の報告

○議長（前地 林君） 次に、諸般の報告につきましては、去る7月14日、第152回三重県市議会議長会定期総会が志摩市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

総務厚生常任委員会が山口県周南市、大島郡周防大島町に7月26日から7月28日まで、産業教育常任委員会が島根県松江市、雲南市に7月5日から7月7日まで、それぞれ先進地行政視察を行いました。

いずれも、その報告書はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（前地 林君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付しております文書のとおり通知を受けております。

○議長（前地 林君） これより本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（前地 林君） 日程第1 今期定例会の「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第86条の規定により、議長において、
7番 山田 実 議員
9番 岩本 育久 議員
を指名いたします。

会期の決定

○議長（前地 林君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期については、本日から9月28日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～報告第4号）

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」から日程第17 報告第4号「平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について」までの以上15件を一括議題といたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 平成28年9月熊野市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、熊野市近畿大学工業高等専門学校生徒奨学金の貸与を受けた者が、必要な条件で市内に居住した場合の債務免除の規定を追加して、若者の地元定着を促進するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第2号「熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案」につきましては、施設老朽化により西山診療所の移転が必要であることから、その位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号「熊野市入鹿温泉瀬流荘条例の一部を改正する条例案」につきましては、施設の改修に伴い、指定管理者が適切かつ円滑に当施設の管理運営を行えるよう、利用料金の上限を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について」、議案第5号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」、議案第6号「東紀州農

業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」の3つの議案につきましては、農業共済事業の1県1組合化によるより一層の合理的で効率的な運営を目的とした、東紀州農業共済事務組合の解散並びに解散した場合の事務の継承の規約への明記及び財産の処分について、構成団体による協議を行うため地方自治第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第7号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について」につきましては、戸籍システム更新事業及び7月8日から9日にかけての豪雨による災害復旧事業等による補正で、補正額は1億1,783万5,000円の増、予算総額130億1,492万2,000円となっております。

議案第8号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、国保広域化システム導入事業による補正で、補正額は129万6,000円の増、予算総額30億5,653万3,000円となっております。

議案第9号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」につきましては、建設改良工事の1つが、平成28年度地方公営企業繰出金の対象になったことによる収入予算額の増と支出予算の財源更正に伴う補正で、補正額は110万円の増、予算総額6億7,794万7,000円となっております。

議案第10号「平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計外6つの特別会計の決算について議会の認定をお願いするものであります。

議案第11号「平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

以上で、議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号「平成27年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について」、報告第3号「平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」、報告第4号「平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について」の3件の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し

上げます。

上程議案の内容説明

○議長（前地 林君） 次に、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の1ページから2ページをごらんください。

熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の別表（第2条関係）の規則名、熊野市近畿大学工業高等専門学校生徒奨学金貸与規則の第1項の次に、若者の地元定着を促進するために奨学金の貸与を受けた者が、貸与期間終了以降に、市長が認める市内の事業所に就労し、一定期間以上熊野市内に居住した場合に、債務の全部または一部を免除するというを追加しようとするものであります。附則といたしましては、条例の施行期日を公布の日からと定めようとするものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第2号及び議案第3号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 坪井正登君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（坪井正登君） それでは、議案第2号「熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の3ページをごらんください。

今回の改正は、施設老朽化により西山診療所を西山出張所内に移転することから、第2条の表の位置を変更しようとするものであります。

改正内容につきましては、西山診療所の位置を、熊野市紀和町長尾1335番地にするものであります。附則につきましては、施行日を公布の日からと定めるものであります。

以上、議案第2号につきまして、その内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号「熊野市入鹿温泉瀨流荘条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の4・5ページをごらんください。

今回の改正は、入鹿温泉瀨流荘の施設の改修に伴い、指定管理者が適正かつ円滑に当該施設の管理運営を行えるよう利用料金の上限を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正する内容でございますが、別表におきまして、施設の宿泊の利用料金の上限を1人1万5,000円に改正するとともに、備考欄で、1部屋を1人で利用する場合の宿泊に係る加算の上限を3,500円に、休日の前日に利用する場合の1人1泊当たりの加算の上限を3,500円に改正するものであります。附則につきましては、施行日を公布の日からと定めるものであります。

以上、議案第3号につきまして、内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） 議案第4号「東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の6ページをごらんください。

農業共済のより一層の合理化で効率的な運営を行うため、平成29年4月1日に三重県内7つの農業共済組合等が合併し、三重県内全域を事業区域とした三重県農業共済組合が設立される予定となっております。これにより、東紀州農業共済事務組合は解散する必要があるため、地方自治法第288条の規定により平成29年3月31日をもって東紀州農業共済事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、東紀州地域は、現在の組合事務所が三重県農業共済組合東紀州支所として設置され、これまでどおりの農業共済事業が実施される予定となっております。

引き続き、議案第5号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の7ページをごらんください。

本案につきましては、三重県内7つの農業共済組合等が合併し東紀州農業共済事務組合が解散した場合に、東紀州農業共済事務組合の清算事務等について構成団体を代表して熊野市が承継するに当たり、地方自治法施行令第218条の2の規定により事務の承継団体を規約に明記するため、地方自治法第286条第1項の規定により東紀州農業共済事務組合規約を変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

東紀州農業共済事務組合規約の一部を変更する規約につきましては、第15条を第16条とし、第15条に、解散した場合の事務の継承について、組合が解散した場合においては、熊野市が事務を承継することを追加するものであります。附則は、この規約は三重県知事の許可の日から施行するとするものであります。

議案第6号「東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の8ページ、9ページをごらんください。

東紀州農業共済事務組合の解散に伴い、建物、物品等、出資による権利等の財産を、新しく設立が予定されている三重県農業共済組合に帰属させるため、地方自治法第289条の規定により、東紀州農業共済事務組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第4号、第5号、第6号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前地 林君） 次に、議案第7号について。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議案第7号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、国・県支出金の額の決定に伴い事業費に増減が生じるもの、特殊な事情により緊急を要するものなどによるものでございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをごらんください。

1ページの第1条は、補正予算の規模などを定めたもので、補正額としては1億

1,783万5,000円の増額で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ130億1,492万2,000円となります。

第2条は、債務負担行為の補正についての記載、第3条は、地方債の補正についての記載でございます。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出補正予算として、今回補正の全容をまとめたもの、5ページは、第2表、債務負担行為補正として、戸籍システム保守点検業務について新たに債務負担行為を定めるもの、5ページから7ページにかけての第3表、地方債補正として、今回補正に伴う水道施設整備事業の追加及び起債の限度額の変更について整理したものでございます。

9ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

9ページは歳入の総括、10・11ページは歳出の総括でございます。

次に、12ページからの歳入について、順次内容をご説明いたします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金2,734万7,000円の増額補正は、道路、河川の補助災害復旧事業に係るもの。

款14県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金2万3,000円の増額補正は、予防接種事故対策費負担金に係るもの。項2県補助金、目4農林水産業費県補助金2,220万円の減額補正は、漁港整備等の国庫補助に対する県の上乗せ補助廃止に係るもの。項3委託金、目6教育費委託金18万円の増額補正は、子ども支援ネットワーク・グロウイングアップ事業の実施に係るもの。

款18、項1、目1繰越金6,576万6,000円の増額補正は、前年度繰越金のうち今回補正の歳出に見合うもの。

款19諸収入、項4、目1雑入21万9,000円の増額補正は、熊野古道保全整備事業補助金でございます。

14ページの歳入の最後、款20、項1市債、目4衛生債1,120万円の増額補正は、上水道安全対策事業に対する繰出金に係る一般会計出資債、目5農林水産業債2,260万円の増額補正は、水産業基盤整備事業、目7土木債300万円の減額補正は、道路整備事業、目10災害復旧債1,570万円の増額補正は、公共土木施設災害復旧事業、それぞれ財源に充てるための起債の増減でございます。

続きまして、16ページからの歳出についてご説明いたします。

款1、項1、目1議会費4万円の増額補正は、東海市議会議長会負担金。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費478万1,000円の増額補正は、公務災害補償のほか、テレビ受信料及び自動車購入に係るもの。項2徴税費、目3徴収費1,123万6,000円の増額補正は、固定資産税課税誤りによる過納還付金。項3、目1戸籍住民基本台帳費2,505万6,000円の増額補正は、戸籍システム更新に係るものでございます。

次の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費3万1,000円の増額補正は、予防接種、健康被害給付金、19ページにかけての目2予防費176万8,000円の増額補正は、B型肝炎予防接種の定期接種化に伴う委託料の増額及び補助金の減額などによるものでございます。18ページの2段目、項2環境対策費、目1環境対策総務費1,250万3,000円の増額補正は、テレビ受信料のほか、神川町柳谷地区の小規模水道整備事業費補助金及び上水道大泊・産田連絡管布設工事に係る水道事業会計繰出金でございます。

次の款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費1,300万円の増額補正は、木造住宅建設促進対策事業費補助金。項3水産業費、目4漁港建設費40万円の増額補正は、漁港施設機能保全工事に係る県補助金内示額が当初見込みを上回ったため、計画を前倒しし、事業の進捗を図ろうとするもの。また、漁港整備等の国庫補助に対する県の上乗せ補助廃止による財源更正でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費3万6,000円の増額補正は、中部ブロック道の駅連絡会負担金。目3道路新設改良費は、橋梁長寿命化修繕計画事業の予算の組み替えによるものでございます。

20ページの款8、項1消防費、目1常備消防費2万2,000円の増額補正は、テレビ受信料。目3消防施設費40万円の増額補正は、防火水槽のふたの改良工事に係るものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費14万8,000円の増額補正は、臨時職員社会保険料。目3教育振興費18万円の増額補正は、県委託事業の子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業の実施に係るもの。項2小学校費、目1学校管理費286万3,000円の増額補正は、五郷小学校への臨時特別支援教育支援員1名の配置及び入鹿小学校屋内運動場つり天井撤去工事設計業務委託に係るもの。項3中学校費、目1学校管理費210万2,000円の増額補正は、入鹿中学校屋内運動場つり天井撤去工事設計業務委託に係るものでございます。23ページにかけての項5社会教育費、目1社会教育総務費21万9,000円の増額補正は、熊野古道大吹峠の景観整備に係るものでございます。

22ページの歳出の最後、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路河

川災害復旧費4,305万円の増額補正は、本年7月8日から9日にかけての豪雨による道路河川災害復旧事業に係るものでございます。

24ページ、25ページは、今回の補正に伴う職員手当について整理したものでございます。

次の26ページ、27ページの債務負担行為についての調書は、戸籍システム保守点検業務に係るものでございます。

最後に、28・29ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について整理したもので、28年度末の起債現在高見込み額は140億3,635万3,000円となります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第8号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 議案第8号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、平成30年度からの国民健康保険の広域化による制度改正に伴い、システム改修を行うための補正であります。

補正予算書の31ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,653万3,000円とするものであります。

32ページは、第1表、歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたものであります。

33ページから35ページにかけましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。

次に、項目別に歳入からご説明申し上げます。

36ページ、37ページをごらんください。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目2制度関係準備事業費補助金129万6,000円の増額補正は、国保広域化に伴うシステム改修を行うための国の補助金であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

38ページ、39ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費129万6,000円の増額補正は、県が市町に課する国保納付金を算定するためのデータを連携するシステム改修を行うことによるものであります。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第9号について。

水道課長。

（水道課長 大平勝美君 登壇）

○水道課長（大平勝美君） 議案第9号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の41ページをごらんください。

本案は、建設改良工事の1つ、上水道市道奥有馬線大泊・産田連絡管布設工事が平成28年度地方公営企業繰出金の対象になったことによる収入予算額の増と、支出予算の財源更正であります。

第2条、資本的収入につきましては、第1款、資本的収入は110万円の増額で、補正後の総額を2億1,416万8,000円にするものであります。

内容につきましては、第1項企業債1,010万円の減額、第3項繰入金1,120万円の増額となっております。これは、当初から予定しています、先ほどご説明いたしました工事が繰出金の対象となったことにより、当初予定していました企業債を減額し、繰入金を増額するものであります。

以上によりまして、予算で定めております、予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億967万円を1億857万円に、当年度分損益勘定留保資金934万円を824万円に改めるものであります。

次に、42ページの平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画につきましては、ただいま申し上げました第2条の資本的収入の目別の明細であります。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第10号について。

会計管理者兼会計課長。

（会計管理者兼会計課長 下地砂登子さん 登壇）

○会計管理者兼会計課長（下地砂登子さん） 議案第10号「平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計外5つの特別会計の歳入歳出決算でございます。

それでは、各会計別にご説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

熊野市一般会計につきましては、歳入総額131億7,245万9,992円、歳出総額125億3,956万5,175円で、歳入歳出差し引き残額6億3,289万4,817円の剰余となっております。剰余金のうち、財政調整基金に2億8,000万円、減債基金に1億円の3億8,000万円を基金に繰り入れ、残り2億5,289万4,817円を平成28年度へ繰り越しいたしました。

次に、特別会計であります、248ページをお願いします。

熊野市国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額32億7,897万4,870円、歳出総額30億3,090万2,345円で、歳入歳出差し引き残額2億4,807万2,525円の剰余となり、全額平成28年度へ繰り越しいたしました。

280ページをお願いします。

熊野市後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入総額5億6,472万200円、歳出総額5億6,107万9,636円で、歳入歳出差し引き残額364万564円の剰余となり、全額平成28年度に繰り越しいたしました。

294ページをお願いします。

熊野市青年の家事業特別会計につきましては、歳入総額619万7,161円、歳出総額492万2,140円で、歳入歳出差し引き残額127万5,021円の剰余となり、全額平成28年度に繰り越しいたしました。

304ページをお願いします。

熊野市市有林整備事業特別会計につきましては、歳入総額2,151万3,574円、歳出総額1,996万2,051円で、歳入歳出差し引き残額155万1,523円の剰余となり、全額平成28年度に繰り越しいたしました。

316ページをお願いします。

熊野市紀和診療所事業特別会計につきましては、歳入総額7,379万2,431円、歳出総額6,875万3,622円で、歳入歳出差し引き残額503万8,809円の剰余となり、全額平成28年度に繰り越しいたしました。

328ページをお願いします。

熊野市紀和地区水道事業特別会計につきましては、歳入総額7,621万1,317円、歳出総額7,501万3,563円で、歳入歳出差し引き残額119万7,754円の剰余となり、全額、平成28年度に繰り越しいたしました。

次に、340ページからの財産に関する調書であります。

1、公有財産の（1）土地及び建物であります。行政財産、普通財産を合わせた土地の決算年度末現在高は、最下段の4列目のとおり3,936万7,009㎡となっております。建物につきましては、木造及び非木造合わせた延べ面積の合計は、341ページ下段の最終列のとおりに16万1,456㎡となっております。

342・343ページをお願いします。

（2）山林の面積につきましては、下段の4列目のとおり3,673万6,779㎡で、流木の推定蓄積量は、下段の最終列のとおりに7万4,899㎡となっております。

（3）有価証券につきましては、株券が株式会社三重県松阪食肉公社から株式会社ZTVの3件で、1,366万円となっております。

344・345ページをお願いします。

（4）出資による権利につきましては、三重県農業信用基金協会から三重県漁業操業安全協会の19件で、1億5,645万5,500円となっております。

346ページから365ページになりますが、2の物品につきましては、購入価格1件50万円以上のものについて掲載しており、車両類から雑具類まで773件となっております。

362・363ページをお願いします。

3、債権につきましては、奨学費貸付金ほか1件で4,118万3,700円となっております。

次の4、基金につきましては、（1）土地開発基金から（9）森と緑の基金までの決算年度末現在高について掲載しております。主な基金の決算年度末現在高は、（2）財政調整基金が34億4,997万2,961円となっております。（4）減債基金が8億9,755万9,000円となっております。

368・369ページをお願いします。

（7）地域振興基金は、10億7,897万6,000円となっております。

（6）ふるさと・水と土保全基金と（9）森と緑の基金は全額取り崩しいたしました。

なお、詳細につきましては、本冊の中で、各会計の歳入歳出決算事項別明細書において、歳入では、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額を掲載し、備考の欄で収

入済額の内容を説明しています。歳出では、支出済額、翌年度繰越額及び不用額等掲載し、備考の欄で支出済額の内容を説明しています。別冊の熊野市一般会計・特別会計予算額と決算額との差額に関する説明書では、各会計における目単位で予算額と決算額との差額が30万円以上、繰越明許費、事故繰越については残額を記載し、差額が生じた理由を説明しています。また、決算に係る主要な施策の実績報告書では、各会計における主要事業の事業概要及びその実績を説明しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前地 林君） 引き続き、議案第10号について、監査委員、下田克彦議員から決算審査の報告を受けます。

下田議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） それでは、議案第10号「平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について」、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成27年度熊野市一般会計及び熊野市国民健康保険事業特別会計外5事業の特別会計に係る歳入歳出決算並びに基金運用状況につきまして、平成28年6月22日から7月25日にかけて、関係所属長及び職員の出席を求め、各会計の歳入歳出事項別明細書並びに財産に関する調書等の決算附属書類により内容説明を受け、審査を行いました。

その結果、各会計の歳入歳出決算の計数は関係諸帳簿の計数と符合し、正確であると認めました。

なお、審査の概要につきましては、別冊の意見書のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第11号について。

水道課長。

（水道課長 大平勝美君 登壇）

○水道課長（大平勝美君） 議案第11号「平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本決算は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間の営業活動の実績であります。

まず初めに、熊野市水道事業の状況であります。平成28年3月31日現在におけます

給水戸数は9,716戸で、前年度と比較いたしまして18戸の増加となっております。また、利用いただきました水道水の使用量であります年間有収水量は211万6,804[㎥]で、前年度に比べ4,604[㎥]、0.228%の増加となっております。

それでは、平成27年度熊野市水道事業会計決算書の1ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出につきましては、予算額と決算額との比較でございます。

収入につきましては、予算総額3億5,757万2,000円に対しまして決算額3億5,302万5,043円で、454万6,957円の減となっております。支出につきましては、予算総額3億5,892万7,000円に対しまして決算額3億4,642万3,726円で、不用額は1,250万3,274円となっております。

次に、3ページ、資本的収入及び支出につきましては、前のページ同様に、予算額と決算額との比較でございます。収入につきましては、予算総額1億9,685万8,000円に対しまして決算額2億318万7,734円で、632万9,734円の増となっております。支出につきましては、予算総額3億1,968万2,000円に対しまして決算額3億1,905万1,423円で、不用額63万577円となっております。

以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,586万3,689円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,156万3,402円、減債積立金9,250万518円、過年度分損益勘定留保資金9,504万9,769円で補填いたしております。

次に、5ページ、平成27年度熊野市水道事業損益計算書をごらんください。

損益計算書につきましては、1ページの収益的収入及び支出の明細でございまして、消費税を除いた金額により作成いたしております。

1の営業収益合計2億7,519万1,989円は、給水収益としての水道料金などで、2の営業費用合計2億9,020万2,218円は、人件費、物件費、減価償却費などの差し引き営業損失は1,501万229円となっております。

3の営業外収益5,622万9,217円は、長期前受金戻入、雑収益、一般会計からの繰入金などで、4の営業外費用4,692万2,863円は企業債などの支払利息などで、差し引き営業外収益は930万6,354円となっており、その結果、先ほど申し上げました営業利益との差額570万3,875円が経常損失となっております。

5の特別損失4,954円は、過年度損益修正損であります。

以上によりまして、当年度純損失は570万8,829円となり、その他未処分利益剰余金変動額925万518円を差し引きしますと、354万1,689円が当年度未処分利益剰余金となりま

す。

次に、6・7ページの平成27年度熊野市水道事業剰余金計算書につきましては、平成27年度中における増減変動をあらわした計算書であります。資本金のうち、自己資本金につきましては当年度の変動はなく、当年度末残高は5億361万4,177円、次に、剰余金のうちの資本剰余金につきましては、営業活動以外の資本取引から生じる資本の年度末累計額で、当年度の変動はなく、国庫補助金、他会計繰入金を加えました資本剰余金合計の当年度末残高は3億1,317万4,760円。

また、利益剰余金の当年度の変動は、平成27年度決算で生じた補填財源の不足により、減債積立金925万518円を取り崩して補填財源に補填したため、減債積立金をその他未処分利益剰余金に振り替えたものであります。このことにより、当年度未処分利益剰余金は当年度純損失570万8,829円を差し引いた金額354万1,689円となっております。

以上によりまして、資本合計の当年度末残高は10億4,193万1,370円となっております。

次に、8ページの平成27年度熊野市水道事業剰余金処分計算書につきましては、先ほど7ページで申し上げました当年度未処分利益剰余金354万1,689円を利益積立金に計上するものであります。

次に、9ページ、平成27年度熊野市水道事業貸借対照表につきましては、資産の部では、1の固定資産は、土地、建物、構築物、機械及び装置などの有形固定資産合計37億7,849万7,460円と、無形固定資産合計112万2,800円を合わせた固定資産合計額は、37億7,962万260円であります。

2の流動資産は、現金預金や未収金などでありまして、流動資産合計は2億490万7,232円で、これらを合わせた資産合計は39億8,452万7,492円となっております。

次に、10ページの負債の部では、3の固定負債合計は16億3,129万1,637円で、4の流動負債合計は1億5,565万4,861円で、5の繰延収益合計は11億5,564万9,624円で、これらを合わせた負債合計は29億4,259万6,122円となっております。

11ページの資本の部では、6の資本金は自己資本金で合計5億361万4,177円。

次に、7の剰余金は、資本剰余金合計3億1,317万4,760円と利益剰余金合計2億2,514万2,433円を合わせた剰余金合計は、5億3,831万7,193円となりまして、資本合計は10億4,193万1,370円となります。したがって、負債資本の合計は39億8,452万7,492円となり、これは、先ほど9ページでご説明申し上げました資産合計と符合いたしております。

次に、12ページにあります注記につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記などでありまして、固定資産の減価償却方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理などを、またその他の注記では、引当金の取り崩し額として貸倒引当金と賞与引当金及び法定福利費引当金について注記いたしております。

なお、13ページから44ページまでの決算附属書類におきましては、業務、経営の状況、工事の概要、業務量、収益費用明細、資本的収入及び支出明細並びに資産の状況、企業債の明細等について記載いたしております。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 引き続き、議案第11号について、監査委員、下田克彦議員から決算審査の報告を受けます。

下田議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） 議案第11号「平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について」、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成27年度熊野市水道事業会計決算につきましては、平成28年6月1日から6月15日にかけて審査を行い、6月8日には所属長及び職員の出席を求め、審査を行いました。その結果、決算の計数は関係諸帳簿の計数と一致をし、正確であり、企業の経営成績及び財政状態を適正に示していると認めました。

なお、審査の概要につきましては別冊の意見書のとおりであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、報告第1号、報告第2号及び報告第3号について。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 報告第1号「平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをごらんください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

財政の健全化については、表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標がどのような水準にあるかによって判断されます。これらの指標が早期健全化基準を超えれば財政健全化計画を、また財政再生基準を超えれば財政再生計画を、それぞれ策定、実施することが義務づけられています。

4つの指標のうち、まず、一般会計を初めとする普通会計を対象とした実質赤字比率及び普通会計に水道事業会計など公営企業会計を含めた全会計を対象にした連結実質赤字比率につきまして、いずれも赤字が生じておりませんので、比率を算定する必要がなく、空白となっています。また、借入金である地方債の返済額に当たる公債費の大きさの財政規模に対する割合をあらわした実質公債費比率は3.3%となっており、早期健全化基準を大幅に下回っています。さらには、地方債など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合であらわした将来負担率は、将来負担額に充当可能な財源の額が将来負担額を上回っており、比率を算定する必要がありませんでした。

引き続き、報告第2号「平成27年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

19ページをごらんください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

公営企業に資金不足が生じ、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定、実施が義務づけられることとなりますが、平成27年度決算におきまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は黒字となっており、資金不足は生じておりませんので、比率を算定する必要がありませんでした。

続きまして、報告第3号「平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

22ページをごらんください。

紀和地区水道事業につきましても、平成27年度決算におきまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は黒字となっており、資金不足額が生じておりませんので、比率を算定する必要がありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、報告第4号について。

水道課長。

(水道課長 大平勝美君 登壇)

○水道課長(大平勝美君) 報告第4号「平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の25ページをごらんください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の第1項の規定に基づきまして、議会に報告するものであります。

水道事業における資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率でございます。その資金不足額は流動負債と流動資産との間により発生いたします。

平成27年度決算における流動負債の合計額は1億5,565万4,861円ですが、このうち控除対象となっております翌年度償還分の企業債1億4,409万2,227円と、新会計基準適用後の参入猶予の経過措置のある翌年度支払い分の引当金542万5,540円を差し引いた流動負債の額は、613万7,094円となります。対します流動資産の額は、現金預金、未収金、貯蔵品及びその他流動資産の合計額2億490万7,232円となっております。したがって、流動資産の額が流動負債の額を上回っております。

よって、平成27年度熊野市水道事業会計決算において、資金不足が生じていないことをご報告いたします。

○議長(前地 林君) 引き続き、報告第1号から報告第4号について、監査委員、下田克彦議員から決算審査の報告を受けます。

下田議員。

(8番 下田克彦君 登壇)

○8番(下田克彦君) 報告第1号から報告第4号について、平成27年度熊野市財政の健全化判断比率及び熊野市青年の家事業外2件の資金不足比率の審査について、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成27年度熊野市財政の健全化判断比率並びに熊野市青年の家事業、熊野市紀和地区水道事業及び熊野市水道事業の資金不足比率につきましては、平成28年6月8日及び7月21日に関係所属長及び職員の出席を求め、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類により内容説明を受け、審査を行った結果、適正に作成されているものと認めました。

なお、審査結果につきましては、議案に記載をされておりますとおりでございます。

意見書のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議案の上程（諮問第1号）

- 議長（前地 林君） 日程第18 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案説明

- 議長（前地 林君） 市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

- 市長（河上敢二君） 諮問第1号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、現委員8名のうち2名の委員が本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、久生屋町、岡部忠澄さん、五郷町、舩屋洋子さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものがあります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

採 決

- 議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議案となっております諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることにご異存はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに決しました。

散 会

○議長（前地 林君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

9月6日から9月13日まで議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、9月6日から9月13日まで休会とすることに決しました。

9月14日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成28年9月14日(水曜日)

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

平成28年9月14日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成28年9月5日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年9月14日（水）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	沖 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- | | | | |
|-----|-----|-----------------|----|
| 1 番 | 8 番 | 下田克彦君 | 32 |
| | 1. | チーム学校の推進について | |
| | 2. | 指定管理者制度の問題点について | |
| 2 番 | 7 番 | 山田 実君 | 48 |
| | 1. | 若者の移住・定住促進について | |

3番	9番	岩本育久君	62
	1.	中教審の学習要領の改訂答申で小中学校での道徳の教科化導入について	
	2.	県農業共済団体の1県1組合化について	
	3.	元気ふれあいノートの利用状況と見守り訪問活動の取り組みについて	
4番	3番	久保 智君	78
	1.	新たな移住定住策について	
	2.	市職員の業務について	

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

○議長（前地 林君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

8番 下田克彦議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） おはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、早速でございますけれども質問させていただきます。

今回、大きく2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、チーム学校の推進についてであります。

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化、多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しております。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外からの調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要であります。

そのような中、中央教育審議会が外部人材を積極的に活用し、学校の教育力を高めるチーム学校の取り組みを推進しております。この取り組みは、一言で言えば、教員が子供と向き合い、授業に専念できる体制を構築していくことと思っております。

国においても、チーム学校推進法が議論をされておりますが、当地域においても今後は教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化、困難化する課題に対応できる次世代の学校を構築していく必要があることから、以下の点についてお聞きをいたします。

まず、1点目、子供と向き合う時間を確保するために、従来の業務を不断に見直し、教員業務の適正化をしていく今後の教員の仕事の役割分担について。

2点目、学校における教員以外の有資格専門スタッフの配置についての考え方について。

3点目、地域の人材活用について。

以上3点、お聞きをいたします。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の1項目めのチーム学校の推進についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、社会や経済の急激な変化に伴い学校を取り巻く状況が複雑化、多様化し、学校の対応だけでは十分に解決することができない課題もふえてきております。このような状況の中、子供たちに必要な資質や能力を育てていくためには、学校が組織体として教育活動に取り組む体制をより強固なものにしていくとともに、学校外の人材等を活用しながら必要な指導体制を整備する必要があります。

ご質問1点目、教員の仕事の役割分担につきましては、現在、学校においては、校長のリーダーシップのもと目指す学校像の実現に向け、教職員一人一人が公務の役割や責任を果たしながら組織的な対応を行っているとともに、家庭や専門機関等と連携し課題解決に向け取り組んでおります。

また、複数の教師が役割分担を決め、学習状況が十分でない子供に対してきめ細やかな指導ができるチームティーチングを取り入れるなど、学校ごとに効果的な工夫を行い、子供たちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる学校づくりを進めています。

次に、2点目の有資格専門スタッフの配置につきましては、教員とは異なる専門性や経験を有するスタッフを学校に配置し、教員とそのスタッフがそれぞれ専門性を生かし、連携して課題解決に当たり学校が一つのチームとして力を発揮することで組織全体の総

合力を高めております。

具体的には、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを初め、福祉等の専門機関等と連携しケース会議を行うなど、子供たち一人一人の複雑化、多様化した教育課題に応えられる体制づくりを進めております。

本年度、スクールカウンセラーについては、市内の全小・中学校に配置しており、おおよそ月2回程度で4時間配置しております。また、スクールソーシャルワーカーについては、木本中学校区の3つの小・中学校を対象に、週1回6時間配置しております。

最後に、3点目の地域の人材活用につきましては、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携、協力しながら一体となって子供たちの健やかな成長を図っていくという観点から、市内全ての小・中学校において、学校評議員制度を導入し意見を聴取するとともに、学校関係者評価を行い、より一層地域に開かれた学校づくりを推し進めております。また、子供たちに魅力のある授業づくりの一環として、地域で専門的な知識を有する方を積極的に講師として学校に招聘しているところです。

具体的には、県の特別非常勤講師制度や、市の事業でありますまちの人材活用事業を初め地域ボランティア等を活用しております。例えば、小学校では、理科の授業で気象予報士を招いた気象についての学習や家庭科におけるジビエ料理の実習、国語科においては、地域ボランティアによる読み聞かせを取り入れるなどしております。中学校においては、保健体育科の授業で必修の内容であるダンスや剣道の学習、音楽では和太鼓演奏などさまざまな教科を通じて、外部人材を活用した子供たちにとって魅力ある授業づくりに努めています。さらに、中学校の部活動では、県の運動部活動サポーター派遣事業を活用し、木本中学校や有馬中学校に地域の外部指導者を派遣し、専門的な指導を行う中で、学校のサポートを行っております。

教育委員会といたしましては、今後、チーム学校の具体的な形として、保護者や地域が学校の教育活動や運営に参画し、子供たちの成長を支えていくコミュニティスクールの導入についても検討しております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 教育長、ありがとうございます。

ご存じのように、このチーム学校推進法、今、衆議院で継続審議中でありましてけれども、役割分担という、今、お話がありました。教育長から、校長のリーダーシップとい

う話がありましたけれども、確かにリーダーシップと言われるように、ある方とない方がございまして、学校別に例えば一例を挙げますと、木本小学校は、非常に防災訓練等、ちょっと横道にそれますけれども、やっていますけれども、なぜ井戸小学校はないんですかというようなお話もいただいております、積極的なところとそうでないところの差が出てきてはまずいかなというふうに思っております。

それと、日本全体で言えば、冒頭申しましたように、非常に教員の仕事が忙し過ぎてということで、学校における教職員の中で占める教員の割合というのが日本では82%、ほかの国ではもう少し低いわけなんですけれども、ちなみに熊野市の学校における教職員の中での、いわゆる教員の割合というのがどの程度おるのか、ちょっと教えてください。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の学校における教員の割合についてお答えします。

学校基本調査に基づく、学校における教員の割合につきましては、教員定数から、文部科学省が示している教員以外の専門スタッフに当たります養護教諭、養護助教諭、事務職員、栄養教諭等を除きますと、82.6%になります。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） やはり国に倣って、外国と、単に比べられませんけれども、非常に高いということですね。

なぜ有資格の専門スタッフの配置を言うかと言いますと、今、スクールソーシャルワーカー等の話がありました。教育長自身、何日、何時間配置というその考え方、結果的には配置をしますということなんですけれども、今の配置のままでいいのかどうか。

というのは、そういう方に、いついかなるときも児童生徒、また保護者が相談をできる体制に、今現在、あるのかどうか。中には、教員も人間ですのであれなんです、いわゆる自分に成績をつける先生に、教員に、打ち明けられないという現実も中にはある。一方保護者は、いまだにそんなん学校に言うたったらええやんかと申しますと、人質にとられとる感が、これを口にする方がいまだにおられるというのは、非常に熊野市の教育界にあっては問題ではないかなと。ほかの地域で聞いたわけではないですけども、いまだに市ではそういう発言をされる方がおるとのこと。その辺について、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） まず、スクールソーシャルワーカーの現在の配置でございますが、県の事業で、それぞれの地域の配置人数は決まっております。その中で、例えば緊急に派遣を要請する場合がございます。それは県が柔軟に対応いたします。ちなみに県教育委員会が採用しているスクールソーシャルワーカーは、県全体で9名でございます。9名が県教育委員会に在籍して、拠点高校を中心として近隣の小・中学校に派遣されるというような形態をとっております。ですから、スクールソーシャルワーカーの現在の派遣で十分かと言われると、そうではない。ただ、緊急事態が発生した場合は、直ちに派遣を要請することができる状況にあります。

もう1点、学校の教員に保護者が相談することができない、これはあってはならない状況であると思います。本来であれば、子供に寄り添って子供とともに悩み、考え、子供にとってどうであるかという視点で考えていかなければならない、そういう役割を持っている教員が、なかなか保護者からの信頼を得られないという状況は、本当に悲しい状況であると認識しております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 現在の推進法の概要を見ましても、いわゆる多様化、複雑化という話をしましたけれども、子供たちの状況への対応、また学校教育の質的充実に対する社会要請の高まりというふうには書いておりますけれども、学校として教育の質を高めたいということやと思うんですけれども、そういうことがまずこの推進法の背景にあると思うんですけれども、心理的、福祉的な専門スタッフの学校における位置づけの明確化と、あと、部活動の話もありましたけれども、地域人材をバンク的に募集をしてもいいでしょうし、地域連携担当教職員の配置というようなこともこの推進法にうたわれております。

そこで、現在までに、今の取り組みは教育長からざっとお話ありましたけれども、このチーム学校推進法につきまして、教育委員会並びに例えば教育総合会議等で議論をされているのかどうなのか、ちょっと教えてください。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 教育委員会といたしましては、今までに学校の、または教育委員会の積極的な教育行政情報の発信、それから地域、保護者との連携という部分でチーム学校というものは、この話が出る前から進めておったところです。たまたま文部科学省のほうからチーム学校という呼称が出てきたわけなんですけれども、目指すところは

チーム学校というところで進めてまいりました。総合教育会議においても、学校の子供たちの学力の向上、安全の確保、学校の透明度を上げていくという視点で、まさにチーム学校という視点での話し合いはされていると思っております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 文部科学省からは、今年度から5カ年計画で「次世代の学校・地域」創生プランというのを公表していますけれども、これ、今年度からの計画で、これをもとに県並び市で議論をし始めてなければならないと思うんですけれども、この計画についていかがですか、教育長。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 5カ年計画の第1年目に当たるわけなんですけど、今年度はできるところからということで、コミュニティスクール、地域運営学校、保護者や地域住民の方に学校運営に参画していただくと、そういったところを検討を進めております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 例えば、学校評議員というのは公募されておるんですか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 学校評議員につきましては、市内の全小・中学校に3名から5名配置しております。

これは、まず、PTA会長であったり自治会の会長さんであったり、それぞれ決まった方をお願いする学校がございます。そのほかにも、地域の方で意見を聴取したいという方を選んでいる学校もございます。この中では、校長は評議員に意見を聴取することができるという形になっております。そして、1年間に最低3回実施しております。そして、授業を見ていただいたり、学校の中を見ていただいたり、学校の経営について説明を受けたり、意見を言っていたり、また、年度末には学校関係者評価を行っていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） まさしく学校でということですので、校長先生のマネジメント能力が問われるんですが、地域とと言いながらも、じゃ、校長先生が地元の方かというのと、そうではない場合もございまして、そこで、なかなかわかっただけないという保護者の声もあることは事実でございます。

これまで学校というのは、さまざまな問題を教員の資質、努力、頑張り、これで一生懸命真面目な教員がさまざまな課題を乗り越えてきたというふうに私も思っております。学校教育のいわゆる成否というのは、教員の資質に負うところが非常に大きい。しかし、ここへきてそれも限界やというふうなところから、こういった推進法をつくるどころまで話がきたんかなというふうに思っております。

チームとしてという教育長のお話ありがとうございましたけれども、法律にはのっとっていただいて、今までやってますということで、じゃ、この地域の課題、教育問題が解決の方向に向かっておるのか、例えば学力が上がってきておるのか、いじめはなくなってきておるのか、子供の貧困問題が解決をされていておるのか、その辺をしっかりと精査していただいて、この法に、法の成立はまだですけれども、今からしっかりと議論をし直しをし始めていただきたいと思っておりますけれども、教育長いかがですか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員おっしゃるように、その時代その時代の課題に応じた教育行政、学校の形態というのは必要であると思っております。今、熊野市が抱えている課題、今後発生するであろう課題をもとに、再度今後の教育行政を考えてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 当たり前のことですがけれども、教育は一に家庭、二に学校、三に地域と、この3つの連携というのが今回の話でございます。子供に必要な資質、能力を確実に身につけることができる学校にすることが大きな目的だというふうに思っております。一日も早いその準備を、熊野市も他市他町におくれていることなくしていただきますようお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

それでは、次に、大きな2点目について質問させていただきます。

指定管理者制度の問題点についてであります。

2003年、平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律のもとで、官から民への流れの中、地方公共団体の公の施設を民間事業者が管理できるように指定管理者制度が導入をされました。

メリットとしましては、民間手法の活用により、管理に要する経費を削減できる、利用者の満足や利用者確保に向けてのサービスの向上が期待できるなどが、当初から期待をされたこの指定管理者制度でありますけれども、当市においても平成18年度から導入がされ、現在では44の施設において指定管理者制度が導入をされております。

そこで、以下の点についてお聞きをいたします。

まず、1点目、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設が定義であるこの公の施設における指定管理者制度の導入により、本市において出た効果についてお聞きをいたします。

2点目に、さらなる民間能力の活用のため導入予定の公の施設はあるのか、お聞きをいたします。

3点目には、集会所、生活改善センターの指定管理者制度についてであります。

壇上から、以上です。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長（清嶺地利夫君） 下田議員ご質問の2項目め、指定管理者制度の問題点についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、指定管理者制度は平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、管理委託制度にかわるものとして導入がなされました。それまで、公の施設の管理につきましては、地方公共団体が出資する団体等に限定がされておりましたが、指定管理者制度では、議会の議決を経て民間事業者を含む幅広い団体に管理を委ねることが可能となりました。熊野市におきましても、平成18年6月熊野市議会定例会で39施設の指定管理者の指定について可決をいただいたことから始まり、現在、福祉事務所所管の1施設、健康長寿課所管の1施設、農業振興課所管の8施設、林業振興課所管の2施設、水産商工課所管の2施設、観光スポーツ交流課所管の4施設、地域振興課所管の5施設、教育委員会所管の21施設、合わせて44の公の施設について指定管理者に管理を委ねております。

まず、ご質問1点目の住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設が定義の公の施設における指定管理者制度の導入による効果でございますが、現在指定管理をしております熊野市花の窟活性化施設等の活性化施設につきましては、行政にはない民間ならではの視点で集客につながるさまざまな取り組みを実施していただき、本市の集客交流や地域活性化に対して効果があるものと考えております。

また、集会所や生活改善センター等の集会施設につきましては、多様化する住民ニーズの中で、地域の実情を把握している団体が地域施設を管理運営することにより、より

地域住民に寄り添った福祉の増進等につながっているものと考えております。さらに、指定管理者制度により、施設の使用許可等について、指定管理者が行うことが可能となり、施設の利用についての手続が迅速になるなど地域住民の利便性の向上が図られていることも、この効果の制度による効果であると考えております。

次に、2点目のさらなる民間能力の活用による指定管理者制度の導入予定はございますが、指定管理等をするかどうかにつきましては、最適な管理形態を考える上で判断することとなります。既に設置されております公の施設のうち、現在のところ、新たに導入する予定はございません。

最後に、3点目の集会所、生活改善センターの指定管理についてでございますが、現在7つの多目的集会所、14の集会所と7つの生活改善センターについて、地元区または町内会等の指定管理者としております。地元区または町内会等を集会施設の指定管理者にすることにつきましては、近隣では紀宝町が同様に行っております。

集会施設の管理運営につきましては、熊野市集会所条例及び熊野市多目的集会施設条例を制定し、指定管理者が行う業務など施設の利用に関する基本的な事項について定め、また、熊野市集会施設等の建設及び修繕等の経費負担に関する取り扱い要領により、施設の修繕費の経費に対する市の負担について定め、市と地域住民が協力しながら維持管理を行っているところでございます。

また、指定管理料につきましては、ほとんどの集会施設が、地元の要望により市が建設したこともあり、受益者に応分の負担を求めるという考え方のもと、支出はいたしておりません。このことにつきましては、高齢化や人口減少等により住民の皆様への負担がふえる中、大変な努力をさせていただいている結果であるものと理解をしております。

最後になりましたが、市内には多くの集会施設がある中で、地域住民の皆様には指定管理者制度のもと、地域の実情に応じ管理運営を行っていただいております。住民の皆様がお互いに協力しながらきめ細やかな管理運営を行っていただけることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

以上であります。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 44のうち、その大多数が集会所や多目的集会所、生活改善センターということやと思うんですけれども、今、花の窟活性化施設のお話がありました。もう少し、せっかく効果が出ているのであれば、具体的な数字も、総務課長たる者、言

っていただきましたかというふうに思っております。

ちなみに、先日も夏休みの入り込み客数が、夏休みの47日間で2万5,180人ということで、前年度の143%だという発表もありました。伸び率は大変すごございまして、それがこの指定管理者制度とどうなのかというのがありますけれども、いわゆる本来の目的、管理経費の削減、効果、サービスの向上というものが具体的にあらわれておるのかどうか、数字があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 申しわけありません。具体的な数字については、手元に用意しておりません。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 用意してないのか、せなんだのか、もともとないのか。もともとないことはないと思うんです。指定管理者に対して管理状況の報告、調査というのがどのように行われておるのかというはあるんですけども、地方自治法の第244条の2、第7項で、指定管理者はそういったものを提出しなければならないというふうになっておりますし、事業報告や業務報告というのは提出をされておると思うんですけども、その点については総務課長いかがですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 総務課には、各課で担当してもらっている関係で、報告書は各課いただいております。また、議会やなんかでも議決を得る際にもいただいているという認識をしております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） じゃ、総務課ではまとめてないと、各課のところにとまっておると。担当課の皆さん、総務課に上げていただいて、総務課長が知らないということでございますんで、今後よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、そうやって言われては総務課長に聞いてもご答弁がいただけんということでございますので、ちなみに、どなたでも結構でございますので、利用者、住民からこういった評価を得ておるということをご答弁いただける担当課の課長はございますか。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 先ほど、下田議員が言われた数字なんですけれども、これが三重県の観光局の観光政策課から出ております、28年夏休み期間中の県内

主要施設の観光入り込み客数の集計表ということでございますけれども、これで見ますと、昨年度と比べましてお綱茶屋におきましては、平成27年度の夏休みでは1万7,610人、平成28年度では2万5,180人と、143%の増となっております。ちなみに、うちのほうでお綱茶屋から報告いただいている数字でございますけれども、平成26年では入り込み客が全体で17万1,605人、27年度で21万9,550人と、比較しまして127.94%の増となっておりますので、かなり効果が上がっていると感じております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 観光スポーツ交流課長、予定にないのにありがとうございます。

こういう質問が出て、調べてきていただいとったんやなというように感謝を申し上げます。これ以上、総務課長にこのことを聞いても何も返ってこないのでもうやめますけれども、じゃ、さらなる民間活力のために導入予定の施設ですけれども、ないということなんですけれども、考えが。定義上で言えば、導入可能な施設というのは、あと市にどの程度あるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 市の公の施設としましては、179、180弱が施設としてあります。そのうちの44施設が、現在指定管理をしているということであります。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 私の聞きたかったのは、例えば他地域では、これを市でせいというわけじゃないですけれども、例えば図書館とか市民会館とか、ほかに導入が定義上できる施設がどのぐらいあるかということをお聞きしたかったんですけれども。じゃ、先ほど課長が言われました最適な管理形態、これは具体的にはどういう形態のことを最適な管理形態と呼ぶのか、ちょっと教えてください。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） ちょっと直接の回答になるかあれですけれども、一応指定管理ができるというのは公の施設ですので、179あれば、それは検討に該当すれば可能であると、直営であるか指定管理者であるかというのが公の施設の考え方ですので、全部できるのであればできますけれども、各市町を見ましてもばらばらですし、近隣を見ましてもないところもあります。そこら辺は、事情に応じて検討していくというのが適切かと思います。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 私が言いたいのは、せっきくの制度ですので、そういった効果を出しとる施設もあるわけですので、民間の活力、経費削減、サービスの向上になるのであれば、考えるべきじゃないかなというふうに思うだけでございます。179、180弱のこの施設の中でも、ご存じのように、試験研究機関とか、当然この庁舎なんていうのはだめでありまして、また、うちにはないですけれども、競輪場や留置場もだめだというふうに言われております。

じゃ、最後に3点目、集会所、生活改善センターのことですけれども、先ほど総務課長答弁されておりましたけれども、これ、先ほど紀和のアクティブセンターも地域で管理しておるんじゃないんですかね。区のほうで管理しておる指定管理者施設じゃないんでしょうか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 紀和のアクティブセンターは、44のうちの指定管理の中に入っております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） すみません。先ほど、ちょっと言われなかったかなと思いましたが、答弁されたんやったらそれで結構です。

生活改善センター、多目的集会所、いわゆる集会所、これは、利用する側と指定管理する側がほぼ同じであるということですね。ここで、先ほど総務課長の答弁でございました、この施設は地域住民に寄り添った福祉の増進をする施設やということですが、定義として地域住民に寄り添った福祉の増進というのは、定義上どういうことを言われるのか教えてください。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 地域住民の使いやすいような健康増進とか、いろいろなものがあろうかと思えます。これらにつきましては、多目的集会所におきましては、多目的集会所の条例で、その目的の趣旨、例えば農林水産業での住民というものをある程度限定をしております。片や集会所につきましては、地域全体の中での福祉という観点で、使用目的というようにいたしております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） じゃ、それでは、これは総務課長がいいのか、教育長がいいのか、こういった中で、いわゆる地域のコミュニティー活動に同じように使っております公民

館は指定管理者制度を導入してないんですけれども、これはなぜなのか。また、指定管理をされておられませんけれども、維持管理費なるものが支給をされておるといふうに、この公民館についてはですね。これはどういう意味なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 私のほうからは、集会所と公民館についての指定管理をしてない理由についてお答えをいたしたいと思います。

先ほども多目的集会所、集会所については条例によって使用目的が違うということでご答弁させていただきましたけれども、集会所は先ほど言いましたように、21カ所そういうふうな、教育委員会では設置をしておりますけれども、条例上は市民の社会教育の振興と社会福祉の増進を図るためということで設置をされています。

片や、公民館におきましては、現在分館を含めて22カ所設置をしておるわけですが、その目的は社会教育法において、法律において規定をされています。これは、市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うと。それによって住民の教育の向上、健康の増進等をうたっております。まさに社会教育、生涯教育、スポーツ等を中心と考えておるといふことでありまして、この社会教育法第28条によって、また館長を、これは教育委員会が任命しなければならないというようなことから、教育委員会におきましてその社会教育法の趣旨により指定管理を行っていないというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の地域が管理する公民館には、維持管理費が支給されているということにつきましてお答えいたします。

公民館に対して支給しているものは、公民館活動を行う上で必要なものにかかる経費として支給しているものでございます。また、集会所につきましても、公民館活動と同様の生涯学習事業を実施していると認められている場合は支給しております。ちなみに、平成27年度は公民館に対して11件、集会所に対して4件の維持管理費が支出されております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 総務課長が言われるように法律が違う、お金の出どころが違うと

というのは、重々承知をしているところでございます。しかしながら、執行部の皆さんもよくよく考えていただきまして、公民館活動と言われましたけれども、じゃ、集会所、多目的集会所、公民館、地域の方々が使うのにどう使い道が違うのか。

じゃ、このことをご答弁いただける方、どなたでも結構でございます。答弁してくれたらいいですけども、生涯学習事業は公民館でしか、教育長、していなのか、じゃ、公民館のないところしか生涯学習事業ができないのか、市民会館まで来てもらっているのか、この辺についてはいかがですか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員ご指摘のとおり、集会所、公民館の活動内容につきましては、地域住民の方が使うという点、内容もそんなに差異はございません。ただ、先ほど総務課長が申しましたように、設置された経緯等を踏まえて分けられている状況がございます。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） じゃ、当市において指定管理制度を導入するに当たって、公民館を外した理由というのは何ですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 外したということではなくして、壇上でも言いましたように、管理委託制度というのがもともとございました。この集会所におきましては、この管理委託制度がございまして、それがその指定管理者制度を導入する際に、管理委託はできませんよと、この指定管理か直営ですよということになった中で、集会所を優先的に指定管理にしたということですので、その他の施設についても、まさに住民と行政がウイン・ウインの関係になるような関係であれば、前向きにご意見をお伺いしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） わからんでもないんですけども、今回この質問で言いたいのは、皆さんのお耳にも当然入っておると思うんですけども、我々議員も懇談会等で地域へ出向いた際に、当然その地域の会場をお借りいたします。本当に高齢化で施設の維持管理も大変困難な状況がそこにはあるということでありまして、指定管理者制度を導入しておる集会所、多目的集会所等で修繕費の割合も決められておるわけなんですけれども、

そこも今後少し検討していただきたいというふうに思っております。

というのは、指定管理していますけれども、じゃ、先ほど言うたように管理する側と使う側が一緒に、どこからもお金が入ってくるというのはなかなかないような状況でございまして、ある区長さんなんかは、選挙をすると公民館でも集会所でも投票所になりますよね。お金いただけるんやと。しかしながら、これは当然そういった公の、市の施設というのは、市役所のものかというのと、突き詰めていけば市民の持ち物でございまして、じゃ、市民がお願いしたから、例えばどこどこ地域で何とか健康教室が開かれたと、そういうものも、ここまできると市からお金を欲しいよというご意見まで、お金払ってほしいと、役所に。そういう話もございました。公の施設の本来の所有者は市民であるということも、重々に承知しながらのお話でございます。

修繕費の話ですけれども、金額の大小、大きい小さい、何万から上下ではなくて、かかる経費につきましては、効果が長く続くようなものであれば、投資として市に負担をしていただいて、要望があったとはいえ設置者としての責任を果たしていただきたいと。コストと投資の区別をしていただきたいというふうに思います。多額な修繕を要する状態に至るまで放置がされてしまうというようなことがないようにしていただきたいとふうに思います。

ちなみに、先ほど話がありました花の窟活性化の施設の改修の予算、今年度104万、当初予算で上がっております。これ当然、地元というか団体の負担もあろうかと思うんですけれども、釜の平丁塚集会所塗装事業、これは当初予算で150万ですけれども、地元負担が34万と、集会所で。志原尻の青年会館の、これは公民館扱いですかね、教育長。改修事業が8万円、これは市の予算でやると。新鹿公民館の駐車場の整備事業が52万、これも教育委員会の予算で出ていると。これが、例えば多目的集会所修繕工事8万というのと、地元でやってくださいよという話になろうかと思っておりますので、そこら辺、生涯学習事業云々という話、法律の話もありましたけれども、それは役所に都合であって、使う側というのは、本当に公民館を利用して地域の活動をされておる方と、多目的集会所を使って地域の活動をされておる人の差異が、格差があってはだめやというふうに私は思っておりますので、その点について総務課長、いかがですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） いろいろな地域によってご事情があろうかと思えます。まさに集会所でも人口の少ないところもあれば、多いところもあるというようなことの中

で、各10年をたちました。また今回、28年3月に議会の議決を得て、この4月から新たな集会所の指定管理を行っているばかりであります。今後、協定でありますので、そこら辺は皆さんのご意見を承って、新たなよりよいものにはしていきたいということで、ご意見を決して聞かない、このままいくんだという意味ではございませんので、いろいろなご意見をいただいて、また考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） じゃ、総務課長がそういうご答弁でございますので、市長にこの点について、法律でこうだからということではなくして、市民の声としてお聞きをいただいて、市長のご答弁をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 維持運営費等については、原則としては地域の皆さんがほぼ受益者として位置するわけですから、地域で負担をしていただいているということでございます。この点については、今、総務課長が言いましたように、人口が減ってきているところでは、維持することも大変だというようなことが、ひょっとしたら既に生じている可能性もあるんじゃないかというふうに思います。

また、修繕費について、私の理解では明確に差をつけているのは、地元で建設をした地元所有の施設の修繕費については、市が建設した集会所等との差はたしかつけているというふうに思いますが、この点についても、やはり議員が先ほど来申されたように使い方としては、ほぼ同じじゃないかということがありますので、一度人口が少なくなってきたところの集会所の運営がどうなっているか、維持修繕の差をつけるのがこのままでいいのかどうか、少し検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、実情を踏まえて検討を深くする必要がありますので、この場で明確な方向性を言うのは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（前地 林君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） この制度の大事なことは、この指定管理者制度が地方公共団体、市が指定管理者に施設の管理を丸投げするという、そういう制度ではないということだけ認識を改めてさせていただきたいというふうに思います。

一般論でありますけれども、各地で労働法上の問題等があったりとか、適切な指定管理者が見当たらずに、いわゆる従来からの管理委託してきた外郭団体に委ねる、これが全国的な現状ではないかなと。特に、過疎のまちの自治体の実態やというふうに思っ

おります、中身を見ると。

ですので、最後になりますけれども、しつこいようですけれども、地区によってコミュニティ活動に対する市の対応が違うということに大きな疑問を持って、今後再検討をしていただけるようお願い申し上げまして、私のこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前地 林君） これにて、下田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時 57分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

7番 山田実議員。

（7番 山田 実君 登壇）

○7番（山田 実君） おはようございます。

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、これからの熊野市の将来について、人口減がどんどん進んでいく中でどうしたら移住・定住が進めていけるのか、希望ある熊野市を見出していきたい、そういう思いから提案、提言、そういう質問をさせていただきたいと思います。

若者の移住・定住促進について。

安心して子育てができる熊野市、子育てしやすい熊野市として子育て支援の充実が図られ、28年度当初予算において、子供の医療費自己負担の無料化や3歳児以上の保育料無料化、給食費補助など、多くの子育て支援の充実が図られております。子供を持つお父さんやお母さんは大変喜んでおります。

三重県下でもトップクラスの子育て応援・支援をもっとPRしてはいかがでしょうか。若者の移住・定住を促進していく上でも、重要なPRだと思います。勝手ながら、「日本一安心して子育てができる熊野、移住・定住するなら熊野」を目指していただきたい。こういうキャッチフレーズで、本当に日本一という冠をつけれるような子育て支援、移

住・定住の事業、施策をやっていただきたいと思います。

地方創生において、過剰な自治体間の競争が起こっていますが、本市には豊かな自然と温暖な気候を活用し、ストレスの多い都市部の人々に健康、体験、癒やしを提供し、さらには、熊野市に住んでもらえるような将来予想図を示していただきたい。

これまで若者の移住・定住促進について多くの議員の皆さんが質問し提言してきました。さらに議会としましても、若者定住促進対策特別委員会、そして昨年には議会から地方創生における提言も行っております。当時、まだ地方創生という言葉もなかった時期ですが、少子高齢化が加速していく中で、将来の熊野を展望して調査研究を行った若者定住促進対策特別委員会が提言しております。人口の流出に歯どめがきかない少子高齢化の加速がますます進む中で、移住・定住を進めるためには、一朝一夕には解決できない問題ではありませんが、真摯に取り組まなければならない問題です。

これまでに議員からの提案や議会からの提案をどのように活用し事業化してきたのか、また、熊野市の移住・定住の将来予想図をお聞かせください。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議員ご質問の若者の移住・定住促進についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、若者の移住・定住促進については、地方創生の名のもとで全国各地の自治体を取り組みを推進し、自治体間競争が特に激しい分野となっております。

議員も既にご存じのことではございますが、熊野市では、このことを踏まえ今まで以上に移住・定住の取り組みを進めるため、河上市政では特定分野における初の基本条例となる熊野市移住・定住促進基本条例を制定いたしました。条例化しましたのは、移住・定住の促進は市のみならず、市民の方々や地域、議会、事業者や団体が協働して住みたくなるまちを目指して進めることで、地域社会の維持及び発展を図ることができるとの認識で、一体となって進める必要があると考えたためでございます。

また、住みたくなるまちとしての具体的な施策としましては、熊野市こどもは宝・未来への希望基金を設け、三重県では初となる3歳児以上保育料等の無料化を初め、小・中学校給食費の補助、高校生以下の医療費の無料化などを行い、今まで以上に子育てしやすい環境の整備を進めたところでございます。この熊野市の子育て支援は、市内の民

間団体の子育て支援サービスを含めると、三重県下でも一番と言ってよいくらい充実したものとなっておりますので、ことしの10月には、子育てしやすいまち熊野市として子育て支援事業を実施しているNPO法人と連携して、東京で子育て支援策のPRと移住相談を行う予定としております。今後も、熊野市の充実した子育て環境のPRを積極的に進めていきたいと考えております。

一方、移住希望者が移住に際して重要とするものは、仕事と家を含めた住むところでございます。仕事の確保につきましては、若者定住促進対策特別委員会が作成した報告書で、働く場の創出が最も大きな課題としているように、これまで同様、市としても最重要課題として位置づけ、地域資源を活用した輸出と集客の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、家の確保につきましては、過去の一般質問においても特に多かった空き家対策を中心として取り組みを進めており、平成27年度から空き家調査員2名を採用し、市内全域の空き家調査を行っております。調査結果といたしましては、本年8月末現在で、1,217戸の空き家を調査し、そのうち貸し出し等が可能な空き家は55戸となっており、そのうち空き家バンク登録済みが15戸、登録手続中が14戸となっております。今後も、これら調査した空き家の有効活用を進めていくとともに、地域の方々とも連携をしながら、さらに活用できる空き家の確保に努めてまいります。また、改修が必要な空き家につきましては、空き家改修の補助制度がありますので、引き続き制度のPRにも努めてまいります。

これら子育て支援や仕事、家の確保等の移住・定住施策につきましては、移住希望者や地域の方々の意見を伺い、また議会からの提言などを参考にしつつ取り組みを進めてきました結果、市の事業を通じて移住してきた方の人数は、平成27年度で16世帯24人、平成28年度は9月現在で9世帯12人となっております。

昨年策定いたしました熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、5年間の累計で50人を目標として重要業績評価指標でありますKPIを設定しておりましたが、平成27年度と28年度の2年間で既に36人の方が熊野市に移住しております。近年、移住者が想定以上にふえてきているのは、移住・定住に係るサービスの充実のほか、担当職員が平日、土日を問わず、移住希望者の市内の案内等の対応を行っていることも大きな要因であると思われます。また、移住希望者に対して親身になって対応していただいている世話役がいる地域が出てきたことも大きいものと思われます。

いずれにいたしましても、市としましては、移住だけでなく、最初にも申し上げましたが、子育て支援を初め、地元の人に定住してもらうための働く場の確保や企業支援の充実など、移住と定住、両面での支援を地域の皆さんとともに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ありがとうございます。

まず、移住・定住を本当に進めていかなければいけないという理由としては、やはり平成28年度9月1日現在で人口が1万7,750人、1万8,000人を切っております。平成17年、約10年前のときには2万1,230人の方がおられたんですけども、どんどん減っていく中、地方創生の中において、人口減を緩やかにするためにもこの移住・定住、若者施策、子育て支援等しっかり取り組んでいくという方向性も示されております、市としても。

私たち議会のほうからも提言しましたさまざまな提言、いわゆる移住・定住促進のことに対する提言であったりとか、子育て支援の提言であったり、それが28年当初予算において、さまざまな形で全部ではないですけども、取り上げていただきました。ここは本当に感謝しております。

まず、聞きたいのが、聞きたいというか、まず移住するために、皆さんが例えばどこかに移住したいと、皆さんが移住することはございませんけれども、若い人たちが移住する、定住するに当たって、自分に置きかえたときに、まず何が重要なのか。住むところの環境とか景観、また仕事があるか、そして医療、福祉の支援が充実しているのか、4つ目としては、周辺に保育園や学校が存在しているのか。このことがかなり重要な条件になってくるんじゃないかと思っております。この中から質問させていただきます。

まず、第1点目として、若い人たちが安心して住める安い賃貸住宅、市営住宅ですね。今、本市としましては、市営住宅の建設というのは行っておりませんが、空き家対策を進め、活用していくという方針、先ほども公室長からの答弁ありましたけれども、やはり地域の若い人たちが、若者専用と言うたら変ですけども、若者が住めるような、少しおしゃれな、きれいな住宅を建設していくことも、移住・定住につながるんじゃないかと考えておりますけれども、その点について建設とか考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 現時点におきましては、まだまだ活用できる空き家がありますことから、まずは空き家の積極的な活用により、若者の定住または移住促進に努めてまいりたいと考えております。新たな、若者向けの住宅の建設というのは、現時点では予定はしておりませんが、今年度から市外から熊野市に転入してきた方を対象に、紀和町の第3所山団地に入居する場合には、家賃の2分の1、上限2万円を最大2年間補助する事業を実施しております。この制度のPRにも努め、移住の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 取り組みとしては家賃補助をしていくと。これをしっかりPRしていくということなんですけれども、平成18年9月15日に、若者定住促進対策特別委員会というものを設置しまして、議会のほうから提案、提言いたしました。4年間かけてさまざまな調査を行い、研究を行って提言書、報告書を出しております。

その中でアンケート調査も行っております。そのアンケート調査で、若者を対象とした住宅の建設をしてほしいという意見や、当然空き家の活用、公共施設だから教員住宅ですね、そういうものを活用して、ぜひ貸し出ししていただきたいというアンケート調査が出ております。その中で、何度も言って申しわけないんですけど、若い人たちのために住宅を建設していくということも一つ夢があるんじゃないかなと。当然よそから、市外から来てもらう人たち、また地元に住んでいる若い人たちが自宅から通うのではなく、やっぱり独立していく、自立していくという上でも住宅の確保というのは重要であると考えています。ぜひとも移住・定住の人たちがふえてくる、またそういう希望というのか、皆さんの声が上がってきた場合に検討して、考えていく方向で進めていただきたいと思います。これは提案なんで答弁は要りません。

続きまして、2番目の仕事があるかというところが非常に大きな問題だと思います。

私たち議会から提案しました地方創生の提言の中でも、まず雇用を確保していくために就労、企業支援の充実という提言を行っております。その中には、新規雇用補助金として、例えば市内事業者がU・I・Jターン者を雇った場合に月額として5万円、最長3年間補助してくださいねというような提言も行っております。このことが財政的には非常に厳しいんですけども、こういうことも含めて雇用をする、地元業者が、企業が雇用していくことを促進していく取り組みも必要かなと思います。

そしてまた、この特別委員会で調査研究し、アンケートの中でも、もし熊野市で移住・定住して働くならば何に従事したいですかというアンケート結果では、第1次産業に従事したいと、農業に従事したいと。それは、やっぱり安定した収入が得られた場合だという回答が出ているんですけど、ここで農業振興課長にお伺いいたします。

農業振興課ではさまざまな就労支援をやられていると思います。この中で、若者定住促進対策特別委員会の中で、まとめの中に提言しております、若者の移住・定住を進めるに当たり、雇用の場を確保することは言うまでもなく重要な問題だと思います。平成22年3月に若者定住促進対策特別委員会で作成した報告書の中で、まとめとして、雇用の場を確保を図るために農業公社の設立を早急に検討すべきと明記しました。

私たち特別委員会の委員としても、こういうものをつくっていったって雇用、いわゆる担い手確保をしていくべきだと。熊野市の第1次産業を盛り上げていくためにも、非常に重要な施策ではないかと考えて、中からこういう農業公社を早急に立ち上げていただきたいということをうたっていますが、このことについて農業振興課長、そういう公社の設立であったりとか、そういう組織をつくるというような考えはございませんか。

○議長（前地 林君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 議員のご質問にお答えいたします。

農業公社につきましては、現在、熊野市ふるさと振興公社において業務の一部門として位置づけ、担い手対策の根幹である農業研修事業や、生産力が弱体化しているタカナ、トウガラシなどの優良野菜の栽培を行っております。また、丸山千枚田の保全管理も行っており、千枚田オーナーや相模女子大など、都市住民との交流も行っています。

これらの取り組みを推進する一方、さまざまな課題も見えてきました。担い手確保対策などは、国による支援策が用意されているものの、農業法人の資格を有しない公社の一業務部門ではそのような補助は対象にならないことがあります。国の農業政策を見ますと、農業を足腰の強い産業としていくため、担い手への農地集積に力を入れるなど、認定農業者や法人の育成に力を注ぎます。これに伴い、その国の支援の多くが認定農業者や農業法人格を有する者に限定されてきています。

現在、熊野市ふるさと振興公社は、法人格は有しているものの一般社団法人であり、国の言う対象法人とは異なります。現在、農業公社を法人化した場合、現在の農業研修事業においては、農の雇用事業が受給可能となります。当該事業は、事業指導員のスキルアップや新たに雇用した事業担当者に対する研究費等の一部が支援されます。その他、

これまで農地の貸借のみだったものが所有可能となり、農地集積による規模拡大交付金の対象となるなど、幅広い取り組みが可能となります。

このように、既存事業を加速化するためには、法人化は必須と考えております。法人化により、担い手育成はもちろんのこと、近年耕作条件がよくても放棄される農地が多く見受けられる中、一つの農業者集団としてそれらを集積し、管理運営していくことも可能となります。このように、農業公社の法人化はメリットが多いものと考えておりますので、できる限り早い段階で法人化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） こういう答弁が返ってくるとは思ってませんでしたので、非常にうれしいことです。それこそ、平成22年3月にこういう報告書を出して、こういうことが将来予想としてこういうことをやってほしいと議会から提案したことが、ここにきて公社の設立、それこそ雇用確保のために進めていきたいというお話が今ございましたので、できるだけ早い時期というお話がありました。いわゆる議会からの提案、そしてまた執行部が、農業振興課が主体となってこれからの農業をどう進めていかなければならないかということを実際に考えた結果なのかなと思います。このできるだけ早くというのは、いつぐらいをめどに、こういうことを聞いていい、まあ聞かせてほしいんですけど、答えられれば。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 少なくとも、来年度早々にはぜひ設立を実現したいと考えてます。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） わかりました。

この公社と言いますと、これまでも公社についての質問がございました。いわゆる公社のあり方についての質問が各議員からございまして、やはり透明性を図っていただきたいのと、本当に公社のある姿、本当に市民にわかりやすい運営というんですか、そういう事業体系をしっかりとつくっていただきたいと思います。

そしてまた、議会提案したことがこうやって具現化というんか、形になってきたことについて、本当に感謝申し上げます。これからも議会としましても、今後の熊野市、1万8,000人を切ってきた、これから先、どんどん人口が減っていく中で、どうすれば人口の流出に歯どめがかけられるんか、そういうこともアイデアを出しながら執行部の皆

さんに提案していきたいと思いますので、このことをしっかりと受けとめていただいて、議会から出てきた提案である場合、本当に親身になって検討していただきたいと思いません。

それでは、農業のほうでちょっとこういう雇用の話したんですけど、熊野市にはいわゆる温暖な気候というか豊かな自然環境がございます。近年、アウトドアスポーツがさまざまな形で、いろんな種目というんか種類がふえてきまして、そのスポーツをやりたくて田舎に移住をするという、全国でもいろんな形で移住・定住が進んでおります。その中で熊野市として、本市においてもアウトドアスポーツの環境整備が図られ、大会を初め、趣味で熊野市を訪れてる方もふえてきてると思います。雪こそ降りませんが、海、山、川、さらに空のフィールドで、通年を通してアウトドアスポーツができる熊野市としてPRし、移住・定住につなげることはできないでしょうか。これは市長公室長、答えていただけますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 昨年から熊野市の自然を活用するという観点から、いわゆる趣味を通じた移住といたしまして、スタンドアップパドルサーフィンのPRとともに、移住PRを進めております。このPRによりまして、移住相談が実際に1件ございました。また、地域おこし協力隊としての採用で、移住につながったものも1件ございます。スタンドアップパドルサーフィン以外でも、地域の受け入れ体制等がしっかりしている状況ができれば、趣味を通じた移住として幅広くPRをしてまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 日本一の移住・定住、熊野市に移住したい、そうやって思ってもらえるためにも、やはりこういう自然環境を生かした移住・定住促進のPRというのも、非常に重要なと思います。これまで本市においては、雪が降らないからウインタースポーツは難しいと思われてましたけれども、逆に温暖な気候だからこそ通年を通じてアウトドアフィールドで遊べる、楽しめる、そしてまた、それが事業を起こせるような地域であるんじゃないかなと考えますので、ぜひともこのことについてもPRをしっかりとさせていただきたいと思えますし、先ほど公室長が壇上で、子育て支援のPRをこれから行っていきます、計画をしていきますということをおっしゃったので、含めて熊野市のこんないい環境があるんだよということをPRしていただきたいと思えます。

続きまして、住むところ、仕事があるか、仕事の確保について公社の話が出てきましたので、これから将来展望としては明るいのかなと思いますので、じゃ、次に、医療・福祉はどうなのかというところについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

熊野市は、三重県下でも、さらにはこの紀伊半島において、もしかしたらトップクラスではないかと、私は考えております。本当に子供の医療費が高校卒業まで無料になったこと、そして保育料、3歳児以上ですけれども、これが無料になった。地方創生の議会としての提案は、ゼロ歳児からぜひ無料にさせていただきたいという提案をしておりますけれども、そういうことを充実していただき、若い人たちや子育て世代の人たちに熊野市は非常に子育て支援、医療・福祉がすぐれてますよというPRをぜひしていただきたいのですが、このPR方法なんですけれども、そういうPRも考えているのでしょうか。どのようにPRしていくのかお聞かせください。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 今年度は熊野市の子育て支援をまとめたガイドブックを作成する予定としております。このガイドブックを移住相談等におきましても、しっかりと活用をしていきたいと考えております。

また、ガイドブックのデータをホームページに掲載しまして、市内外の方を問わず、しっかりとPRできればと考えております。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 6年前のこの報告書の中のアンケート調査なんですけれども、本市において住みにくいと思うのはどこですかという中に、医療体制の不安、あと、子育て支援が充実していないというところに丸が入ってたりしました。それが解決してきたのかなと思いますので、ぜひとも今言われたようなことで、しっかりと、もっともっとPRしていただきたいと思います。

地方創生で、自治体間の競争が激化しております。それこそ隣のまちから、さらにはその隣のまちから、逆に熊野市に来てもらわなければならないような、もうそういう状況です。でも、近くの近隣から人を呼び込むということは、全体的には人口はふえません。ですから、都市部から来てもらえる、私、最初に述べましたように、やっぱり都市部でのストレス、そういうことを癒やすための地域である熊野。本当に子育てがしやすい、教育関係もすばらしい、そういうことを目指してPRしていただきたいと思います。

次に、教育環境、子育て環境、移住するに当たって近くに保育園があるのか、学校が

あるのかということが、かなり重要な条件になってくるというか、厳しい条件の部分だと思います、決定するために。やはり、現役世代であれば学校のこととか考えなくて済むんですけれども、若い人たちがこれから移住するいうときに、子育てが始まる人たちであれば、やはりそこに保育園がある、学校があるということが重要になってくると思います。

近年、少子化が加速度的に進んで、学校の統廃合が進んでおります。休校になっている学校があります。都市部から熊野市の学校に通わせたいと思ってもらえるような、特色ある学校教育を進めていくことはできませんか。例えば、熊野市の自然環境を生かした体験授業など、都会では経験ができないような取り組みを行ってはいかがでしょうか。教育長、この特色ある、非常に抽象的なんですけれども、この熊野の自然環境を生かした学校づくり、そういうものを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の熊野のよさを生かした学校運営、学校教育についてお答えします。

現在、小・中学校では、郷土や地域を理解し、愛する心の育成を目指してさまざまな実践が行われております。例えば、丸山千枚田の稲刈りの集いや、新鹿海水浴場海開きなどに全校が参加したり、地域の協力を得ながら地域とともに行う収穫祭の開催、全校での釣り大会、また、遠足の目的地として熊野古道を歩く、そういった取り組みが各校で行われております。また、この地域の特産である那智黒石を使った囲碁教室を、神上小・中学校を初め4校で実施しております。

このように、各学校では地域のよさを生かした創意工夫ある取り組みを進めている現状がございます。今後も、可能な限り地域の特色、地域のよさ、そういったものに目を向けた教育活動を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 教育長、特色ある学校づくり、学校教育というのはなかなか難しいと思いますけれども、子供たちが本当に自然の中で体験する、そこからさまざまなことが勉強できると思います。遊びの中に本質があるということを思いますけれども、熊野市においては本当に環境が非常にいいと思います。今、教育長が言われましたように、さまざまな体験メニュー、これに加えて都会の人たち、この熊野市の特色あるというか、

方針であれば、ここに通わせたいと思ってもらえるような取り組みが必要だと思いますし、体験メニューであれば、この近隣自治体であれば同じような体験メニューを組んでるところもあります。だからこそ、熊野市として何ができるのかということをお皆さんと教育委員会サイドでしっかりと協議していただいて、ひとつ本当にこれは熊野市でしかできないぞというような学校教育の事業、そういうことをつくっていただきたいと思いません。

皆さんに資料として新聞の切り抜きを配付させていただきました。皆さんと言っても教育長、市長、副市長、公室長にお渡ししたんですけど。各議員さんには、皆さんに配付させていただきました。

この切り抜き、那智勝浦町の色川小・中学校のことです。ここは、私たち若者定住促進対策特別委員会が視察に行ったところであります。都市部から、この色川地区、非常に山間地で、車の移動でもかなり大変なところなんです。そこにたくさんの方が移住してきて、子供たちがそこで生まれ、そして地元根づいてる、こういう地域であります。本当に、先進地が近くにある、こういうところをしっかりと研究していただいて、これからまた熊野市としてもこういう事例を参考にしながら、新校舎の建設というのはなかなか難しいと思えますけれども、休校になっている学校を再開させることも可能だと思います。

この切り抜きでは、同小・中学校の旧校舎は、町役場から車で約40分の山合いにあり、小学校は1963年、中学校は1952年建築の木造校舎、耐震強度不足もあって対策が課題となってる中で、統廃合を含めた議論が交わされたんですけども、新築するということで行われました。テレビでも放送されたと聞いております。そして、またこの新聞を読んだときに、私たち特別委員会が視察に行ったところが、こうやってしてしっかりと根をおろしている、地域に根づいて移住してきた方が頑張っておられる。それに配慮してつくられたのかなと考えます。

熊野市に移住・定住する人たちがふえれば、先ほども言いましたように学校の再開が期待できるかもしれません。さらには、新しい校舎も建設することができるかもしれません。夢かもしれませんが、夢じゃないかもしれません。熊野市の将来に希望が見える取り組みを行っていただきたいと思えます。このことが私は希望だと思います。こういう校舎をつくっていただけることが、地域にとって本当に学校がなくなるということが地域が疲弊していく、そんな感じを受けます。やっぱり学校の再開、まして新築

ともなれば、また地域が頑張っていけるんじゃないかと思しますので、地域の活性化を含めて、やっぱりこの移住・定住促進というのは非常に重要な問題と考えます。

最後というか、市長にお聞きしたいんですけども、まず市として今まで雇用を創出するためにどのような取り組みを進めてきたのか、移住・定住促進、こういうことを含めてどういう思いで今後進めていくのか、そういう思いがあればお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 非常に抽象的な答えにならざるを得ないので、その点をご理解いただきたいと思いますけれども、やはり従来から産業振興が市政の最重要課題の一つで、しかも3つある最重要課題のうち一番上位につけております。これは、やっぱり高齢化が進む中で、地域の維持でありますとか福祉の向上を図るためにも、若い人が熊野市内の各地域に残っていただくことが非常に重要であると。そのためには、やはり何とんでも働く場所の創出というのが非常に重要であります。

一方で、これまでも言ってきたところでございますけれども、人口減少によって地域内の市場というか、マーケットが厳しく縮小しております。そういうことを踏まえると、やはり特産品を市外に販売していく、いわゆる市の言葉では輸出ということをやってきました。それから、集客、これは観光だけでなくスポーツを含めた集客でございます。なかなか特産品の振興という点では、新たな特産品を、熊野地鶏でありますとか新姫とか取り組んで、タカナは従来からありますし、ミカンも従来からありますが、こういう新しい特産品も含めて取り組みを進めているところでございますけれども、若者の定住という点に関連して言えば、大変残念ですけれども、大きな成果とは言えない面があります。特産品の振興という点では一定の成果が出ておりますが、若者の定住という点では、本当繰り返しで残念ですけれども、大きな成果とは言えないのが実情だというふうに思っています。

集客交流については、この10年近くの間、以前もお答えをさせていただきました、新しい数字はちょっと把握しておりませんが、新しくホテルが建ったり、民宿が再開をしたり、民宿のような施設が新たに建てられたりということがありますので、働く場所の創出を含めた一定の効果は出てるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、基本的にはやはり議員も先ほど言われましたように、住むところ、それから働く場所、さらに加えて特に若者の世代には子育て支援策というのが有効になってき

ます。したがって、今、特に産業振興のことを申し上げましたけれども、引き続いて住むところについての用意、これは先ほど市長公室長も壇上から申し上げましたように、行政としてはいろんな施策を用意できますけれども、その施策を利用していただいて、地域として受け入れていただく、その地域としての取り組みが非常に重要になってきます。

現に、山間部のある地域では、世話役さんが非常に動いていただけるおかげで、ほかの地区を見た移住希望者が、その地域を特に希望して、そちらに決めてしまったと。変更して決めてしまったという例が既に起きてるところでございまして、私は移住・定住を含めた地方創生というのは、市町村間の競争ということは常々言ってきたところですが、市内においてもやっぱり各地域の皆さんが問題意識を持って、行政と連携して、みずからの地域に人を呼び込むんだという思いで取り組んでいただくことも重要ではないかと。決して行政は何もやらないというわけではなくて、行政も土日を問わず案内をするようなこともやっておりますので、こういう点でもしっかりとやっていく必要がさらにあるのではないかとこのように思っています。

それから、特に若者の世代については子育て支援ということについて、相当手厚く今回措置をしたところでございまして、その今年度から始めた取り組みの内容を踏まえて、追加的な措置が必要であれば当然考えていかなければいけないというふうに思いますが、当面はその成果といいますか、評価がどのようなものであるかということをしばらくは様子を見させていただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、過疎、高齢化への対応ということが地方創生の一番の眼目だということについてしっかりとした認識を持ちながら、行政として、また地域の皆さんとともに連携を図りながら、取り組みをさらに強化をしていきたいというふうに思っています。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 本当に市長の思い、これが市民に、地域の皆さんに伝わる、そういう思いが伝わっていくような取り組みをしていただきたいと思いますし、本当に地域が一丸となっていく、そしてまた行政と一緒にあって、議会も当然ですけども、一丸となってこの移住・定住に取り組んでいかなければ前に進まないと思っています。ぜひとも各課の皆さん、どうすれば進んでいくのか、またどのようにして地域と連携していくのかを考えていただきたいと思います。

最後に、これは6年前に報告書として出させていただきました、このまとめの中身な

んですけれども、この中に高速道路の開通、まだこの当時開通しておりませんでした。そのときの言葉を少し言わせていただきますが、今後活力と潤いのあるまちを将来像として目指すには、地域の特色を生かした施策、まちづくりの方策を樹立しなければなりません。平成25年度に予定されてる熊野市までの高速道路の開通は東紀州の夜明けと捉え、この地域の発展、最後のチャンス、正念場であるとの意気込みが必要であります。同時に、このことは終わりなき始まりだと。大泊まで高速道路がつながり、そしてまた久生屋までのインターの計画が高速道路の延長、延伸が計画されております。本当に終わりではなく今からが始まりだと。

そして、これまで交通の便が悪いと言われて、この地域はある意味陸の孤島だと言われてきましたけれども、名古屋まで2時間半、約3時間あれば行ってしまう、中部圏からのお客さんも、そして若い人たちも呼び込むことは可能だと思います。また関西圏のこの169号線の改良も進んでまいりまして、非常に大阪から、関西圏からこっちに来ることも楽になってきました。そういうことも踏まえて、中部圏であったりとか関西圏に対して、熊野市のPRをやっていただきたいと思います。

この当時、日本一のロープウェイという言葉を使って、そういうものを誘致したいと。やはり、日本一であるものを誘致することによって、さまざまな人たちが来ていただける、それぐらい目玉になるようなものをつくらなければならない。夢かもしれませぬけれども、やっぱり夢を見る。そして理想を掲げて進んでいく必要もあると思います。私はこの子育て支援、子育てがしやすい熊野、そして、移住するなら熊野、日本一の移住・定住は熊野だと、そういうことをお願い申し上げまして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（前地 林君） これにて山田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 2分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

9番 岩本育久議員。

(9番 岩本育久君 登壇)

○9番(岩本育久君) ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、質問し、当局のご見解をお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、中央教育審議会の学習要領の改訂答申に伴い、小・中学校での道徳の教科化が導入されようとしております。この件についてお伺いいたします。

まず1点目でございますが、この答申によりまず道徳の教科化が2020年に改正されます。それに先駆けて、小学校で2年先の2018年度から、中学で3年先の2019年度から実施されようとしております。そういう観点のことから、熊野市教委として、改正されようとする道徳の教科化についてどのように受けとめておられるのか、2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、道徳の教科化の目的と、その必要性をどのようにお考えですか。

2点目に、今回の改正で「考え、議論する」という言葉がありますが、どのように捉えておられるのでしょうか。2点についてお伺いいたします。

○議長(前地 林君) 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

(教育長 倉本勝也君 登壇)

○教育長(倉本勝也君) 岩本議員ご質問の1項目めの1点目、道徳の教科化の目的とその重要性についてお答えします。

教科化に至る背景といたしまして、これまでの道徳の時間は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った指導例や、発達の段階などを十分に踏まえ、児童生徒に望ましいと思われることを言わせたり、書かせたりする授業が多く見られるという課題がありました。また、いじめ問題への対応としても道徳教育の充実は極めて重要であることも指摘されておりました。そのような中、文部科学省は中央教育審議会の答申を踏まえ、これまで小・中学校で週1時間行っておりました道徳の時間を、引き続き週1時間の特別の教科道徳として新たに位置づけるため、学習指導要領の一部改訂を行うこととなりました。

改訂される学習指導要領において、特別の教科道徳の目標は、「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きていく

ための基盤となる道徳性を養うこと」とされております。また、特別の教科道徳は、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入し、実施される予定となっております。

この実施により、道徳教育において重要な育成すべき資質や能力が学年段階ごとに明確化され、児童生徒の発達の段階を一層踏まえた体系的なものとなることから、より効果的な指導が実現すると考えます。また、全ての学校において、いじめの未然防止や対応の充実も図られると考えます。

次に、2点目の今回の改訂で「考え、議論する」という言葉があるが、どのような意味がありますかについてお答えします。

先ほども述べましたが、これまでの道徳の授業では、読み物教材を読み、登場人物の心情理解のみに偏った指導例が多く見られました。物事を広い視野から多面的に考え、人間としての生き方についての考えを深めるためには、これまでの授業に問題解決的な学習や体験的な学習等を適切に取り入れる工夫が必要となります。そのためには、授業の中で考え議論することで課題改善が図られると考えております。これは、今回の学習指導要領の改訂において、全ての教科でアクティブ・ラーニングとして言語活動の充実などを図り、考えたり議論したりすることが求められております。

今後、特別の教科道徳の時間をかなめとして、教育活動全体を通じて考えたり議論したりすることで道徳的実践力の育成が図られるよう各学校を指導してまいります。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

私も、小学校、中学校のことを振り返れば、確かに道徳という時間があつたような記憶があるんですが、記憶間違ふたら、皆さんはどうかわかりませんが、私は、土曜日の1時間目ぐらいにあつたような気がするんですが、そのときには、一般的な、学校側からのいろんな指導というかアドバイスとか、そういうものの教科だったと、私はちょっと思い起こすんですけども、では、現在、今の小・中学校において、道徳の時間、週に1回ですか。それで年間を通じて35時間ということをおっしゃってありますが、現状はどのような道徳の科として行われおるのか、その実態を少しお聞かせ願えませんか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 現在、道徳の時間として小・中学校ともに、議員がおっしゃら

れたように週1時間設定されております。各学校では、道徳教育推進教員が中心となり、文部科学省が発行している「私たちの道徳」などを教材として活用し、児童生徒の状況に応じて計画的に実施しております。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

計画的に実施されておるといことでございますが、あえて今の教科化にならないければ、自由に道徳の時間を使える。ですから、今シーズンの運動会というんか体育祭というんか、そういうものの準備にも道徳が使えたり、あるいは、先の11月ごろになれば文化祭とかもろもろの学校行事に道徳の時間が使われようということも今のところ自由ではないかと、私はそう考えております。そういうことにならないように、あくまで道徳は道徳の時間として使っていただくことをお願いいたします。

2つ目にお伺いします。

今回改訂されようとする中で、道徳的価値とどう向き合うかという点で、多面的あるいは多角的に道徳的な価値を考え、他人のことではなく自分の問題としてどう考え、自覚していくかがポイントだと言われております。どのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、道徳教科化を機会に、真正面から子供と向き合おうという機運が高まっているとお聞きしております。どのように市教委として受けとめられているのかお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 道徳的価値について、議員ご指摘のポイントは大変重要であると認識しております。

現在、子供たちには豊かな感性や思いやり、意欲、そして多様性を受け入れる力が求められております。それらの力を育むためには、道徳では自分自身に関すること、人とかかわりに関すること、集団や社会とかかわりに関すること、生命や自然、崇高なものとかかわりに関することの4つの内容をバランスよく学習することが大切です。その上で、人間としての生き方の礎となる道徳的価値を学び、さらにそれらを実践できる力を育成していくことが大切であると考えております。

次に、熊野市内で勤務している教職員は、これまでも子供と真正面から向き合ってきていると感じております。今回の道徳の教科化では、指導の結果を明らかにし、実践力

をつけていくために評価することとなります。現段階では、評価は文章で行うこととなる予定でございますが、これを記述するためには、より子供たちを把握することが必要となり、このことが真正面から子供と向き合う機運の高まりというふうに捉えられているのではないかと考えます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 確かに、児童生徒の思いやりの育み、そして生徒と社会とのかわり、生命と自然とのかわりとも言われました。大変重要なことだと思っておりますので、積極的に将来へ向けて考えていただきたいと思えます。

3つ目に、今回の答申の方向性では、道徳教育の充実を通してよりよい社会をどう形成していくか。よい社会とは、多様性と自立性を持った社会であり、それらを担保するには、やはり考える、それからお互いに議論することが重要とされておりますが、その点いかがお考えですか。

また、考え、議論する道徳では、子供が考え、議論するが、やはり教師が主体となって、よりよい生き方を見つけるために考え、議論する意識を持つことが重要だと言われておりますが、その点についてお伺いたします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員ご指摘のとおり、現代社会では、多様性と自立性を持った社会の構築が叫ばれております。そのためには、学んだ内容を深めていくことが必要です。特に道徳的価値の自覚を深めるためには、次の3つの段階が必要であると考えます。

1つ目は、道徳的価値が大切であることへの理解。2つ目は、その道徳的価値は大切であるが、実現は簡単ではないことへの理解です。その上で、3つ目として、道徳的価値の実現に向けては、多様な感じ方、考え方があることへの理解です。特に3つ目の理解のためには、議員ご指摘の、考える、議論することがとても大切であると考えます。

道徳について、学習指導要領では、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが目標とされています。それらが実践できるようになることが、よりよい生き方に繋がると考えます。その目標をしっかりと達成するためにも、道徳的価値のある体験等をもとに、授業展開を教師が主体となって構築し、効果的な教材を活用しながら、計画的に考え、議論する道徳を実践していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

この中教審の改訂につきましては、まだ先の話でございます。今2年、3年先の話を質問するのはどうかと思いましたが、そういう動きがあるということで、事前に市教委のお考えをお聞きしたところでございます。

要するに、中教審で道徳科が教科化されるということになりますと、一段と、先ほど言いましたように、テーマである「考え、議論する」という道徳教科化が始まることになれば、子供たちもわくわくと、ドキドキして、学校に来るのが楽しいと。道徳でみんなの意見を聞き、それから意見も言いたいという、そういう学校になればと願っておりますので、そういう方向性になることを期待いたしまして、この項はこれで終わります。

次に、大きく2点目でございます。

県農業共済団体の1県1組合化について、当局のお考えをお聞きいたします。

平成29年4月1日を予定とする県農業共済団体の1県1組合化に伴い、東紀州農業共済事務組合が合併し、同時に同組合が解散され、新たに県の支所にかかわることとなっております。そこで、3点についてお伺いいたします。

まず、1点目は、県下1組合化の経緯と背景についてご見解を伺います。

2点目に、農業共済の状況についてお伺いいたします。

3点目に、解散に伴うメリットとデメリットについて、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 2項目めの農業共済団体の1県1組合化に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の県下1組合化の背景と経過というご質問でございますけれども、農業共済を取り巻く環境につきましては、高齢化、後継者不足による農家数の減少と、農業生産高の縮小を通じた共済資源の減少などによりまして、運営財源の減少が続いているところでございます。東紀州農業共済事務組合に対しましては、このことにより、構成市町から、国から交付される農業共済の運営に関する支援として交付される交付税を上回る支援を行っているところでございます。また、共済掛金率の引き下げなどに伴う各事業の手持掛金や積立金の減少も進んでいるところでございます。

このように、共済制度の運営については、今後ますます厳しくなってくるものと考えられ、将来にわたって農業共済制度を安定的に運営し、農家の皆さんにとって、災害発生時の農業経営のセーフティーネットとしての役割を果たしていくためには、組織運営基盤の強化が必要となってきました。

また、このような状況の中で、平成22年11月に農林水産省から農業共済団体と都道府県に対しまして「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」という通達が出されました。この通達におきまして、農業共済については、より一層の合理的で効率的な制度運営、農家及び国民の負担軽減、農業共済団体のガバナンスの強化などが必要であるとされているところでございます。

そして、現行の農業共済組合、農業共済組合連合会、国という3段階の組織構造から、1県1組合化により農業共済組合と国という2段階制へ組織整備を進めることが基本方針として示されたところでございます。以降、1県1組合化に向けての取り組みが全国的に加速しているところでございます。

このようなことを踏まえ、三重県農業共済連合会では、平成23年度から25年度までの3年間で農業共済事業検討会議が9回行われております。26年度には検討会議が3回、27年度には7回、27年度から28年度の2カ年にわたって1県1組合化に関する設立準備委員会が2回、この委員会の幹事会が3回、作業部会が11回開催されるなど、6年間にわたり1県1組合化については慎重な検討が積み重ねられてきているところでございます。

また、東紀州農業共済事務組合におきましても、組合議員の皆様を対象に、1県1組合化の取り組み状況について説明会を27年度から2回実施しているところでございます。さらに、全組合員に対しまして、1県1組合化に向けての検討を行っているという状況を知らせるためのチラシを配布させていただくとともに、その後、東紀州の各市町におきまして、農作物等の被害調査、評価をさせていただいている農作物共済損害評価員の皆様に説明会を開催しているところでございます。

こうしたいろいろな会議などでいただきましたご意見や要望につきましては、1県1組合化の検討会議に伝達され、検討が行われてきているところでございます。

ところで、1県1組合化の全国の状況でございますけれども、平成28年3月末時点で47都道府県のうち23都府県で既に1組合化が実現をしております。また、18府県におきましては、三重県と同じく1組合化が予定されているところでございます。残りの6道

県におきましても、検討が進められているというところでございます。

次に、2点目の農業共済の状況についてお答えを申し上げます。

東紀州農業共済事務組合は、平成12年に設立され、紀北町から紀宝町までの2市3町の区域において、水稻・麦の農作物共済、乳用牛・肉用牛の家畜共済、温州ミカンなどの果樹共済、ガラスハウスなどの園芸施設共済の4つの共済品目について共済事業を実施しております。東紀州農業共済事務組合が設立された平成12年におきましては、農作物共済の引受農家数が1,754戸、引受面積は760haございました。これが平成27年度には、引受農家数は1,018戸、面積は613haとなっており、農家数で736戸、42%の減少、面積で147ha、19%の減少となっております。

なお、平成28年度においては、引受戸数が948戸と、1,000戸を下回る状況となっております。

家畜共済におきましては、引受頭数に大きな変動はございませんが、果樹共済、園芸施設共済においては、引受戸数は約半数近くに減少しております。

また、各共済事業とも共済金の支払いに不足が生じた場合に備えるため、各年度剰余金が発生したときは、法定積立金、特別積立金として積み立てを行っておりますけれども、これら積立金につきましても、農作物共済においては、平成12年に約5,700万円あったものが、27年度末におきましては約2,000万円の残高となっております。

農作物共済においては、平成24年度から国が示す掛金率が大きく引き下げられたことによりまして、掛金収入が減少し、被害農家へ支払う共済金が不足するため、積立金を取り崩して支払う状況が続いております。今後もこうした厳しい状況が続くものと考えられております。

家畜共済や果樹共済につきましても、それぞれ約5,000万円程度の積立金があるものの、決して十分な額とは言えず、園芸施設共済においては積み立てができていない状況でございます。

次に、3点目の解散に伴うメリット、デメリットについてでございますが、行政面におけるメリット、デメリット、農家の方々におけるメリット、デメリットについて申し上げたいと思います。

まず、行政側におけるメリットでございますが、1つ目として市町から組合への負担金が不要になるということでございます。現在は、先ほども申し上げましたが、構成市町からは、共済事業への支援として国から交付される交付税を上回る負担金を支出して

おりますけれども、負担金の上乗せ額が毎年度上昇し、平成27年度で約2,000万円となっております。この負担金が不要になるということが1つ目のメリットでございます。

2つ目でございますが、構成市町の担当課長による幹事会を設けておりますけれども、こうした事務負担がなくなるということ。それから、職員を派遣する必要もなくなるということでございます。

行政側におけるデメリットにつきましては、特段ないものと思っております。

次に、農家の皆さんにおけるメリットでございますが、まず、1つ目としては、制度運営の安定度が大幅に向上するということでございます。当然1県1組合化によって保険規模が大きくなるわけですが、この保険規模が大きくなれば危険分散が図られ、制度の安定性が増すこととなります。農家の皆さんにとっても安心感が大きくなることにつながります。

2つ目といたしましては、運営の効率化でございますけれども、各、現在の7つの共済組合における総務管理部門などが、1県1組合化によって簡素化されるなどによりまして運営の効率化が図られ、農家の事務費負担の軽減にも結びつくことが考えられます。

3つ目の損害評価におけるメリットでございますが、現在、組合の評価と連合会の評価、2段階で行われておりますけれども、今後は、損害が発生した場合も1段階の評価で済むことになり、共済金の支払いもより迅速になるものと考えられます。

4つ目でございますが、組織体制が大きくなることによりまして、県下の一部地域において非常に大きな災害が発生したとしても、県全体から迅速に人員を動員することが可能となり、損害評価などを遅延なく行えるなど、制度運営がより強化されることとなります。

次に、農家の側におけるデメリットでございますけれども、事務費賦課金について、単価が県下で統一されることが予定をされております。これに伴い、東紀州地域では、賦課金が上昇する共済費目がございます。このことがデメリットでございます。家畜共済と果樹共済については、単価の変動はございません。

一方で、農作物共済のうちの水稻共済と園芸施設共済については、この単価が東紀州農業共済にとって上昇するという事になっております。農作物共済の水稻におきましては、10a当たりの事務費賦課金の単価は、現在の東紀州では100円となっておりますけれども、統一単価では170円が予定されております。平成27年度の事務費賦課金の実績から申し上げますと、1戸当たりの負担金ですが、27年度の実績からしますと、1年

間で1戸当たり平均600円をいただいておりますけれども、170円の統一単価になりますと1,000円程度ということに上昇することになります。

ただし、この事務費賦課金の単価の上昇分については、5年間の緩和措置がとられるため、急激な負担増にはならないのではないかと考えております。

園芸施設共済につきましては、事務費賦課金単価は、ガラス温室やプラスチックハウスといった共済目的の種類により異なる単価が設定されております。共済金額1万円当たり6円の施設につきましては、統一単価が8円に、16円の施設が統一単価では20円にアップすることになっております。

1年分の事務費賦課金について、平成27年度実績で申し上げますと、現在の単価となっている6円の施設が、1棟当たり平均で約7,000円ですけれども、統一単価の8円では9,200円程度になります。同様に、16円の施設では、1棟当たり平均で4,800円が、統一単価の20円では6,000円程度になることが考えられます。

園芸施設共済の場合は、共済金額1万円当たりの賦課金単価の上げ幅が2円と4円ということで少額であるため、農作物共済のような5年間の緩和措置をとることは、現時点では予定されておられません。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

ただいま、市長からは県農業共済団体の1県1組合化について丁寧にかつ詳細にご答弁いただきました。ありがとうございます。

じゃ、当局にちょっと確認のためにお伺いいたします。

市長の答弁から、要するに1県1組合化となるということは、現在も承知しておりますが、高齢化と後継者不足などによる運営財源が大きく減少して、今後、ますます厳しくなると。それによって、組織の運営基盤の強化も必要な観点から、るる検討されて、ようやく来年4月から実施されるということでございます。

そこで、お伺いいたしますが、市長の答弁の中で農作物の被害調査評価員とありますが、この方は何人ほどあるのでしょうか。引き続きこういう制度が続くのでしょうか。また、2市3町で構成されております現在の東紀州農業共済事務組合の中に、人数的に、町別に、もしわかれば教えてもらいたいと思います。

もう1点は、先ほどの答弁の中で、法定積立金と特別積立金の相違について、あるい

は人についてお伺いしたいと思います。といいますのは、特別積立金につきましては、特別会計とかいうそういう制度がないものの、法定と特別積み立ての違いを特にお伺いいたします。

そして、3つ目に、10 a 当たり100円から170円への引き上げでございますが、これは県下統一になるのでしょうか。ほかのところは既に高いところがあるのか、その辺も含めて3点について当局のご見解を伺います。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 3点の質問のうち、1点目の中の人数等については、この後担当課長より申し上げたいと思いますが、損害評価員が今後とも制度運営の役割を果たしながら存続するののかということについては、実は、農業共済制度を補完するものとして、国では収入保険制度の導入に向けての検討が始まることとなっております。予定では、29年度中に法制化され、30年度から実施が予定されております。その中で、農業共済制度についても、現行の制度についての変更が予定されてます。

なぜ変更が必要かという理由の一つに、三重県ではまだ大きな問題になっておりませんが、他県では、高齢化が余りにも進んで損害評価員の確保そのものが難しくなっているという県も地域もございます。そういう意味では、来年度に大幅な変更はないものの、新たな制度が予定されてる平成30年度においては、この評価員が現行のまま維持されるのか、廃止されるのか、この辺については、先行きは少し、まだ検討の中身が明らかになっておりませんので、不透明な状況でございます。

その他の質問については、担当課長よりお答え申し上げます。

○議長（前地 林君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の評価員の人数ですが、全部で171人の方に委嘱をしております。市町別では、尾鷲市8人、紀北町27人、熊野市55人、御浜町40人、紀宝町41人でございます。

2点目の法定積立金と特別積立金の違いと使い道についてでございますが、法定積立金は、法律で定められている積立金であり、毎事業年度の余剰金から大災害に備えた準備金として積み立てるものです。積み立てる最低の額は法律で定められています。特別積立金は、法定積立金で積み立ててもなお余剰金がある場合に残りを積み立てるものがあります。

使い道につきましては、法定積立金は、共済金の支払いに不足が生じた場合に積立金

を支払いに充てるものです。特別積立金は、共済金の支払いに不足を生じる場合であって、法定積立金の金額をその支払いに充ててもなお不足が生じるときに特別積立金を充てるものでございます。

また、特別積立金は、議会の議決を経て、農家への無事戻し金の支払いや損害防止事業などの費用に充てることのできるものであります。

続きまして、3点目ですが、農作物共済の事務費賦課金10a当たり100円から170円への引き上げの基準につきましては、現在、県内各組合の水稲共済における事務費賦課金単価の平均を基本とし、収支計画を検討して決定されるものです。農作物共済では、水稲の場合は、現状では、桑員ほか3地域は10a当たり200円、伊賀市、名張市は230円、津市と東紀州は100円となっております。平均で大体175円程度ですが、170円となったとのことでございます。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） じゃ、もう1点お伺いします。

行政のメリットとして、負担金の件ですが、予算書を見ますと、27年度も28年度も2,186万5,000円負担金を計上されております。これは、丸々この金額でよろしいんでしょうか。あるいはこの中に、国からのあれが入っておって、幾らが行政としてのメリットになるんでしょうか。その辺はひとつ確認させてもらいたいと思います。

○議長（前地 林君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 正確な数字は、ちょっとここへ用意しておりませんが、負担金では大体1年で2,100万があります。そのうち500万が市の上積みということになっております。残りにつきましては、国の交付金ということになっております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） じゃ、再度ちょっと市長にお伺いいたします。

農業共済については、担当課にお聞きしたところ、従来は熊野市農業共済から紀南農業共済組合へとかわり、さらに、先ほど答弁ありましたように、12年に東紀州農業共済と広げられてきております。今回、1組合化により、来年からは三重県農業共済組合にかわります。

そこで、近年の農業においては異常気象等により各地で農作物の被害が相次いでいる

中で、保険事業として財政的にも組織的にも大きくなることは、いろんな農家の立場から補償面などで安心感があります。答弁で言われましたように、要するに農業を取り巻く状況から1県1組合化はやむを得ないことと思いますが、そこで、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、大きくなることで多くのメリットは、それはあります。デメリットとしては、やはり心配されるのがきめ細かなサービスが低下するんじゃないかということが言われがちです。今回は、東紀州支所が設けられるということで、少しは安心はしております。しかし、農家数や国の農業政策と密接な関係があることから、農業共済制度から見ると、将来は、例えば大都市である松阪、あるいは伊勢など等を含めた、南部と云っていいのか、やはりそういうところの範囲で将来は一つに支所になるんじゃないかということも、可能性としては私自身も考えておりますし、恐らくいずれそういう方向に踏み入っていくんじゃないかと推測もしております。1県1組合化の議論の中に、さらに将来的なことはわからないかもしれませんが、農業共済のこれまでの経過から若干の不安も感じます。

市長が県の会長もされている立場として、農業共済の将来的な方針について、お考えがあればお伺いいたします。

2点目として、今回の合併で東紀州農業共済職員が地方公務員から団体職員になるとお聞きしております。職員の給与とか身分等について、どのようなかわかればお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） お答えをする前に、先ほど、壇上で申し上げました数字について、大変申しわけないんですけれども、訂正をさせていただきたいと思います。

家畜共済と果樹共済に関する積立金の額を、それぞれ約5,000万というふうに申し上げたかと思いますが、これは誤りでございまして、500万でございまして、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、今後、先々東紀州の支所はどうなるんだということでございまして、これまでも説明をさせていただいておりますし、7月の下旬に関係首長が集まって、議会に説明する際には、ある程度中身を固めたものにしなきゃいけないということで、予備契約書に調印をしております。その予備契約書の調印の中にあっても、東紀州の現在の組合は支所として存続することになっております。したがって、少なくとも短期

的に支所がなくなるということは、考えづらいのではないかというふうに思いますし、当然、長期的な存続については、熊野市長として、また東紀州の組合の管理者として、連合会のほうに、また検討会のほうに申し上げていきたいというふうに思います。

ただ、一方で、超長期的になれば、それはやっぱり先ほど言いましたように、今後制度改正等が伴ってきます。その際に、サービスが低下しないかというお話もございましたけれども、評価員を置かない損害評価のあり方なども、どうも国で検討されているようでございまして、現行とは違う簡素な仕組みでの農業共済制度もひょっとしたら出てくる可能性があります。その際にも、やはり我々としては、直接この共済の運営に携わることがなくても、行政側としてこれまで運営をしてきてるわけですから、意見とか要望として、共済の実施者に、東紀州の存続については申し上げることはできるのではないかというふうに思っております、そういうことについてはぜひ留意をしていきたいというふうに思います。

それから、職員については、今のところ一部事務組合という形での農業共済組合ですから、当然地方公務員の適用を受ける身分でございまして。地方公務員の扱いと言ってもおかしくはないところでございまして、1県1組合になると、いわば団体職員としての扱いになるわけですから身分は変わることになります。給与のお話もございましたけれども、給与につきましては、現在、東紀州の農業共済組合につきましては、熊野市準拠の給与水準となっておりますが、これが、予定では、現在の三重県の農業共済組合連合会の給与に準拠することになっておりまして、この農業共済組合連合会の給与については、三重県職員に準拠することになっております。そういう意味では、熊野市よりも三重県のほうが給与法は高いわけですから、給与の面では今よりは厚遇されることになっているところでございます。

職員の処遇については、やはり今申し上げましたように、東紀州の管理者として、待遇等については、身分の変換はこれはやむを得ないものですが、それ以外のことについては極力現状より下がることがないように、むしろできるところは上げてくれということは申し上げてきているところでございます。少なくとも給与については明確に上がることになってるということです。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

そういう待遇を職員もご理解いただきましたら安心するかと思います。

重ねて申し上げますけれども、答弁にありましたように、平成12年度に、当時農家が1,754戸あったのが、28年度で1,000戸を割った948戸と半減しております。ますます農家にとっては共済の補償面での懸念も持たれないよう、より一層農家との接点強化、農家サービス向上を目指した取り組みを願って、この項を終わります。

3点目の項に移ります。

元気確認ふれあいノートの利用状況と見守り訪問活動の取り組みについて伺います。

本市は、高齢化率が41%を超え、国の26%より大きく、国のおよそ50年先を行く超高齢社会となっており、課題が山積しております。高齢者が高齢者を支えていく仕組みの中で、75歳以上のひとり暮らしの高齢者に元気確認ふれあいノートを配布している事業についてお伺いいたします。

まず、1つは、元気確認ふれあいノートの利用状況と、どのように高齢者施策に反映させているのかお伺いいたします。

2点目に、市内主要箇所の公民館あるいは学校等を身近に考え、福祉専門員を配置して、民生委員や社協福祉委員、地区委員が役割を分担して、高齢者の見守り、訪問など切れ目ない、きめ細かな組織の体制と活動も一つの方策だと考えますが、その取り組みについて担当課の考えをお聞きいたします。

○議長（前地 林君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 松本 健君 登壇）

○健康・長寿課長（松本 健君） 議員ご質問の3点目の元気確認ふれあいノートの利用状況と見守り訪問活動の取り組みについてお答えをいたします。

まず、①の元気確認ふれあいノートの利用状況と、どのように高齢者施策に反映されているのかについてお答えいたします。

当課が行っております元気確認ふれあいノート事業は、75歳以上のひとり暮らし高齢者で見守りを希望する方にノートを配布し、週1回の見守りを目標として、平成25年度から市全域で実施しております。

内容につきましては、地域の方を初め民生委員や集落支援員などが、訪問時にノートに記録をつけることで、支援者が訪問の頻度や内容を確認することができるほか、訪問する時期の偏りを調整することができるなど、効率的な見守りができるものとなっております。

現在、ノートは657人の高齢者の方に利用していただいております。昨年度の実績では、ノートを回収した高齢者の64%の方が週1回以上の見守りがあることを確認しております。そのほかの見守り事業とあわせると、着実にその成果を上げていると考えております。

今後につきましても、各種の高齢者施策に反映させていくために、ノート利用者の拡大や訪問回数の目標を現行の週1回から週2回に上げるための工夫など、お一人お一人に合った見守りの提供が必要でございます。

さらに、市や社会福祉協議会が実施しております集落支援事業、食の自立支援事業、元気見守り事業などの訪問型の見守り事業と、各地域で実施しております通所型の高齢者サロンとの連携を強化することによって、切れ目のない見守りにつなげていきたいと考えております。

次に、②の市内主要箇所の公民館など身近な施設に福祉専門員を配置して、民生委員や社協福祉委員、地区役員が役割を分担して、高齢者の見守り、訪問など切れ目のないきめ細かな組織の体制と活動も一つの方策として取り組むことを考えられないでしょうかについてお答えいたします。

高齢者の見守りにつきましては、市全域での見守りを目指し、さまざまな事業を展開しております。主な事業といたしましては、先ほど①の質問でお答えいたしました元気確認ふれあいノート事業による見守りのほかに、集落支援員が訪問する集落支援事業や、ボタン一つで消防本部に連絡ができる緊急通報装置設置事業、社会福祉協議会に委託しております食の自立支援事業や元気見守り事業がございます。さらに、見守り事業を進める中で、介護に関する事業などで、高齢者の方ご本人や親族の方などから相談があった場合については、当課の地域包括支援センターにつなげ、見守り事業と連動した支援をしていくこととしております。

議員のご質問の中にごございましたきめ細かな組織体制と活動につきましては、平成27年4月の介護保険法の改正で、地域支援事業の中に、同様の体制整備として生活支援体制整備事業が創設されております。市におきましても、この事業を活用いたしまして社会福祉協議会にその調整作業等を委託し、市を、市中心部、海岸部、山間部、紀和町の4ブロックに分けて事業を行っております。

事業では、民生委員や区長、地区社会福祉協議会長、行政職員等が生活支援サービスの充実に向けたボランティア等の担い手の養成や発掘、高齢者の見守りや体制の整備な

ど、各地域の特色や環境に合わせたネットワークづくりについて話し合いが行われております。また、当課で行っております若返りクラブや高齢者サロンにつきましても、高齢者が地域の集会所等に来ることで、お互いでの見守りや健康状態の確認などさまざまな情報を得ることができる場所となっております。

今後も、各地域で実施をしております高齢者サロンが、見守り事業を初めさまざまな事業の核となるよう連携を支援しながら、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 岩本議員に申し上げます。申し合わせの時間にご留意ください。

岩本議員。

○9番（岩本育久君） では、1点、まず確認します。

657人という人数を述べられましたけれども、対象者は何人あるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（松本 健君） まず、この事業の対象者は75歳以上の独居高齢者の方を対象としておりまして、28年度では1,795人の方を対象として実施をしております、先ほど壇上から申し上げました657人につきましては、そのうちの37%の方に当たっております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） そしたら、ほかの方は、なぜ、こういう30何%ですから、63%の方は行き届かないんですか。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 少し課長の答弁を補足させていただきますが、1,700人の75歳以上の方がまずは対象ですけれども、その中で、このノートの対象者については、ノートによる見守りを希望する方、手挙げ方式で希望していただいています。その方の人数が657人ということですので、その点もその数字の違いをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（前地 林君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 手を挙げられる方が657人ということですが、恐らくもっと手を挙げたいという人があると思うんです。どのような形で657人に限定されておるのか。あるいはもっと手を挙げたい人があるのに行き届いてないのかと、私はそういう疑念を

持つわけなんです。

時間もないものですから、実は、先般、総務厚生常任委員会が山口県の周南市へ行ってきました。そしたら、そこでも、最も身近なネットセンターをつくって、やはり支え合う、お互いにつなが合う、お互いに守るという、3つの観点から、そういうセンターをつくっておるんです。先ほど言いましたように、健康・長寿課じゃなくて、もっと学校単位に、やはり福祉委員とかあるいは民生委員とか地域の方が入って、お互いに地域を本当に網羅する、目を通して、どのような状態で独居老人が、あるいはお年寄りがどのようなことしておるかいうのをきめ細かい事業をしております。

現実に、周南市では、ここも高齢化が進んでおります。25年度に1,450件あったのが、2,600件も相談があったということが示されて、聞いてきました。やはりもっときめ細かに、これからますます高齢化して、独居老人とかおひとり暮らしとか、あるいは高齢者の妻帯者の方がふえてくる中で、やはりもっときめ細かに、学校単位でもっと民生委員と福祉専門員を置いて、それから地域の方も入って、本当に地域を見守るような状況のシステムをぜひつくってもらうように、将来へ向けて考えてください。お願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前地 林君） これにて、岩本議員の一般質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午後2時15分まで休憩いたします。

（午後 2時 01分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 15分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

3番 久保智議員。

（3番 久保 智君 登壇）

○3番（久保 智君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めの新たな移住・定住策についてでございますが、午前中、7番議員から同様のご質問がありましたので、重複する部分もあると思いますがよろしくお願

たします。

過疎高齢化の進行がとまらない熊野市ですが、これまで当局におかれましては多くの施策をもってその進行に歯どめをかけようとされてきました。しかしながら、その効果は限定的なものとなっており、根本的な解決には至っておりません。

このたびの地方創生関連の施策では、市議会からの提案も取り入れていただき、子育てに係る、ほかに例を見ない事業を打ち出されるなど、新たな動きも見られますが、これをもとにもう一步踏み込んだ施策、事業の展開が求められるところではないかと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

- ①移住・定住に係る情報発信の内容について。
- ②都市などにおける移住・定住イベントなどへの参加状況とその効果について。
- ③他地域からの移住・定住者への対応について。
- ④Uターン者等の定住への対応について。
- ⑤キャリア教育について。

とりあえず、以上5点についてお願いいたします。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議員ご質問の1項目め、新たな移住・定住策についてお答えいたします。

当市の移住・定住促進の取り組みにおきましては、これまで都市部での移住相談会や情報発信など継続的に実施してまいりましたが、さらに展開するため、平成27年7月からは移住交流担当の地域おこし協力隊を採用し、外部からの視点も取り入れた移住・定住の促進に取り組んでおります。

また、平成27年10月に策定いたしました熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略、本年6月に制定いたしました熊野市移住・定住促進基本条例に基づき、さらなる移住・定住の促進に取り組んでいるところでございます。

初めに、1点目の移住定住に係る情報発信の内容についてお答えをいたします。

移住希望者の多くは、移住先を探すためインターネットで情報収集をすることから、移住・定住情報の発信の中心として、地域おこし協力隊が平成27年9月に移住・定住が

ータルサイト「くまの移住ねっと」を立ち上げ、フェイスブックなども活用しながら、移住・定住に関するイベント情報や空き家バンク、地域情報、移住支援情報などを発信しております。

また、移住希望者に直接情報を提供するための手段として、空き家バンク登録者のうち希望する方にはメールで移住関連の情報や、空き家バンクの更新情報などの発信を行っているほか、NPO法人ふるさと回帰支援センターに登録されている移住希望者の会員に対して、熊野市の移住関連情報を郵送で送付していく方法なども実施しております。

熊野市のパンフレットやチラシにつきましては、東京のふるさと回帰支援センターや移住・交流情報ガーデン、大阪のふるさと暮らし情報センターに設置し、都市部での情報発信にも力を入れております。

そのほかにも、新鹿町がマリンスポーツを満喫できる環境があることから、趣味での移住という切り口から、マリンスポーツ専門誌への熊野市のPR記事を掲載する取り組みも実施しております。

移住・定住に当たって情報発信は大変重要と考えますので、各関係機関と連携しながら情報発信に努めております。

続きまして、2点目、都市などにおける移住・定住イベントなどへの参加状況とその効果についてお答えいたします。

当市では、三重県が東京、大阪で開催している「ええとこやんか三重移住相談会」や、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが開催している「ふるさと回帰フェア」などに参加しております。

平成27年度につきましては、東京3回、大阪3回の移住相談会に参加し、熊野市への移住を検討したいという方々34件の移住相談を受け付けております。そのうち、1組1名が地域おこし協力隊として移住し、1組が継続的に相談を受けている状況でございます。

移住相談会は、都市部に住む移住希望者に、直接熊野市の魅力やきめ細かな情報を提供できる重要な場と考えておりますので、継続的に参加し、移住希望者とのつながりをつくってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、他地域からの移住・定住者への対応についてお答えいたします。

移住相談に当たっては、市長公室がワンストップ窓口となって、移住者一人一人のニーズに応じて、仕事や住居、子育て環境などあらゆる悩みに対し丁寧かつ親身になって

相談に乗っております。

具体的には、希望する条件に合った地域の案内や空き家の案内、水産・商工課と連携した就業相談などを行っており、相談内容によって市の各課や事業所、地域の方々等と連携しながら移住に向けたアドバイスや支援を行っております。

続きまして、4点目、Uターン者等の定住への対応についてにお答えいたします。

Uターン希望者等への対応につきましては、Uターン者等の一番の課題となる就職の支援として、水産・商工振興課において、平成28年度から就職相談窓口として専任の相談員を設置し、受け入れ体制を整えているほか、ハローワークや熊野商工会議所、地元高校等の関係機関と連携して就職相談会を開催するなどの取り組みを進めております。

さらには、熊野で働く人材確保推進事業の中で、県内外の大学生等に対し、地元の事業所の認知度を高めるとともに、雇用の確保を図ることを目的にインターンシップの受け入れについても推進を図っております。

続きまして、5点目、キャリア教育についてお答えいたします。

キャリア教育の主な取り組みといたしまして、小学校では社会見学などを通じて、地域の人々の仕事について学んだり、実際に体験したりする学習を行っております。中学校では、職場体験学習を中心に、高校ではインターンシップ研修を中心として、それぞれの発達段階に応じた取り組みが行われています。

また、小・中学校や高校を初め、行政や事業所等の関係機関が集まり、情報共有、意見交換などを目的としたキャリア教育推進地域連携会議を開催し、キャリア教育の効果的な取り組みについて検討しています。

今後につきましても、移住・定住の促進の取り組みにつきましては、議会、市民、事業者、地域団体の皆様のご協力を得ながら、市を挙げて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 大変ご丁寧なご回答ありがとうございました。

それでは、少し重複するところもあるかと思いますが、何点かについて質問をさせていただきます。

まず、移住・定住に係る情報発信の内容でございます。「くまの移住ねっと」ですか、私も時々見せていただいて、大変充実したサイトじゃないかということで大変感心して

おります。それで、そのアクセス数というのは大分ふえておられますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） アクセス数の具体的な件数については、ちょっと手元に用意しておりませんが、インターネットのホームページを通じて、大変問い合わせ等がふえておりますので、たくさんの方にごらんいただいていると思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 多分、本当に興味を持って見えるのかなというふうに思っています。

ただ、ホームページから、私の技術が下手なのかもわかりませんが、「くまの移住ねっと」というところをクリックすると、フェイスブックにつながります。そこから、ポータルサイトのほうの本体のほうに移っていこうとすると、少しわかりにくいですよ。

それから、熊野市のホームページの「熊野市への移住と交流」のところを押しても幾つか出てきて、その「くまの移住ねっと」をするとまたフェイスブックにつながります。フェイスブックしかないのかなというふうに思う人もいないかなと思って、それで、グーグルとかで検索するとそこは出てきますので、そこに行けたんですけども、少しその辺は工夫していただきたいというふうに思います。これは要望です。

それから、ホームページ以外の移住関連サイトの活用についてなんですけれども、いろいろ活用されているというお答えがありました。

総務省が出している、全国移住ナビというのがあると思うんですけども、これも結構見ていただいているというふうにお聞きしています。その中で、熊野市のところを開いていくと、自然環境や観光情報については紹介されておったんですけども、こちらに移住した人の体験談もありました。

ただ、肝心の仕事を見る、住まいを見る、そしてまた、熊野市のお知らせというところには何も書き込みがございませんでした。例えば、同じ三重県の鳥羽のサイトを開いてみると、大変丁寧に表示をされておりました。せっかく全国版のサイトなので、もっと情報を出すことができないのか、それについてお願いします。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） インターネットで情報発信をしていく中で、さまざまな移住関連サイトがございますけれども、議員ご指摘のとおり、現在は熊野市独自のホームページを中心に、そのほか、三重県あるいは一般社団法人移住・交流推進機構や、ふる

さと回帰支援センターなどのホームページ等と連携した情報発信を中心に行っております。

ご指摘がございました全国移住ナビにつきましても、掲載をしているわけですが、すけれども、まだまだ十分とは言えない点もございます。必要に応じてこれをしっかりと活用してまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 余り情報過多になってもいけないかもしれませんが、せっかく開いた人がそれを見れないというのは少し残念ですので、エントリーする以上はやっていただきたいなというふうに思います。

では、都市などにおける移住・定住イベント、これも幾つか参加されているというふうにお伺いしましたがけれども、その対象者、対象となる年齢層などは設定しておられるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 年齢層につきましては、特に設定をしておりません。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） それでは、面談の年齢層というのは、今、お手元にありますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 熊野市のブースへの相談者の年齢としましては、全体的に見ますと、20代から40代の若い世代が80%と大部分を占めております。そのような状況でございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

ちょっと、これ、後にもつながってくるんですけども、多分、中年といいますか、団塊世代あたりの方も見えてるんじゃないかなというふうに思いますので、少しお聞きいたしました。

それでは、移住関連セミナーというのがあると思いますけれども、このセミナーについては、三重県との連携がほとんどかと思うんですけども、熊野市はその中でどのような位置づけで取り上げられておりますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 現在、都市部での移住相談会、主に三重県が開催するイベ

ントに参加をさせていただいております、28年度につきましては、東京で4回、大阪で3回を予定しております。

県下14市町程度が、この三重県の相談会のほうに参加をしているわけでございますが、その中で熊野市のブースを持ってPRをし、相談を受け付けているところでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ちょっと少し私の勉強不足で申しわけないですけども、よくあちこちの自治体が開催してるセミナーというのは、自分のところのいろんな相談というよりも、講演みたいな格好で教室をやるというのがあると思うんです。そういうこともされているのかと思いましたが、ちょっとお伺いしたんですけども。

私、ちょっと危惧するのは、「ええやんか三重」という名前があると思います。たしかそのような名前ですね。この「ええやんか」というネーミングは、私たち紀州人にとってみたら余り使わない言葉ですので、三重県を標榜するのに「ええやんか」というのが物すごく抵抗があるんですけども、その辺は別として、熊野市ができる限りこの熊野市を売り出すというところでは、例えば、独自に三重テラスなんかも利用してこういうことを開催するということはできないでしょうか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 東京でのこういう移住相談会等の状況として、毎週、全国の自治体がこういった移住相談会を開催しております。

熊野市単独では、なかなか情報発信力、知名度から多くの集客が余り期待できないということも考えまして、県を中心とした三重県全体でアピールし、集客を図っていったほうが効果的ではないかということで、三重県でやっているわけですけども、一方では、県内の自治体間での連携を図る移住相談会を独自のものを開催したいということも考えておまして、本年11月に尾鷲市、鳥羽市、熊野市の3市が協力をして、共通の海の暮らしというのをテーマにして、相談会を3市で、独自になりますけれども、開催することも計画しているところございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。せつかく東紀州関連の公社もござひますので、その辺のことも活用してぜひお願ひしたいと思ひます。

それから、次に、他地域からの移住・定住希望者への対応についてお伺ひいたします。熊野市を訪問される移住希望者の実態ですけども、先ほどちょっと聞き漏らしたの

か、1組とかという話をちらっと聞いただけなんですけれども、例えば、熊野市に移住したいという相談に訪れる方というのは、年間どれくらいありますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 27年度で、これは移住相談会も含めてでございますけれども、67件ございました。28年度は、9月現在で45件の相談を受けております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 大変結構な数字ですね。

その中で、よく目的というか、人生の楽園という番組を見て来られる方、結構年齢層が高い人が多いと思うんですけれども、そういうシニア世代の方は、仕事よりも安らかに暮らせるというか、そういう暮らしを求めて来られる方が多いと思うんです。そして、若い人はどちらかという仕事を求めて来られるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の分析はされておりますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 27年度の、先ほど申し上げました移住相談67件のうち、20代から40代が74%を占めております。比較的若い世代の方が多いということでございますけれども、移住相談者の方によって優先順位が異なりまして、例えば第一次産業や趣味などをしたいことができる環境を探す方でありまして、熊野市が気に入って住みたいという、これは自然環境とか子育て支援環境とかいうことでございますけれども、そういうことを考える方、また、空き家バンクを通じて気に入った空き家があるということで住みたいと考える方など、さまざまでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

その中で、例えばそういう目的を持って来られた方について、移住・定住の体験事業というのがあると思うんですけれども、ちょっと見せていただいても、いろんな移住ツアーというのを実施されるというふうにお聞きしてましたが、その内容と参加人数について教えていただけますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 田舎暮らし体験ツアーを実施しておりまして、昨年度は1回のツアーを実施して1名の参加がございました。28年度につきましては、8月に実施をいたしまして1名の参加がございました。また、9月にも実施する予定としておりま

して、そちらは現在7名の応募がございます。

この内容につきましては、1泊2日で、今年度につきましては、波田須町を中心に世界遺産を歩くグリーンツーリズムや、まちの人との交流、あるいは星空の観察会、また干物づくりのワークショップとか石窯づくりとピザ焼き体験、また新鹿海水浴場でのスタンドアップパドルボードなどのマリンスポーツ体験等になっております。

このほか、就労の体験につきましても行っておりまして、27年度には本格的な農作業をミカンのほうでやっておりますけれども、体験していただくツアーを実施し、1名の参加がございました。今年度につきましては、水産・商工振興課で漁師塾を開催いたしまして、5名の参加をいただいているところでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

それでは、農業、漁業について就労体験などは前から実施しておりましたし、あれなんですけれども、ちょっと突然で申しわけないんですけれども、観光業で、業として、なりわいとしてそういう体験事業というのは、観光地をめぐるんじゃなくて、就業の対象としたそういうツアーというか、そういうことは実施されておりますか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 観光業をなりわいとしてするためのツアーということでございますが、その点についてはまだ実施には至っておりません。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ちょっと何でこれを言いましたかといいますと、よく市当局の答弁中で、観光業は基幹産業の一つとして考えるということが出てまいります。であるならば、やはりこういうことも一つとして位置づけて、体験ツアーとかをその中に組み入れていただけるのがいいのじゃないのかなというふうに思いますので、少し質問させていただきました。

移住・定住を促進するにおいて、ツアーとか体験事業というのは、希望者が移住を決断するにおいて大変重要なものであると考えます。

今年、総務厚生常任委員会の先進地行政視察で訪問した山口県周防大島町、ここでは観光的なものを完全に排したツアー、すなわちその土地で生活するための条件を教えることに特化したツアーというのを実施しておりました。甘い考えで移住を決断してほしいというところからの考えであるということでしたが、私もこのことについては少

し共鳴をするところがございました。

今、実施されているツアーは、全否定することではございませんし、しっかりやっていただきたいと思うんですけれども、やはり移住を考える人が現実をしっかりと認識していくためには、こういう取り組みも必要かと思しますので、ぜひそのツアーの中にこういうことも取り入れていただいて、特に医療とか、午前中、山田議員が言われましたように、医療とか福祉とかそういうことも、実際にそこに行っていたりとか、そういうことも含めてのツアーなり体験を組み入れていただきたいというふうに思います。

次、お試し住宅について少しお伺いします。

ホームページを見ていましたら、お試し住宅が、たしか切立のだと思うんですけれども、果たして移住希望者の多くは、中山間地域の移住を希望されておられる方が多いかと思うんですけれども、果たして官舎跡が適当とは少し思えないんですけれども、例えば山間地にと中山間地にそれを設けるという予定はございませんか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 木本町のI・Jターン住宅のお試し住宅につきましては、これは例えば、移住を希望する方が仕事や空き家等のお住まい、そして地域を知っていただくために来られたときに、移動がしやすいことを意図して、そこを拠点にいろんな下見をしていただくということを意図してしたものでございまして、そこで住むこと自体を体験するというような意図ではございません。

今年度につきましては、新鹿町に空き家を借りまして、これを活用したお試し住宅の整備を進めているところでございます。こちらにつきましては、まさに議員ご指摘の意図とかなうものではないかと思うんですけれども、そういった地域の体験、海の近くということでございますけれども、そういった暮らしを体験して、地域を知っていただくという趣旨で整備をするものでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） これは周防大島に行かせていただいたときも、町場ではないところにそれを設けて、例えば1週間、2週間、1カ月というスパンでそこに住んでいただいて、なじめるかどうかをまず体験していただくということをやっておられました。ですので、そういうことも含めて、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

では、晴れて熊野市に定住されようとする方についてのことについてお伺いをいたします。

熊野市に移住されることを希望した方へのフォロー体制ですが、市の体制はわかりました。先ほど、地元のあるところでそういう協力者がいてというお話も伺いました。

その話を伺った上でなんですけれども、移住・定住を成功されている自治体の事例を見てますと、やはり日々の生活等の相談役となる方々、それが必要だということはもう間違いないというふうに思います。

その際、先ほどある地区、これは存じ上げておるんですけれども、やっていただいている世話役の方のご活躍というのは、大変ありがたいことなんですけれども、しかし自発的にそれをやってくれる方というのは、本当に奇跡的なものだというふうに思うんです。

ですので、例えば、行政としてその地域にそういう人たちを発掘するとか、そこに体制をつくっていくような仕組みづくりというのを考えておられませんか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 地域の方々が一緒になって移住者を受け入れてくれる、そういう環境が整っているということは、とても市としても心強く、非常に大切なことだと思っております。先ほどの議員のご指摘のあった例を申し上げますと、山間部のある地域では、今年度に入って3組6人が移住をしております。昨年度を含めますと、5組12人の方が移住をしております。うち子供が5人となっております。

これは、本当にこの地域の方が熱心にこの移住希望者の受け入れに協力していただいたことで得られた結果でございます。移住者の方も非常に地域の方の印象がよかったということで移住を決められたというケースもございました。

また、移住後の、やっぱりフォローというのが大変大事でございます。そういった移住を決める際の非常に地域の方に親切にいただいたことが、やっぱり移住後もそういった相談もできる安心感にもつながると思いますし、市としても、協力隊員でありますとか市の担当職員が移住後もいろんな相談を受け付けたり、あるいはイベントに案内をしたり、そういったフォローもきちっとやるわけでありまして、何よりもその移住者が住むこととなった地域の方々がしっかりと受け入れて、後の定住に向けた支援もご協力をいただくということが非常に大切だと思っておりますので、今後もそういった地域での体制づくりも含めて、地域の皆様と相談をしながら、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） よろしく申し上げます。

恐らく、今回すごくノウハウを持ったお方だと思いますので、そういうことについて取り組みやすかったのかなという気もしますけれども、やはりそういうノウハウを持たない地域もあります。人が来てくれてもどうしていいのかなということもありますので、その辺も含めてぜひ、人材の発掘というのも変ですけれども、そういう世話役のおせっかいな人を探していただいて、各地域にそういう人がいるというような形にしていれば、もっともっと形が変わってくるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、Uターン者等への対応についてお伺いいたします。

先ほど、地元出身者、高校生、大学生等への対応についてお聞きしましたので、地元出身者といいますか、以前から高齢者予備軍である50代、60代の方々のUターン希望の受け入れについては、熊野市については余り目立った施策がないと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） Uターン者の方につきましても、Iターン、Jターン同様に移住の相談等の対応をさせていただいております。年齢についても、特に限った対応はしておりません。同様の移住相談、仕事でありますとかお住まいでありますとか、そういった相談を受け、対応したいと考えております。

ただ、議員ご指摘の点については、一次産業の担い手対策の施策として若い世代、45歳未満の方々を対象として、例えば住宅の家賃の手当てをしたり、そういった施策はとっておりましたが、移住・定住の施策としては特に年齢を限っているものではございません。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

ちょっと私も勘違いをしていたのかもしれませんが、例えば家賃補助とかそういうこともUターンの方でも対象になるということですか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 家賃補助というお話がありましたので、従来、担い手対策として家賃補助をしていたものにつきましても、あくまでI・Jターンで45歳未満の方、農林水産業でございますけれども、これは担い手対策の施策として、変更をするものではございませんが、紀和町の第3所山団地、こちらのほうの支援として、今年度からこ

ちらへ転入をされた方、Iターン、Jターン、Uターンにこれはかかわらず、家賃の補助を家賃の2分の1、月額上限2万円を最大で2年間、補助をさせていただく制度を今年度始めたところでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） わかりました。

ちょっと、I・Jターン者に比べて、今まで45歳以下の方々についてはそういう制度があって、地元の方で、以前、帰ってきたいという人がいて、相談に来たら地元の人は家があるじゃないかというふうに言われて、その方は家がなかったんですけれども、地元出身だったんですけれども、それで、何かすごくがっかりして隣町に行ってしまったという事例が、私の友達でおりますので、ちょっとその辺も含めてお伺いいたしました。

ぜひ、I・Jターンとかじゃなくて、全て移住して来られる方には、Uターン者も含めての対応をお願いしたいというふうに思います。

また、60代、70代の方については、相談もきちっとということだったんですけれども、70代までというのは少し行き過ぎかもしれませんけれども、年齢問わず、私が今住んでいるところなんかだったら、60代だったら若者なんです。即戦力なんです。正直、80代、90代の方が地域のコミュニティーの維持のために頑張っている中で、60代の方の移住というのはすごく大きな要素を持っています。

確かに、高齢者予備軍として、それから先のリスクを考えると余り積極的じゃないというのはわかるんですけれども、その辺のことも含めて、また今後、施策やこういう事業をするときに、余りそういうところに線を引かないでいただきたいなという、これは要望です。

あと、キャリア教育についてですけれども、キャリア教育についてはいろいろやっていただいていると思うんですけれども、職場体験とか単発的なものではなくて、より地元への就労を意識させるような、地元企業や農林水産業への定期的というか、ある程度のスパンを持って体験をさせるとか、それから、地元企業とか農林水産業者を講師と招いて、地元の産業の魅力を紹介できるようなものを教育プログラムの中に組み込めないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 現在、各中学校の第2学年において、おおむね3日間、市内の事業所等を中心に職場体験学習を実施しております。

この体験学習では、事前事後の学習もあることから、学習指導要領に示されている各教科等の年間授業時数の確保を考えますと、継続した就労体験的な時間をふやすことは難しい状況であると考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） わかりました。なかなか、教育現場というのは難しいものだなというふうに思います。

実際、子供たちは熊野にどんな仕事があるか、その仕事の内容がどうかというのを知らずに高校に入り、高校でちょっとした形だけのインターンシップとかキャリア教育を受けて、それも本当に体験2日、3日です。それで、暑かった、えらかった、つらかったということだけ覚えて、もうあとはないということが多いというふうに聞いてます。

ですので、やはり親の背中と言いますけれども、親も今、余り農林水産業につかさないというのがあるのかもわかりませんが、やっぱり地元でどんな仕事があって、それがどんな魅力的なものかということ、少し教えるのも一つ教育現場の仕事じゃないかと思っておりますので、ぜひまた検討できる余地がありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほど来話しさせていただきました、移住・定住を希望される方にとっては、まずいろんな情報を集めて、そしてその土地が自分にとって魅力のある土地であるかどうか選択し、そしてイベント等の参加により、その話を聞き、場所を絞っていきます。その際、移住セミナーなどを、特に自前でというか、自分のところを大きく標榜できるセミナーを開催しておるところは、大きなアドバンテージを得れるというふうにも聞いております。

私の知り合いの自治体でも、頻繁にやっています。結構な量の移住者がそこに移っていています。人は人を誘いますから、移住した先でよければまたそれについていきます。そういうことも含めて、フォローする組織づくりであったり、そういうことをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

また、今、最後に言いましたけれども、他地域からの移住者よりも、よりといいですか、それも大事なんですけども、地元出身の方というのは、以前、熊野に住んでいて愛着もありますし、それでまた熊野のことを知っていますので、即戦力になると思いますので、ぜひそういう方の受け入れも、手厚い支援をお願いしたいと思っております。

最後に、このことについて、市長にお考えがあればお伺ひいたします。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 先ほど、山田議員の答弁でも申し上げましたとおりでございます、非常に、地方創生の中ではこういう移住・定住の取り組みが特に競争が激しい分野でございます。

働く場所がなければ、移住も定住も勧めることができないと思いますし、あわせて住むところについては、地域の方々の本当に熱意でありますとか、温かい受け入れ体制づくりが大きな課題でありますし、年齢限らずというふうにおっしゃっておられますけれども、将来的なことを考えると、やはり移住・定住の対象として、本来、市としてありがたいのは若い世代でございます、そういう若い世代に対しましては、子育て支援が重要な検討の項目になると思います。そういう点については、非常に力を入れて取り組んでいるところでございますけれども、これも同じことではございますが、最後に決め手となるのは、どうも地域の温かい受け入れの体制ですとか、丁寧な対応というところが、少なくとも熊野市における移住者の方々の、その場所を決める際のポイントになっているような気がいたしますので、繰り返しですが、地域の皆さんと連携をしながら、また、移住のための取り組みそのものについては、他地域に負けないように、さらに図れるものについては拡充を図りつつ、移住・定住をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

私が今回こういう質問をさせていただいたのは、人口が1万7,000人余りとなり、そして、これはまさに危機的な状況であるというふうに思っております。私たちは、この状況に対し、今、目先のことにとらわれることなく、市当局、市議会そして市民の皆さんが一体となって、この問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

今後とも、市当局におかれましては、私たちもできるだけ協力させていただきますので、ぜひ前向きに進んで、移住策について取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの項を終わります。

それでは、2項目めの市職員の業務についてお願いをいたします。

熊野市においては、かねてより正規職員の採用を減らすなど職員数の削減に取り組んでこられました。その結果として、財政の健全化においては大きな成果を上げることに

なっています。しかし、その一方で、職員の削減により、業務に支障が出ることから多くの職種において、その不足分を臨時職員で賄うことでそれを対応しておられると思います。特に、窓口業務や現業職、また保育職においては、その傾向が顕著となっています。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

正規職員の減少による業務への支障について。

2つ目、臨時職員の勤務条件等について。

以上、2点についてご答弁をお願いします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長（清嶺地利夫君） 久保議員ご質問の2項目め、市職員の業務についてお答えをいたします。

ご質問1点目の正規職員の減少による業務への支障についてですが、まず、職員数の現状を申し上げます。

平成28年4月1日現在、正規職員が298名、一般職、非常勤職員や臨時的任用職員等は259名で合計で557名となっております。このうち正規職員の推移といたしましては、合併後の平成18年4月1日現在と比較しますと、80名の減少となっております。

内訳は、消防職のみ79名のままで変動はありませんが、その他の事務職員は188名から157名に31名の減少、保健士は10名から7名に3名の減少、技術職は36名から27名に9名の減少、保育士・幼稚園教諭は47名から17名に30名の減少、その他18名から11名に7名の減少となっております。

市といたしましては、市民のサービス維持、向上のため、また正規職員の任用は若者の雇用の場の確保のためにも重要であり、決して削減を望んでいるわけではございません。しかし、国の指針に基づく定員管理の適正化により、必要最小限の職員数で対応せざるを得ない状況であり、今でも人口に対する正規職員数の割合は、人口5万人未満で産業構造が類似する全国の174の自治体中、3位と上位に位置をしております。

今後も当市の人口減少が続きますと、その規模に応じて正規職員もさらに減少させなければならなくなると思っております。当市は、地域が広いため、人員不足によって、市民サービスを初めとする各業務に支障を来さないよう、必要に応じて一般職、非常勤職員等の任用により対応をまいりました。

今後は、これまで以上、効率性や費用対効果等の観点から既存の業務を見直していくとともに、組織の機構のあり方についても考えてまいりたいと思っております。

続いて、2点目の臨時職員の勤務条件等につきましてお答えをいたします。

一般職非常勤職員等の推移といたしましては、平成18年4月1日現在と比較しますと、50名増加となっております。平成18年4月当時の詳細な資料がありませんので職種別の人員は不明ですが、平成28年4月1日現在の主な職種別の人員、人数といたしましては、一般事務職員等が71名、労務員が61名、保育士・幼稚園教諭が37名、給食調理員が31名となっております。

一般職非常勤職員等の収入につきましては、任用方法や雇用形態の違いはあるものの、正規職員と比較しますと低いことは認識をしております。しかし、県内の各自治体と比較した場合、当市の賃金の年収ベースは県内では上位となっております。

また、その他処遇につきましても、年次有給休暇制度や夏季休暇の導入、健康保険、厚生年金等の社会保険の加入、公務・通勤災害時における補償、正規職員と同じ健康保険の実施等、福利厚生面につきまして、正規職員とほぼ同じレベルとなっております。

加えて、他の自治体にはない制度といたしまして、世帯としての年収が一定額以下の一般職非常勤職員の子育てを支援するため、平成21年度から子育て支援手当を支給しており、今年度から手当の対象となる子供に対する支給額を1人当たりさらに3,000円増額をしております。

今後、市民サービスの維持、向上を図るためにも、一般職非常勤職員等にもそれぞれの個性や能力を生かして働いてもらうことは重要であり、そのためにも、引き続きできる範囲で賃金や社会保障等の処遇の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

いたし方ないということだと、いたし方ないんですけれども、正規職員が減少することによって、業務支障があれば臨時職員で埋めていくという形だと思うんですけれども、保育職ですと、労務員というか現業職において、比率がもう大変な数、逆転してますけれども、この辺について支障は生じていないとお考えですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 昔、職員だけで大半やっておった時期に比べると、形態は

違うと認識はしております。それなりの中でやっていただくと、市民サービス面で支障のないようにやっていただいているというふうに認識をしております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 実は、保育所なんかを見てみますと、園長先生、それから主任先生、あと1人ぐらいが正規職員で、あと大半が臨時職員の方々という構図になってます。ひまわり保育園が井戸保育園を委託でされてますけれども、将来そういうことも視野に入れての、これは採用形態なんですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） これまで削減をしておりましたけれども、ことしの採用では採用しております。計画的にも、兼務ではありますけれども、採用しておりますので、特に具体的にどういう形で対応していくところまでは考えておりません。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 私は、こういうことは余り言いたくないんですけども、実は、今、例えば二十一、二歳の方を採用して、ずっと年齢が本当に不安定な形になると思うんです。例えば、今、園長先生それから主任の先生が退職したときに、じゃ、その二十何歳の子が、あと5年後二十七、八歳になったとき、園長先生になれるかという、すごく恐ろしいことになるんじゃないかというふうに危惧しますので、それについて、ことしちょっとお聞きしたかったんですけども、これ、総務課長にお聞きしても大変困ると思いますので、ぜひ、そういうことも現場採用といろいろ話をさせていただいて、ぜひいい方法を見つけていただきたいなというふうに思います。

それから、正規職員の減少において、例えば技士であったり、いろんな形で、仕事量の増に係る精神的負担、プレッシャーというのはすごい大きくなってくると思うんですけども、その辺のことについてのケアはどのようにされてますか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） この職員のメンタルヘルスというのは、全国的に問題となっておりまして、当市におきましてもメンタルヘルスカウンセリングというのを毎年1回実施をして、これは新たな管理職となった職員、また時間外の多い、ストレスの高いと思われる職員に、外部のカウンセラーを招き、悩み事相談をしていただくという、面談をしていただくという制度であります。

また、ことしから、これは全国的に義務づけられたわけですけども、ストレスチェ

ックということで、これにつきましては健康診断の際にはほぼ全職員、非常勤も含めた全職員に対してストレスチェックを実施して、ある程度のストレスと言われる方については産業医の先生も委託をしておりますので、その方に相談をするというようなことがことしから始まって、その対応に臨んでおります。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） どうか、よろしく願いいたします。

それでは、臨時職員の勤務条件についてお伺いいたします。

職種別の給与体系がないんですけれども、決して高いとは言えない、県下ではトップレベルとか言われてましたけれども、それでは、総務課長、これは生活できるレベルの給料と思いますか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 壇上でも申し上げましたように、決して子供を養うのに楽な状況ではないというふうには認識をしております、今年度からは子育ての手当を増額するなど、できるだけ条件面で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 本当によく頑張ってくださいとおって、大変安いという部分で、ぜひご検討いただきたいと思います。

それと、今度10月1日で改定になります最低賃金、それに応じて市のほうも改定されるということですね。給料のほうは改定されますね。それで、その金額なんですけれども、それは幾らですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 今回、最低賃金に抵触するというのは、日額が6,020円の方、これは8時間45分の時間で換算しますと、今回、三重県が上げた795円に、日額の方だけで抵触するというので、これをそれに見合うように6,170円に10月1日から上げる予定としております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） わかりました。

そこで、日給月給の制度になっています。そうすると、休日が多い月、連休、ゴールデンウィークとか挟むと、大変給料が下がっていくという現状があります。

安いながらも一生懸命やってこられてる方にとっては、全く計画が立たない月がある

というふうにお聞きしています。これについて、法的にどうかとわかりませんが、固定給といいますか、月額というふうには指定できないんですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 原則論で申しわけございませんけれども、これは地方自治法の203条の2の2項で、非常勤の職員に対する報酬というものは、勤務日数に応じて支給するという原則論、これがあるから絶対できないということではないんですが、原則、これに熊野市では準じているというところであります。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） それでは、固定給というのは考えておられないということでしょうか。できたら、今後の問題としてぜひ、検討いただきたいと思います。

最後に、熊野市が目指す行政改革、地域づくりに係る施策に、大きな成果を得るために多くの職員は自己犠牲もいとわぬ姿勢で職務に取り組んでいると思います。しかしながら、その職務における負担は、私たちが考える以上に大きくなっております。

行政改革や地域おこしの成否は、職員のモチベーションが高く保たれることが大きな要因かと考えます。正規職員の労働環境の改善もさることながら、臨時職員においてもより改善されることが必要と考えますし、今後ともよりいい方向に職員の労働環境を持っていていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（前地 林君） これにて久保議員の一般質問を終了いたします。

延 会

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会することに決しました。

明15日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時 12分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

(第3日)

平成28年9月15日(木曜日)

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

平成28年9月15日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成28年9月5日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年9月15日（木）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子 <small>さん</small>	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ <small>さん</small>

議事日程

日程第1 一般質問

5 番	1 番	川口 朋 <small>さん</small>	103
		1. タイムライン（事前防災行動計画）について	
		2. 選挙権年齢18歳以上引下げについて	
		3. 全国学力学習状況調査について	
6 番	12 番	中田 征治君.....	121

1. 花火大会に関わる諸問題について
2. 過徴収・還付金について

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

○議長（前地 林君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問はお手元に配付しております順序によって発言を許します。

1番 川口朋議員。

（1番 川口 朋さん 登壇）

○1番（川口 朋さん） おはようございます。

議長より発言許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

本日は大きく3項目であります。

まず1項目め、タイムライン（事前防災行動計画）についてであります。

この地域に甚大な被害をもたらした平成23年台風12号による紀伊半島大水害から5年が経過いたしました。その後、本市では雨による人的被害は出ておりませんが、近年、日本の至るところで豪雨災害が発生しております。雨が多いこの地域では、いつまた大雨による災害が起こるのか、台風が発生するたびに不安や恐怖を感じております。人命を絶対を守るためにも、今後、再び大規模水害が発生することを前提として、平常時から自治体や関係機関等が共通のタイムライン（事前防災行動計画）に沿った具体的な対応をすることが必要です。特に、避難行動要支援者の方への早目の対応が重要であります。

そこでお伺いいたします。平成28年3月に策定された本市のタイムライン（事前防災

行動計画)とはどのようなものでしょうか。お伺いたします。

○議長(前地 林君) 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

(防災対策推進課長 山本方秀君 登壇)

○防災対策推進課長(山本方秀君) おはようございます。

川口議員のご質問のタイムラインについてお答えいたします。

国は本年8月にタイムライン策定、活動指針をまとめました。その中で、タイムラインは、災害発生を前提に防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、いつ、誰が、何をするかを防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画と定義し、地域における災害対応力の向上を目的としています。

台風や前線を伴う大雨等については、数日前から規模や進路等がある程度予測可能です。この期間を有効に活用し、事前の準備対策を実施することで、発災時の減災につながることを期待されます。

本市は、台風の進路をある程度見通せる時期を踏まえて、2日前からのタイムラインを本年3月に策定し、現在運用しています。

具体的には、早期からの気象情報の収集方法、志原尻河口の開閉状況の確認及び県への砂利除去等の対応の要請、災害対策本部の設置方法、各課への情報提供及び各課の役割など明記しました。特に、早目早目の避難をしていただくため、避難勧告等の発令等に重点を置き、雲の動きによる降雨量の予測や各地域の実情に精通した消防団等の意見を踏まえて、井戸川など10河川の危険水位等を定め、避難準備情報、避難勧告指示の発令基準等を明文化しました。

三重県は、平成29年度末をめどに三重県版タイムラインの策定を目指していますが、市といたしましては、県のタイムラインが策定されましたら、その内容を踏まえて、必要に応じて現在のタイムラインについて見直しを行っていきます。また、要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者に早目の避難をしていただくことも重要です。現在、地域防災計画に基づき、福祉事務所などの関係課が発災のおそれが生じた場合に臨機応変に対応していますが、タイムラインの中でも福祉事務所の役割として、約30時間前に避難行動要支援者等の避難準備の支援を明記しており、現在具体的な支援方法について検討しております。

以上です。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

それでは、再質問してまいります。

地元の報道機関で大きく取り上げられておりました「紀宝町にタイムライン、5日前から始動」というふうに目にしました。本市ではどうなってるのかなというふうに市民の方からも質問がありますが、課長の答弁でもありましたように、本市でもことし3月にタイムラインを作成しまして、現在、調整中のところがまだあるということで質問してまいります。

まず、タイムラインとは、事前にある程度被害の発生が見通せるリスクに対して、あらかじめ関係機関が実施すべき対策を時系列でプログラム化した計画のことで、命を守るために、先ほどもおっしゃっていただきました、早目早目に防災行動の計画を立てる意味だというふうに理解しております。

先日、私、紀宝町の防災担当課の方にタイムラインについてお話を伺ってきましたが、紀宝町の取り組みと本市の取り組みで大きく違う点がありますので、なぜなのか伺いたいのですが、自然災害は地域、地形によって異なるのはわかりませんが、本市のタイムラインの始動は台風がこの地方に上陸する2日前ということですが、紀宝町では5日前から始動する。紀宝町と本市ではこの庁舎からだ、大体20kmほどの距離です。車でいきますと30分ぐらいしか離れていない地域で、紀宝町は5日前、本市は2日前、3日間も差があります。

確かに5日前からタイムラインを始動しても、台風がこの地域をそれて行く場合もありますし、また、ことしの台風は特に進路を変更したりと、日本付近で台風が発生したりと、逆に5日前からの予想がつきにくい場合があります。しかしながら、こういうのを見ていると2日前で本当に大丈夫なのかなというふうに考えますが、その点いかかでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど壇上で答弁いたしましたように、台風の進路がある程度見通せる時期としてタイムライン2日前からとしておりますが、しかしながら、台風の規模や移動速度等に応じて対応を前倒しするなど、臨機応変に検討していきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

台風の大さや台風の数や進路、そういった影響で平成23年の台風12号のときは台風の上陸の5日前から雨が降り出したことと、台風が通過してからの雨により甚大な被害が起こったと記憶しております。これまで経験したことのないことが今後も起きることを前提に、起きてほしくありませんが、先ほども言いました2日前を3日前にすると、柔軟な計画をしていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問ですが、じゃ、タイムラインの導入前と導入後では、何が大きく違ってくるのかというのを聞かせてください。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） タイムラインにつきましては、特に、早目早目の避難をしていただくために避難勧告等の発令等に重点を置き、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を明文化し、災害対策本部で共有できるようになったことだと思っております。また、台風はそのときの状況で行動すべきことが変わってくると思いますので、これまで各課でばらばらに対応していたことを明文化しておりますので、防災行動の漏れの防止につながるのではないかと考えております。また、行動の結果を振り返ることができますので、やるべきことはあったのにできなかったことなどを振り返ることができるかと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

そしたら、次に、タイムラインのスケジュールの中から質問があるんですけども、まず、タイムラインを発令したら各課へどのように知らせるのか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 現在まで台風の接近がありませんので、今のところ、各課の情報伝達してありませんが、現在、台風16号が発生しております。この地方には20日ごろ最接近する見込みとなっております。連休に当たりますので、本日の午後にも、初めての運用になりますが、各課に気象情報等、台風の情報を伝え、タイムラインを発動していきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 情報の伝達方法なんですけれども、電話とかメールで知らせるよりも、庁内放送で、例えば2日前、今はもうわかっておりますけれども、2日前だった

ら庁内放送なんかで「ただいまタイムラインを始動しました」とか、そういうふうには伝達すれば、すぐに各課、何をしたらいいのかというのはもうわかっておられると思いますので、行動ができやすいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 現在のところ、電話、メール等の情報伝達と考えております。ただ、状況に応じて、災害発生のおそれの状況に応じまして、市長に相談して課長会議を早急に開催するなど、そういった形で対応していきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 次に、調べましたところ、各関係課の確認チェックの中には施設の項目がありませんよね。例えば、保育施設や学校関係ですが、もちろん福祉事務所や教育委員会が確認して、現場へ指示を出して、状況等を把握されると思うんですけれども、このタイムラインの中では、じゃ、一体どのような情報収集と対策をとっているのか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 情報収集につきましては、現在、インターネット等で気象庁の情報をとっておりますし、昨年度、より詳しい情報収集ということで民間気象会社と契約しまして、メール、電話等でとる契約をして、現在やっております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） すみません。その施設の学校とか保育施設の情報というのを、防災推進課として、どのようにして情報を受けているのかということに対してなんですけれども。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 学校や保育所へ、うちがどういう情報を伝えているか。うちからということでしょうか。違うんですね。再度お願いします。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） タイムラインを始動しますよね。そしたら、情報収集しますよね。それで、各課役割があると思うんですけれども、その施設、学校とか保育所の関係が今どういう状態なのかという情報を防災対策推進課で収集されると思うんです、そういった情報を。そういった情報は収集されないんでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 現在のタイムラインでは、そういった各課で対応していただくことになっております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） そういったことも、非常に大事になってくると思いますので、その施設関係がどういう状況なのかというのは、知っておくべきではないのかと思うんですけれども。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 特に学校とか保育所ということに限らず、タイムラインの中で具体的にいつの時点で、どういう活動するかというのは、私も全部把握しているわけじゃないんですけれども、基本的には、注意報や警報が出た場合に、特に注意報段階でもそうなんです、自主防災組織、恐らく事前の情報収集ということであれば、消防団の方々に見守りをさせていただいて、各地域の状況を逐一提供していただくことになっておりますので、その中に学校や保育所等も当然含まれて情報が提供されるということで、我々は情報把握をしてるということでございます。具体的にタイムラインのどこに書いてあるかは、ちょっと課長に問い合わせをしていただければと思いますけれども。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

また、このスケジュールを見てても、このままだとまだ非常にちょっと甘いんじゃないかなという部分もあるんですけれども、このタイムラインというのは、明文化しましたので、誰が見てもわかるということですよ。ですから、主である防災対策推進課の担当者が指揮をとれない状況でも、ほかの誰かがこのタイムラインを見れば、どこの課でも指揮がとれるという状態になるには、もう少しわかりやすく工夫していただければなというふうに思います。今回初めてするということですが、台風が発生しましたので、実施するということなんですけれども、これは、この紙上の事務のレベルの中での訓練はされたことはないのでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 紙の訓練、図上訓練、現在までやっておりませんが、6月に市長の指示で各課の課長補佐を集め、タイムラインの説明をし、これから運用していただくということで、依頼はしたところです。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） まだ訓練していない、実施していないというわけなんですけれども、この訓練もしていないのに、いざ災害が起こるかもしれない、もしかしたら災害が起こるかもしれませんよね、今度の台風で、起こっては困りますけれども。なのに、ちょっと疑問に思うんですが、各関係機関というのは、このタイムラインの始動で何をするかというのは、皆さん、役割はわかっておられる状態だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難行動要支援者の対応についてお伺いいたします。

内閣府は平成18年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを示しました。市にもその取り組みを周知してきていたと思います。しかし、5年後の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、高齢者の死者数は約6割であります。また、障害者の死亡率は被災住民全体の2倍に上りました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がされるよう、まず名簿を作成すること。そして、避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員さん等の避難支援等関係者に情報を提供すること。さらに、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿の情報を避難支援者等関係者その他の者に提供できるとされております。本市の避難行動要支援者の名簿ですが、まずどこが管理しているのか、福祉事務所でよろしいのでしょうか。また、登録者の人数をお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 避難行動要支援者名簿につきましては、福祉事務所で作成をいたしております。平成27年4月に作成した際には、約700人の方をこの名簿に載せました。平成28年5月末日に新たに介護認定を受けた方、亡くなられた方などを整理しまして、現在822人を名簿に載せております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） では、その名簿の活用についてお伺いいたしますが、熊野市地域防災計画の風水害対策にも盛り込まれております、その書かれている内容は、避難準備情報を発令した場合、避難行動に支障を来す災害時要援護者がいる場合は、避難行動支援者等関係者の協力を得て、避難行動等を行うと書いてあります。この関係者とはどちらの方ですか、お伺いします。

- 議長（前地 林君） 福祉事務所長。
- 福祉事務所長（室谷隆也君） この名簿につきましては、災害発生前に地域の民生委員さんや自主防災組織など第三者に提供していくこととしております。これはあくまでも同意をとった上でのことですけれども。
- 議長（前地 林君） 防災対策推進課長。
- 防災対策推進課長（山本方秀君） 関係者ということですが、消防機関、警察、民生委員、自主防災会、自治会、社協、福祉事業者等となっております。
- 議長（前地 林君） 川口議員。
- 1番（川口 朋さん） ではまず、福祉事務所長、同意を得た人数を教えてください。
- 議長（前地 林君） 福祉事務所長。
- 福祉事務所長（室谷隆也君） 現在同意を得ている人数につきましては、297名となっております。
- 議長（前地 林君） 川口議員。
- 1番（川口 朋さん） ありがとうございます。
- タイムラインの流れで言いますと、福祉事務所が災害時要援護者の避難準備というふうにあります。タイムラインの流れです。先ほどの防災対策推進課長の答弁では、まだ具体的な支援方法について検討しているということでしたが、今の段階でどのような計画をされているのか、お伺いします。
- 議長（前地 林君） 福祉事務所長。
- 福祉事務所長（室谷隆也君） 避難準備の支援といたしまして、自力で避難所へ行けない要支援者の把握が重要であると考えております。そのため、障害福祉サービスの部門に限って申しますと、指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画に災害枠を設けまして、タイムライン発動時に具体的な避難行動を明記するなど、要支援者の円滑な避難行動を支援するよう、現在、事業者と進めているところでございます。
- 議長（前地 林君） 川口議員。
- 1番（川口 朋さん） 現在進めているということでしたが、これは、平成25年に災害対策基本法が改正されて、名簿をつくってくださいよと。その方たちの同意を得て、関係機関の方に情報を提供して、準備情報が出たときには避難をもう徐々に始めてくださいよということなんですけれども、まだ具体的な方法を相談中ということで、ちょっと遅いんじゃないかなというふうに思います。

では、避難行動要支援者の方には支援者が必ず必要ですが、その方たちは、まず今のところ、避難所まで自分自身では行けませんので、どのように避難するのか、そして、どこへ相談すればよいのか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 災害時の避難は基本的には自助、互助で行っていただくこととしておりますが、国の指針では、福祉避難所を開設した場合は、避難に介助を要する人につきましては、家族、民生委員、市町村職員が協力して介助を行い、必要に応じて、施設の協力を得ることとなっておりますので、そういった臨機応変に対応していきたいと考えております。

また、先ほど福祉事務所長も言いましたが、支援策、現在、むつみ苑で地震、津波等の発災後の福祉避難所マニュアルづくりを行っております。9月13日にワークショップがありまして、その中で、台風などの災害の発生するおそれのある場合、事前避難、発災前にも福祉避難所として受け入れできないかということをお話をしまして、今、3施設もワークショップに来ていただいておりますので、これから検討していただけるという返事をいただいております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） まず、どこへ相談すればいいのか。どこへ電話をかければいいのか。どうやって避難所まで、誰が連れていくのかということ、もう一度確認したいんですけども。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 相談する窓口としては、福祉事務所、健康・長寿課等あると思います。当然、防災対策推進課、災害対策本部が立ち上がっておりますら、そういった情報を各課へ流すということで考えておりますし、先ほど申しましたように普通の避難所に避難する場合、基本的には自分や家族で逃げていただくということなんです、その状況に応じて、やっぱり人の命を守ることが一番大事ですので、ただ、行政的には一人をすると全員しなければいけなくなるとか言われますが、そういうこともあります、その災害の規模、発生のおそれの状況によりまして、担当課と相談しながら臨機応変に対応していきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） すみません。相談者がこれではたらい回しの状態になると思うん

です。まず、どこへ相談すればいいのか。それをもう一本にしてください。一律。福祉事務所だったら、福祉事務所。福祉事務所じゃないんですかね、これは。避難行動要支援者の方。

今、私が質問している人たちというのは、一人では避難できない方たちの話をしてるんです。家族とか付き添う誰かがいらっしゃったらいいんですけれども、例えば、高齢の方で、ご夫婦で、旦那さんが寝たきりの状態。避難しようと思っても、奥様も高齢の方で、旦那さんを担いで行けませんし、そういった方たちの話をしてるんです。だから、どういうふうに避難すればいいのか、誰がまずどこへ相談すればいいのか、そして誰がその方たちを避難させるのかというのは、早く各課で、横串を刺して、相談、決めていただきたいと思います。

福祉避難施設なんですけど、きのうもちょうど、課長、テレビに出てました。私もちょっと拝見したんですけれども、特化したマニュアルを作成してると聞きました。前伺った時点では、まず、避難される方というのは、避難所へ避難してから、そういった福祉避難施設へ避難しなきゃいけない状態だったのが、先日話し合っていて、直に行けるようにしたということですね。

ただ、まだちょっと相談中だということなんですけれども、今現状では、避難行動要支援者の方が、避難所へ避難しますよね。それで、福祉避難施設へその方が避難したほうがいいのかどうかという判断基準というのはあると思うんですけど、こういった場合、健康・長寿課にお伺いしたいんですけれども、保健師さんによる、そういう健康チェックなどをされるのでしょうか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（松本 健君） 通常は、一般の避難所が開設されている場合については、必要に応じて、保健師がそこに巡回をして健康相談などをする場合もございますし、一般の避難所にそういう方が入られた場合については、その避難所から健康・長寿課のほうにご相談をいただいた場合については、その状況に応じて保健師や看護師をそこに派遣をさらにいたしまして、する場合もございますので、要するに、要支援者の方の生命とか身体の状態、例えば、人工透析であったり、それから酸素吸入であったり、特に医療が必要な場合につきましては、その都度臨機応変に早急に対応する必要がございますので、必要に応じて、要支援者の方の生命を最優先にして行動をとっていきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

県のほうも平成29年度末ですか、タイムラインを導入いたします。本市のタイムラインが完璧なものになるように目指して、実効性のあるものにしていただきたいと思います。市長、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） アメリカのハリケーンで大きな被害が出て、タイムラインという言葉が、その後、非常にマスコミ等でも取り上げられるようになりました。

紀宝町で作成する前かその後かわかりませんが、防災対策課には、タイムラインのような時系列具体的行動計画をつくるようにという指示は相当前に出しておりました、そのときのポイントとして、先ほども議員が言われたように、誰が見てもわかりやすいものをつくれと、それと、やはり漏れのないようにつくること。

もう一つは、これまでの防災対策課の災害対策本部におけるいろいろな目に見える行動だけではなくて、目に見えない部分のいろいろな判断の基準であるとか、経験によって得られたいろいろな知見のようなものまで、一般的には暗黙知と言いますけれども、これを見える化するようにと。それがないと、具体的な行動に移る前の事前の対応というのはできないので、それも含めてしっかりとつくるようにということで、やっとでき上がったと。何度も私のところに案が出てきて、突き返して突き返してでき上がったものでございます。

ですから、相当中身の深いものとしてなってるのは自負としてあるんですけども、一方で、防災対策課が中心になってつくったものでございますので、防災にかかわる関係機関と一緒に一つ一つつくり上げたという点では、関係機関、関係課には、つくった案を投げて返してもらってというキャッチボールですから、みんなで合議をしながらつくったというようなステップは踏んでません。

そういう意味では、紀宝町のように、関係機関が一堂に会してみんなで協議をしたものではないので、そういう面では、情報の共有、例えば、誰が、いつ、どういう行動をとるのか、ある組織がほかの組織以外がとる行動についても、そういう点では情報の共有はされるわけですけども、そういう情報の共有の面では、若干作成経緯からして少し工夫の余地があるのではないのかなというふうに思っております。

今、完全なものにするようにというふうなお話がありましたけれども、タイムライン

そのものは、例えば、国の指標を見ても、5日前から行動を起こせということは書いてません。書いてあるのは、関係機関が連携をしながら時系列に行動が漏れなくできるよ
うにということが趣旨として書かれてるわけでございます。ですから、とりあえず、こ
れまでの経験を踏まえて、2日ぐらい前からの行動計画といたしたところでござい
ます。

ただ、先ほども壇上それから自席からも課長が言いましたように、対応については、
大きな台風が、先ほど議員も言われたように、相当なスピードでこの地域に上陸する可
能性がある場合等については、2日前を3日前にする、あるいは4日前にするというよ
うなことも考えていかなければいけません。ただ、それは今のタイムラインには、なか
なかそこまでの記述ができないわけでございます。

それと、もう一つ、今、要支援者のお話がありました。300人近い方が要支援者と
して同意を得て名簿に掲載されているわけですが、一人一人に対する支援策というのも
本来は作成すべきところですが、なかなか300人一人一人について具体的な支援
策を直ちに用意するというのは難しいわけでございます。

そういう意味で、今後、実際にタイムラインを回しながら、やはり関係機関、それか
ら要支援者の方々、そういった方々からの意見を踏まえる必要があると思ひますし、災
害に対する備えというのは常々申し上げておりますように、まず市民の皆さん個人で、
家庭で、そして地域でということがありますので、さらにタイムラインの対象範囲を広
げて、市民の皆さんや地域における助け合いがスムーズに行われるようなことも、今後、
タイムラインの中でやっぱり具体的な記述をして、行動していただくようにして
いかなければいけないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、100%のものを最初からつくり上げるのは難しいので、今後、繰
り返しになりますけれども、タイムラインを実際に回しながら、より100%、完全なも
のに、市民の皆さんの命を守るためとして完全なものにしていく必要があるだろうと
いうふうに思っています。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 市長、ありがとうございます。

そうですね、一人も犠牲者が出ない、そういった計画を早急につくっていただきたい
と要望いたします。

これで1項目めを終わります。

2項目めの質問になります。選挙権年齢18歳以上引下げについてであります。

公職選挙法の一部の改正により、70年ぶりに選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから、初の国政選挙となりました7月の参議院選挙において、本市の18歳、19歳の投票率についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長兼選挙管理委員会書記長。

（総務課長兼選挙管理委員会書記長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） 川口議員ご質問のうち、2項目めの選挙権年齢18歳以上引下げについてにつきまして、お答えをいたします。

本年7月の参議院選挙における本市の18歳、19歳の投票率についてですが、選挙当日の有権者数は18歳で150人、19歳で154人で、合計が304人となっております。これに対する投票者数は、18歳が63人、19歳が46人、合計で109人でありました。投票率は18歳が42%、19歳が30%、18歳、19歳を合わせた投票率は36%という結果となりました。三重県全体では、18歳、19歳の投票率は50%となっております。本市はこれを下回っております。ただ、近隣の尾鷲市では30%、御浜町で32%、紀宝町で32%となっております。

これらを考えますと、特にこの地域が大学進学などで3月、4月に転出した人が多く、転出しても3カ月を経ないと転出先での選挙権名簿に登録されないことから、転出前の住居地で投票しなければならないこと、住民票を移してないために投票に行けなかった人が多かったということなどが考えられると思います。

以上であります。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

確認いたします。18歳投票率が42%、そして19歳投票率が29.87%。そして、私、調べましたところ、国全体では18歳投票率は52%と19歳が42%でした。今、課長の答弁では近隣のうちと同じぐらい低いところの数字を言っていたんですけども、まず、住民票を本市に置いて、市外へ進学とか、就職で行かれてる方が多いということでしたけれども、要因はそれだけでしょうか。多いというのは最初からわかったことですね。

有権者の投票率が低い要因というのは、我々政治家にも責任はあると感じております。しかし、行政のほうでも、市の将来を背負って立つ若者に対して、投票しやすい環境づくりに取り組まないといけないと思います。

今回の参議院選挙では、市として18歳、19歳の方々に広報活動とか啓発活動など、どのような取り組みをされたのか、お伺いしていきます。

○議長（前地 林君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） これまで投票者が20歳からのときには、成人式なんかを利用しておりましたけれども、今回、18歳ということで高校生が絡んでくるということで、高校中心に啓発を行っておりました。うちだけではないんですけれども、県などを中心として、例えば、高校生に対しまして「私たちが拓く日本の未来」というようなこの冊子を、高校生1年生から全ての方に配付をいたしております。また、県選管におきましても、事前の出前授業で選挙制度についてをしておりました。くろしお学園なんかにつきましても、そういうような記載一式の貸し出しとか、そういうような形で18歳の方については対応できるんですけれども、なかなか19歳の方というのは難しいかなというように思っております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） いかに市政に関心を持ってもらうかというのが課題になっていくんですけれども、今後、若者に市政を知っていただく計画は考えられておられますか。

○議長（前地 林君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） 先ほども壇上で、不在者の、住民票を置いていて、どこかへ学校なり行かれてる方がということが多いのではないかとということで推測をいたしましたけれども、そういう方の不在者投票をしやすくするというようなことを考えたいなというふうに考えております。

ただ、転出される場合はわかりやすいんですけれども、転出されずに、住民票を置いて行かれる場合には、こちらでは把握はいたしておりませんので、そういう方に関しては、家族のおられるような方、18歳、19歳の家族がおられる家庭に案内をするというようなことを考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

ぜひ、そのように。今回不在者投票してくれた方もいらっしゃると思いました。すばらしいと思うんです。本人もすごいすばらしいなと思いますけれども、やっぱり家族の方が投票券来たよと。家族の方もすばらしいなと思いますので、やっぱり家族に対して、不在者投票のやり方をもっと周知、活動していただきたいなと思います。

さらに、教育長にお伺いいたします。今回選挙権年齢が引き下げられての初の選挙になりましたが、これからもずっと続くわけです。やはり大事なのが子供たちに市政に関心を持ってもらう。政治に関心を持ってもらうという意味でも、子ども議会は非常にいいことだと私は思っております。ぜひ子ども議会を本市でも取り組んでほしいというふうに、昨年も質問させていただきましたが、昨年の教育長のご答弁は、現時点で開催について考えていませんが、公職選挙法の改正を受けて、義務教育段階において子供たちの発達段階に応じ、国及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育のさらなる充実を図る必要があると答弁されていたと思います。また、その際、市長は、学校の協力が得られれば、執行部は開催することはやぶさかではないというふうに答弁をいただきました。

教育のさらなる充実を図るために、主権者教育の一環として子ども議会を開催するお考えはございませんか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 主権者教育は、今後、高校だけでなく小学校、中学校、義務教育段階で重要であると考えております。また、その手法についてはいろいろな手法があると思っております。

例えば、市内の中学校では、主権者教育の一環として、1、2年生を対象に平成28年度の前期生徒会役員選挙の折に、熊野市選挙管理委員会の協力を得て、実際選挙の際に使用する投票箱と投票記載台を活用するとともに、選挙管理委員の生徒を投票立会人として担当させ、実際の投票場を想定した雰囲気の中で実施しておるとか、また、小学校では、商工会議所の方を講師に、自分たちの生活が周りの人たちによって支えられている等の進め方で指導を行っております。

議員がおっしゃるように、子ども議会、有効な手法の一つであり、近隣の自治体でも実施していると伺っております。私といたしましては、その手法の一つとして今後考えてまいりたいと思います。そして、実際、活動あって学びなしという形になるのが一番怖い状況ですので、何がこの地の子供たちにとって有効であるかということを含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 主権者教育の一環として、子供たちが本市についていろいろ調べて、今後の課題や提案をしながら地域とも連携していく。本市の将来を担う子供たちの

声は非常に重要であります。この議会で、この公の場で発言できる機会をぜひつくってあげたいなという気持ちもあります。子供たちの素直な声は、本市のさらなる発展のためにも貴重なものだと思います。

では、教育長、どのようにしたら子ども議会が開催できるか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） どのようなことができれば開催できるかということではなくて、私どもは、効果を生み出すというか、今の子供たち、熊野市の子供たちにとって、教育委員会会議、総合教育会議等で協議をする中で、これには取り組まなければならない、これに取り組んだほうが効果的であるというような判断を私どもが下した場合には、実施していくことになります。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ぜひ実施できるよう考えていただきたいなというふうに思います。

これ、教育委員会でできなくても、学校の協力を得られれば、教育委員会が主導にならなくても、総務課でとか市として取り組めるんじゃないかと思うんですけども、その辺、総務課長いかがですか。

○議長（前地 林君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） 先ほども対策ということでお話しさせてもらいましたけれども、県選管の方で、出前授業というような形がなされております。そういう形であれば、協力はできるかなというふうに思っております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 子ども議会のほうに話がいつてしまいましたけれども、ぜひ子ども議会は主権者教育の一環として、今後、投票率を上げるためにも、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、3項目めの質問にまいります。

3項目めなんですけれども、全国学力学習状況調査についてであります。

本市の平成28年度全国学力・学習状況調査の結果についてお伺いたします。

○議長（前地 林君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 川口議員の3項目めのご質問についてお答えします。

本市の平成28年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございますが、既に市教育委員会には市の結果が、各小・中学校には各学校の結果が文部科学省より届いております。しかし、当初8月25日に文部科学省が結果について公表する予定でしたが、集計漏れが見つかり、公表ができなくなりました。現段階で、文部科学省の公表日程も決まっていない状況です。そのため、市の結果についても公表することができません。市の結果については、文部科学省の公表がされた後、なるべく速やかに公表したいと考えておりますので、ご理解ください。

なお、教育委員会といたしましては、既に届いている全国学力・学習状況調査の結果をもとに研修会を実施し、2学期からの授業に生かせるよう取り組みを行ったところで、各学校においても、結果を分析し、授業実践に活用しているところです。あわせてご理解ください。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） 教育長、ありがとうございます。

まだ、公表はできないということでしたので、理解いたします。

ですが、先日の地元の新聞によりますと、8月30日に開催されました学力向上推進研修会の記事が載っておりました。その研修会では、「何が学力向上をもたらしたのか」というのがテーマになっていたと思います。また、このようにも書かれておりました「小学校の学力が大幅に改善された」、つまり、これ、かなりよくなったということなのでしょうか。生活習慣のほうも改善が見られたということなのでしょうか。よくなったということなのかということも言えないのかなとは思いますが、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） ありがとうございます。

8月30日に実施しました研修会においては、夏期休業中を利用して全員学習会と捉えて、多くの教職員が参加いたしました。その研修会の目的は、学力・学習状況調査の結果を2学期の取り組みに即に生かしていくということが目的でございます。その中で、どうしても学力・学習状況調査の市の結果のデータを使った研修会にならざる得なかったと。それは、教育委員会判断でそれを行いました。

公表という視点におきましては、文部科学省が公表していない状況の中で、私どもはそのデータを外へ出していくこともできませんし、概要について説明することもできな

いという状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） お答えできない状況だと理解しておりますが、この研修会の内容を見た方なら、新聞を読んだ方なら、大体の方が学力テストの結果はよくなったんだなというふうに、私個人的にもそのような見方をしております。そこで、この結果は教育関係者、そして何より子供たちが頑張った結果なのだなと思います。また、学校、家庭、地域の連携ができてきた結果だと感じております。

そこで、地域との連携の中で、今年度夏休みに小学生を対象に実施されました地域未来塾を開催されて、これ、とても好評だったと伺いました。

3点お伺いいたしますが、簡単で結構ですので、その内容と、小学生が対象だったんですけれども、今後中学生まで広げるお考えはないのかどうか。そして、夏休みだけではなくて冬休みも実施できないのか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

地域未来塾につきましては、この地域から教員を目指して大学で勉強している学生を対象に募集して、その方を講師として実施いたしました。延べ8人の大学生に応募いただき、1日4人程度の講師のシフトを作成し、実施いたしました。講師はそれぞれ皇學館大学、愛知教育大学、佛教大学、日本福祉大学の教員養成系の学部にて在籍しております。受講者からは、こんなに楽しく勉強できるならもっと参加を希望すればよかったというような声をいただいております。

また、中学校までというお話なんですけれども、現段階では、小学校の状況を充実させていきたいというふうに思っております。

冬期休業中の件でございますが、夏期休業中の地域未来塾の取り組みが大変好評であったために、冬期も実施する予定でございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

ぜひ、この施策、いいという施策は来年も続けて冬休みもやっていただけるということだったので、来年も続けていただきたいなというふうに思います。そして、学力・学習状況調査の結果は、まだ公表できないということでしたので、公表を楽しみに待たせていただきまして、改めて再度質問をさせていただきます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前地 林君） これにて川口議員の一般質問を終了いたしました。

○議長（前地 林君） 午前10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時 58分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

12番 中田征治議員。

（12番 中田征治君 登壇）

○12番（中田征治君） しんがりを務めさせていただきます。ちょっと字数が多いので、読むのも、聞くほうも大変かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

まず、1項目め、花火大会に関わる諸問題についてということでございます。

現状の認識と将来性ということですが、近年、よそ花火大会の大規模化により、熊野の花火大会の観客動員数は減少ぎみと見受けられます。この先、この花火を熊野市としてどうするのかを、本格的に再検討する時期ではないのかということでございます。

観客の発表、来場者の発表も大分適正化に近づいた数字になってきているかと思えますけれども、40年も同じ場所で、ゲートの入り口で花火を私見ておりますので、ほかの人よりも人の動向は定点観測というような意味で言えば、新出町の今の5番ゲートで何十年も見てきております。道路も目の前の国道を見てきております。そして、無線クラブ、当時は無線を使ってフルに紀伊半島一円の交通情報まで、キーステーションとしてコントロールしながら見てきた人間から見ますと、明らかに減っております。これは曲げられない事実なんで、そろそろ本当に考えないと困るんじゃないかということです。

それから、2番目には、鬼ヶ城大仕掛けが握る花火の将来ということでございます。

熊野の花火の魅力は、三尺玉の海上自爆や鬼ヶ城大仕掛けのように、光だけではなく体感できる大爆音、それが魅力であります。そして、それを体感するために遠方からのリピーターも訪れておりました。ことしの鬼ヶ城大仕掛けは巖頭のとどろきのとどろきが消えたものになり、熊野大花火のファンの失望を招きました。これが続けば、熊野の

花火を楽しみにする観客の減少が予想されます。とどろきを取り戻すべく、主催者・市・市民・ファン一体となった取り組みが必要だと思われるが、どのようにお考えなのでしょうかということですか。

これ、本当に、終わって、うちに来る、定期的になんとなく花火に来ている人が、ことしはあれ何ですかと言われました。それから始まって、今まで5人、10人じゃないです。買い物に行っても言われる、どこへ行っても言われる。本当に非難するんじゃないで、あのままの花火を続けたら、熊野の花火の魅力、半分以上消えます。

玉数ではもう勝てないんです。伊勢にもどこにも勝てないんです。金がないからと言ったらおかしいけれども、ぼんぼんと上げるのには勝てない。だから、鬼ヶ城を何が何でも復活させて、やる。光がなくてもいいんです。はっきり言って、煙で花火なんか見えん年がほとんどなんです。だから、どかんというあの地響きを戻さないと、熊野の花火、終えんになります。一部の人は、もうあれせんのやったら昔の追善花火に戻したらとまで言う人までおります。

これ、非常に深刻な問題なんで、協会長からもいろいろ考えていると聞いていますけれども、本当に市民一丸となるというか、ファン一丸となって、何とかしないと大変なことになるんじゃないかと思っておりますので、質問をさせてもらってます。

それから、ボランティアにちょっと依存し過ぎているのではないかという3番目ですが、花火の準備と当日の整理などにNPO法人国際ボランティア学生協会に大きく依存しているようです。非常にありがたいことですが、少々寄りかかり過ぎが心配になります。この面での検討はされているのか。そして運営を預かる熊野市観光協会も、また、これ、有志によるボランティアというような団体でございます。今後もこのままでいいのかと。市の立ち位置、花火協会、花火本部といたしながら観光協会の立ち位置、これがこのままで本当にいいのかということもお伺いしたいと思っております。

それと、4番目には、桟敷問題を防災面から見た場合という問題です。

これは、堤防の桟敷は管理者の三重県が条例に基づく料金で許可を出しております。堤防の占有許可は安い条例の料金のせいなのか、許可が8月、1カ月にも及ぶ許可が出ております。許可条件がそうなのだからか、早々と遊歩道化してる堤防を占有し、片づけも花火が終わっても速やかにはされません。

ことしは民間の桟敷の撤去は、明るくなる日から始まりまして、非常にスムーズに始まりましたが、熊野市の桟敷、本部の桟敷です、熊野市の桟敷と、それから民間でも明らか

に同じ業者が請け負ったであろう棧敷だけが何日も取り壊さないで、一番最後まで残りました。率先して占有時間を短くして、遊歩道を明け渡さなければならないはずの熊野市本部の棧敷が最後まで残ったというのは、どういうことなのでしょう。

ついでに、これにお聞きしておきたいのは、あの棧敷は熊野市の本部のほうで使っていますけれども、誰がつくった棧敷なのかもはっきりさせたいということです。誰がというのは業者じゃないです。設置した、発注した人、誰になっているのかを聞きたいと。

それから、棧敷の設置者と発注者、これです。次にありますけれども、これが非常によくわからんです。誰が見ても熊野市の本部の棧敷は熊野市がつくったと思っています。熊野市の責任で外すと思っています。どうもそうじゃないんじゃないかということが聞こえてきましたんで、その辺もはっきりさせたいということです。

それから、もう一つは、3番目、棧敷による市街地と浜との連絡階段の閉鎖についてお伺いしたいと思います。

去年も遊歩道の階段ができてたんですけれども、去年は強力に申し込みまして、閉鎖されてた棧敷によって通れなくなってた分のことなんですけれども、熊野市の棧敷は浜へおりの分の通路をでき上がってから外して切ってもらいました。そして使えるようにしたんですが、こっちはびったりまた閉鎖されました。あけてくれませんでした。熊野市の本部の棧敷です。ほかの民間はしようがないにしても。もうあけてくれなかった。わざわざやったんじゃないかというような、僕には言わせたら、去年あそこまで駆け回ってやったのということですので。

あの通路は、階段ですね、こっちからの階段、向こうへおりの階段、あれは飾りじゃないんです。遊びな階段じゃないんです。ここに書いてありますね、ゲートを津波に備えて常時閉鎖するために、前倒し前倒しで県にお願いしてつくってもらったもんなんです。それで、あのおかげで常時閉鎖が守られております、ふだんは。

棧敷の割り振りのときに通路の確保ぐらいできるはずなんです。これ、割り振りは県ですけれども。でも、県の割り振りですけれども、大会本部、防災関係ですから市ですね、市が強力に県にお願いすれば、どうしても明け渡さなければいけないような棧敷じゃないです。それだけに、通路の確保ぐらいできるはずなんです。こう言えば、今言ったように、県がと言うかもわかりませんが、一義的には住民の安全を守るのは熊野市です。

どういたあれなのか、よろしくお願ひ、答弁いただきたいと思ひます。やれることをやらないで、イベントのほうをやるというのは非常に恐ろしい自治体だと思ひます。

それから、もう一つは、花火関連で、花火の日以外でも、花火の準備のときからでも業者さんが入って作業した日は、ゲートが開放されてることが多いんです。業者さんにきちんと要請さえしていれば、ここまでのことはないと思ひます。言っているんですけどもというの問題ではないんです。

これは、前に一般質問で、花火の4時間ほどの間に津波が襲う確率、一般質問させてもらったことありますけれども、それよりはるかに長い時間開放されちゃうんです。だから、県の工事、今やっていたのも県の工事ですけども、きょうなんかやっているのは。行政として、防災を預かったのは熊野市ですから、だから、業者にきっちり申し込んで、県にも申し込んで、工事の後、親方に言ってもだめなんです。それは僕も経験あるんです。去年親方に言ったんですけども、個人的に。現場の職員が、そんなことお構いなしにあげて帰っちゃう。だから、これをきちんとしてやっていただきたい。

それをやる気があるのかの見解をお尋ねしたいと、多いですけども、以上です。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 松岡 功君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 中田議員のご質問の1項目めの花火大会に関わる諸問題についてにつきましてお答えいたします。

まず（1）現状認識と将来性のご質問につきましては、ここ数年の花火大会の観覧者数の推移を見てみますと、平成21年の15万人から平成25年の20万人まで観覧者数が年々ふえ続けておりましたが、平成26年に17万人に、平成27年には7万人に、そして平成28年は14万と推移しています。

この数値を見ますと、議員ご指摘のように、ここ数年減少傾向にあるように見えるかもしれません。しかしながら、平成26年の減少につきましては、前年が人出が一番多くなると予想される土曜日開催であったこと、また、花火当日に関西地方では大雨洪水警報が発令されるなど、天候不良であったことなどが要因であると考えられます。また、昨年の平成27年につきましては、議員もご承知のとおり、天候不良により9年ぶりの延期となったことが減少の大きな要因と考えられます。そして、ことしにつきましても、台風7号の影響により、開催日当日まで開催が危ぶまれました。和歌山県では大雨洪水

警報が発令され、また、同じ熊野市内でも山間部において大雨となるなど、天候不良が影響しているものと考えられます。

こうしたことから、ここ数年の観覧者数の減少につきましては、天候不良が大きく影響しているものと考えております。

逆に、三尺玉海上自爆がテレビやインターネットで取り上げられること多く、全国的にも知名度が上がり、昨年のヤフーの花火大会人気ランキングでは全国第3位、ことしはヤフーの有名花火師が選ぶおすすめ花火大会10選のうち第8位に選ばれるなど、天候がよければ、こうした要因により、ことしの花火大会においても観覧者数はもっと増加していたのではと考えております。

いずれにしましても、三百有余年の歴史を誇る熊野大花火大会について、この先も魅力のある花火大会としていきたいと考えております。

続きまして、(2) 鬼ヶ城大仕掛けが握る花火の将来性についてでございますが、鬼ヶ城大仕掛けにつきましては、熊野大花火大会のフィナーレを飾るまさに熊野大花火大会の顔となる花火であります。議員ご指摘のとおり鬼ヶ城の岩場に花火玉を設置し、そのまま自爆させる花火は、その爆風と轟音が鬼ヶ城の岩場に反響し、観覧者の耳と体に響き渡り、毎年これを体感するために熊野大花火大会に来られる観覧者の方も多くおられると思います。

さて、ことしの鬼ヶ城大仕掛けでございますが、昨年までの打ち上げ方法とは異なっております。まず、昨年までは、鬼ヶ城大仕掛けは、水中花、彩色千輪、そして巖頭のとどろきの3部構成となっておりますが、ことしは、水中花及び彩色千輪の内容を巖頭のとどろきに盛り込み、一本化いたしました。また、巖頭のとどろきのメインでもある自爆花火についても、玉数が減少し、2尺の自爆も実施いたしませんでした。

その理由につきましては、火薬類取締法に基づく、保安距離の基準の運用が厳格化され、昨年まで打ち上げ花火や自爆花火を設置していた場所では、保安距離内に民家等があるために、自爆を含む大玉を打ち上げることができなくなったためでございます。

このため、尺玉や自爆花火の設置場所を沖側に移動させましたが、この設置場所が限られるため、大玉の玉数を減らさざるを得ず、鬼ヶ城の岩肌への反響も弱くなったものと考えられます。また、2尺玉につきましては、沖側に移動させても民家等が保安距離内となるため、打ち上げることはできませんでした。

実行委員会といたしましても、これまでの巖頭のとどろきと比べ迫力がなくなる可能

性を懸念し、打ち上げ内容を検討し、ケーソンでの自爆を取り入れたり、打ち上げの最後に、これまでなかった台船2隻を使用するなど、工夫を凝らしたところであります。

結果、自爆花火を楽しみにしていた観覧者の皆様には、迫力がない、物足りない等のご意見を多くいただきましたが、一方では、めり張りがある花火でよかった、台船を使用したのはよかったなどと、意見もいただいております。

こうした熊野大花火大会のファンの皆様の意見を踏まえ、観覧者の皆様に満足していただける花火大会となるよう、来年に向け、花火実行委員会や花火研究部会において、鬼ヶ城大仕掛けの打ち上げ方法等について考えてまいりたいと考えております。

続きまして、(3) ボランティアに依存し過ぎているのではないかについてでございますが、花火ボランティアにつきましては、ここ数年NPO法人国際ボランティア学生協会 I V U S A の皆様にご協力いただいているところでございます。

I V U S A につきましては、平成23年の紀伊半島大水害の際に、紀和町小船地区の復旧にご協力をいただいたことをきっかけに、その後も小船梅まつりの運営や大泊海水浴場の流木撤去などにもご協力をいただき、平成24年からは熊野大花火大会にもご協力をいただいているところでございます。

花火大会における学生ボランティアの人数は、平成24年の29人から平成25年98人、平成26年154人、平成27年185人、そして、ことしは213人と、年々多くの学生の皆様にお手伝いしていただいている状況でございます。主に、有料浜席の設置、海岸清掃、花火当日の各配置場所での活動、熊野郷土物産展、そして翌日の浜清掃や後片づけなどを行っていただいております。

何事にも一生懸命で礼儀正しく、挨拶もはきはきとしており、市民の皆様からも大変好評で、お褒めの言葉もあちこちからいただいているところでございます。実行委員会といたしましても、実行委員の高齢化、花火大会運営の人手不足が進む中、I V U S A の皆様の存在は大変ありがたいと感じているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、I V U S A への依存度が高くなることにつきましては、実行委員会といたしましても懸念している状況でございます。I V U S A がいないと花火大会の運営ができないなどという状況にならないよう、花火大会の運営について、若者を中心とした市民の参加の促進など、市、観光協会、市民等が一体となった取り組みを行っていかねばならないと考えております。

続きまして、(4) 桟敷問題を防災面から見た場合につきましてお答えいたします。

まず、①花火大会における熊野市の堤防栈敷の占有期間についての質問でございますが、議員もご承知のとおり、8月1日から8月31日までの期間中に栈敷を設置し、解体撤去する許可を三重県から受けております。市による、堤防の占有箇所は5カ所あり、そのうち4カ所が栈敷でございます。設置者は熊野市及び熊野市観光協会であり、栈敷設置の発注者は熊野市観光協会、栈敷設置業者は長年にわたり栈敷設置を請け負っている市内の業者でございます。

議員ご指摘の、栈敷の占有期間が民間の設置者よりも長く占有しているとのことでございますが、栈敷設置発注時には、少しでも占有期間を短くするために、栈敷設置業者に対し、栈敷設置の開始日をおくらすよう指示していたところでございます。占有許可を受けた多くの設置者が8月1日から設置を開始している中、設置可能な工程等を考慮した上で、8月4日から設置作業を開始いたしました。

花火大会終了後の撤去作業につきましては、花火大会翌日の18日から栈敷撤去作業に当たり、大半の栈敷を解体し、一通り撤去作業のめどがついたところで、花火仕掛け危険防止施設として整備した堤防上の転落防止ネットや、らせん階段観客用通路等の撤去作業に当たり、22日には栈敷及び花火仕掛け危険防止施設全ての撤去を完了した次第であります。これら撤去作業中、栈敷資材の一部を堤防上に残したまま、他の花火関連業務である花火仕掛け危険防止施設の撤去作業に従事しておりましたが、その間につきましては、台風等の情報を考慮しながらの作業であり、仮に台風による天候悪化のおそれがあれば、その対策を速やかに講じる準備はしている中での撤去作業であったと伺っております。

ただし、この間堤防上の一部が通れない状態であったことについては、近隣住民の方に大変ご迷惑をおかけしたと存じます。しかしながら、設置業者のできる限りの早急な撤去作業工程であり、決して怠慢によるものではないことをご理解いただきたいと存じます。

今後は、これまでと同様に一日でも占有期間を短くするための作業工程を設置業者とともに検討、指示しながら、安全に配慮した円滑な花火運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、②堤防の栈敷についてお答えいたします。

堤防への栈敷設置に関しましては、議員もご承知のとおり、管理者である三重県が占有許可を行っております。このことで三重県に確認したところ、熊野大花火大会という

地域の伝統的な行事であることを鑑み、堤防への栈敷設置を許可しているとのことでございました。

このように栈敷設置そのものの許可につきましては、当然三重県の判断となりますので、この部分については、お答えしかねるところでございますが、占有許可を受けた設置者としてお答えさせていただきます。

栈敷の占有許可申請後、申請者に対して幾つかの許可条件が付され、許可が出されます。その許可条件の一つとして、栈敷を設置されてから撤去に至るまで、栈敷の維持管理に十分注意すること。特に、強風等に見舞われたときは飛散のおそれがあり、通行人、通行車両及び住宅等に被害が及ぶことも想定されるので、万全の安全対策を講じることとあります。その他9項目の条件があり、これら条件は許可を受けた申請者の義務であることから、確実に履行する必要があります。

議員ご指摘の、台風等による強風により栈敷資材が飛散し、国道通行車両や通行人に被害を加えるおそれがあるとのことでございますが、これらの危険要素に対しての安全対策は申請者が必ず行う必要があるところでございます。したがって、占有許可後、申請者の義務を確実に履行することが必須であり、各申請者がそれぞれ徹底して自覚する必要があるかと考えられます。

続きまして、③栈敷による市街地と浜との連絡階段の閉鎖についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、栈敷の設置により市街地と浜との連絡階段が使用できなくなることで、ゲートの常時閉鎖を妨げる要因の一つになったと考えられます。ゲートは誰でもいつでも開閉できることから、連絡階段がなくても、花火会場である七里御浜海岸へ出入りすることは可能であります。またゲートの開閉を一人一人が守っていただければ、防災上も何ら問題はないと思われれます。しかしながら、議員がご指摘するゲートが開放されている状況があるのは事実であり、連絡階段が使用できないことが、この状況をつくっている一つの要因と考えられます。

このことから、堤防の管理者である三重県に連絡階段による通路を確保してもらえよう、9月9日に開催されました花火大会関係機関担当者会議、また9月13日に開催されました花火大会関係機関代表者会議におきましても、要望を行ったところでございます。

続きまして、④花火大会期間中のゲート開閉に関し、花火大会に関連した業者が作業

後もゲートを閉めずに開放しているのご指摘についてお答えいたします。

花火関連でゲートを通り七里御浜海岸で作業する業者は、主に電気設備、放送設備、花火仕掛け、危険防止施設及び仮設トイレの設置業者となります。作業後のゲートの閉鎖につきましては、発注時及び作業中にも指示していたところでございます。しかしながら、現状として、議員がご指摘するように、ゲートが開放されている状況が見受けられるのは確かでございます。

ただし、これらのゲートの開放を花火関連業者が全て行ったとは言い切れないのも事実であります。8月12日午後5時の七里御浜海岸の場所とり一斉解禁後、一般のお客様が場所とりに来ているところを散見するようになったことや、お盆の帰省客のほか、花火大会が近づくにつれて、例えば、夜間においても、精霊流しや家族、友人との花火の実施が見受けられるなど、七里御浜海岸への出入りがふえたのも事実でございます。

ゲートの常時開放は、津波襲来時におけるゲート等の操作者の安全性を確保しつつ、津波被害を軽減するため、平成27年度4月からゲートを常時閉鎖していることもあり、適切ではないことから、今後も花火関連業者に対し作業後にゲートを閉鎖することへの周知徹底を図ることはもちろんのこと、先ほど答弁いたしました連絡階段の利用のほか、ゲートが開放した状態にならないよう、三重県との連携はもちろん地域住民の皆様にもご協力いただくなど、ゲートの閉鎖についてさらに考えていく必要があると思います。

以上、①から④の議員ご指摘の防災面を考慮した花火運営に向けて改善していくことは重要であり、関係機関や関連業者とも協議、連携をしながら、適切な花火運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 大体細かに答えてくれたんやけれども、一つ大きなのが抜けてますわ。観光協会、花火大会本部があつて、花火観光協会があつて、熊野市がありますよね、共催ですよね。その立ち位置の問題を聞いたんやけれど、熊野市の立ち位置はどんなところにあるんですか。金はちょっと出してますけれども。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 熊野大花火大会につきましては、市と観光協会の両方とも主催ということで共催という形になっております。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 共催ですよね。でも、花火の共催、どっちかに許可をもらわなん

のやけど、こういう花火の実行の火薬や何じゃかじゃの許可も観光協会ですよ。本部じゃなくて観光協会が花火、保安、あれから全部許可を申請してとってますよね。そして、僕言うように、観光協会というのは、今のところ、社団でも何でもなし、ボランティアの集団ですよ、言うてみれば。熊野市は行政です。でも、それがこういう大きな全部責任はそっちへいってますよね。ここに協会の条件とかも持ってますけれども、花火の。そのそういう保安まで全部、観光協会が責任持つと。

それで、もう一つおもしろいのは、熊野市の本部のあの大きな桟敷まで観光協会が発注してますよね。不思議なんです、そのあたりが。桟敷と単純に言いますが、長年県にかみついてきたもので、やっとならば板が飛ばないようにきっちりしてくれというのは要望するようになりましたけれども、昔から桟敷のことで県へどんだけかけ合うたか、毎年県とかけ合いしてここまで来たんですけれども、そういう危険が及ぶようなものの設置をどうして……。有料で貸すと、この設置は観光協会がするのは当たり前やと思いますけれども、花火本部、熊野市の本部の桟敷までどうして観光協会が発注してるのか、どうしても解せんのです。

何かがあったときの責任、観光協会長のところに行くんですよ。それも法人でも何でもない、任意団体の観光協会長、個人名言うたら怒られるんやろうけれども、一人のところへ基本的に一義的に行っちゃうんですよ。

だから、熊野市の立ち位置はどうなんやと聞くのは、その責任のあるようなところは全部観光協会に放っておいて、確かに現場を預かってやってますけれども。でも、そういうところが不思議なんです。どうして、こういう許可とか、桟敷の発注まで観光協会になっとるんですか。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） すみません。堤防の桟敷の許可の関係なんですけれども、その申請につきましては、市から県に対して申請をしております。

それで、設置につきましては、観光協会が発注しておるんですけれども、それは市から委託料を観光協会に払っている部分もありますので、そちらの支払った委託料の中で観光協会が桟敷を設置しているところもあります。

あと、市が設置している桟敷でございますけれども、市と観光協会が設置している桟敷でございますけれども、これの利用者というのは、大口のスポンサーとか、あと、招待者、そういう方のための桟敷でございます。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 今、大きな枚数になってますね。使用料も、めっちゃめっちゃもともと安いんですけども、堤防の占有使用料。観光協会と熊野市はただですよ。たしか、県はそう言ってました。市さんと観光協会さんはただでお貸ししてますと。ただで借りているところやったら、割愛して通路とるぐらいの分を明け渡すことができるでしょう。金も払ってないんやし。

だから、そういう意味で、何か立ち位置がはっきりせん熊野市に、責任は全部観光協会にある花火大会について僕が一般質問すると、そこが答えるんですけども、熊野市に責任がないんですよ、だから。何と、これ、僕質問していることになってるんで非常に厄介なんです。観光協会長とかが来てくれたんで話はしましたけれども。

熊野市の花火なのに僕がここでやれるのは、観光協会長を呼ぶわけにもいかんし、やるのは、観光スポーツ交流課を相手に答弁いただくんですけども、責任のない人に説明をしてもろてると。だから、歯切れの悪い答弁が出て当たり前だと思うんですけども。でも、熊野市の花火だというんですし、それと、市民から見たら、やっぱり熊野市の花火なんですよ。観光協会の花火じゃないんです。

そして、特に問題になってくるのは、防災の面なんですけれども、防災の面は、そこに防災課長がおられますけれども、あくまでも自治体のほうに責任があるんで、業者には言っているんですけどもとかの問題じゃなくて、現実、おととしまでは、常時開放の門でしたんで、余り文句も言わななだけけれども、去年から常時閉鎖になってまして、課長ご存じのように、僕、1カ月ほぼ回りますよね、毎晩。回らなしようがないです、あいてるんで。それが、灯籠流しの日とかは文句言いません。花火の前の日も言いません。露天商さんが組んだり、いろいろありますし。そして、花火当日も言いません。でも、他の日も含めて1カ月回るんです、毎晩。これは自分たちの身を守るためにやりますけれども、それが、花火なんです、原因が、結局は。だから、やってやれないことをどうしてやってくれないんだと。

だから、課長にも責任ないけれども、それを言うなら防災とか消防ですね。消防が消防団に昔は閉めてもらってたという防災上のあれもあるし、防災課は津波対策もありますよね、そういうのも含めて、熊野市役所がもう少し責任を持っていただきたいなと。どこも答弁できないんだらうと思いますけれども、これ要望になりますよね。だから、あそこ責任ないけれども、ほかの項目に関しては、両方責任は一応あると思います。た

だ、花火なもんで、というのあるんですね、昔から。

でも、花火だからって、6万何千分の1とか、いろいろ計算の方法がありますけれども、4時間だそうです。僕が閉めて回るのは、もう普通の人が入りしないような時間で、9時とか10時に回るんですけども、その前に課長が回ってくれる時間もありますけれども。でも、10時から明るくなる日の朝8時までだったら、10時間あるんですよ。花火2回分はあるんですよ、開放。そうすると、僕が一般質問でした津波が来る確率は1日で倍になっちゃうんです。そして、それが20日、30日になってくるとものすごい確率なんですよ。だから、もう少し真剣に考えてくださいよと。花火はやりたい、でも、やれることはやってくださいよ。

それで、電線が盗まれないようにということらしいですけども、ガードマン、去年からいますよね。ガードマンに声かけられました。去年も回ってましたねと、僕、声かけられました。去年も回ったんですと言うんですけども、電線が盗まれないためのガードマンはいても、住民の生命を守るためのガードマンというか、巡回はないんですかということをお聞きしたいんですけども、あれは市が雇っているんじゃないに業者が雇っているのかもわかりませんが、そのあたりはどうなんですか。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） すみません。最後のところもう一度お願いできますか。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 電設が終わりますと、設備が終わって、電線が入ると、ガードマンが徹夜でついてるんですよ、去年から。前に盗まれたことがあるとかで。でも、電線が盗まれるのを防御するためにガードマン雇えるほどの金があるんなら、住民のためにゲートを閉める金はないのかということです。ガードマン雇う金はないのかと。電線と住民とどっちが大事なんですかということをお聞きしたい。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） すみません。電線の敷設した業者がガードマンを雇っているわけなんですけれども、それで、ゲートの閉鎖というのは、基本的に平成27年4月から常時閉鎖というのが基本ですので、幾ら花火大会であっても、ある程度はやっぱり閉めておくのが基本だと思ってます。そのために、私もゲートの閉鎖を常時できる限り見回らせていただきましたし、この電線の業者につきましても、あいてるのが

わかれば閉めていただけたらいいなど、今後も考えていきたいと思います。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ガードマンのおじさんとも去年も話して、ことしも話したんです。向こう暇です。僕も暇なんでね、話したんです。でも、確かにあの人らの業務には閉めるあれはないんですよ、業務として、委託受けてないんで。あいてたんで、閉めるに勝手に閉めれんもんで、ここあんたらおる時間に動いた人おると言うたら、誰もおらんよ、上から見てたんでね。誰もおらんで、閉めても大丈夫やでと言うたので閉めたんですけれども。それで、もし来たら言うたってよと言いながらしたんですけれども。

本当にもうちょっときめの細かい配慮が欲しい。やって金がかかるといふより、住民の安全のための閉めてある堤防、堤防は花火のためにあるんじゃない。花火を、僕はやりたいのはわかっています。僕、花火は賛成だけれども、そこまで、花火やからって免罪符にはなりませんよ。花火やったら何やってもいいわけじゃない。だから、ぜひその面の配慮はいただきたい。

津波が来たときに観客がさらわれる確率までは言いません。それを余り言うとも県は、浜貸さんとかかと思ってるんですけれどもまで言いますんで。貸してくれなんだから花火できませんから、それはあえて言いませんけれども。でも、せめて住民だけでも守ってください。お願いしときます。

それから、鬼ヶ城の大仕掛けですけれども、確かに距離の問題もあるんですけれども、かといって打ち上げをきれいにしたから熊野の花火に客来るかいうと、課長も建前上は言いにくいでしょうけれども、巖頭のとどろきの消えた熊野の花火は、はっきり言うて魅力が半減します。三尺玉3発も4発も目の前でどっかんどっかんやれば別として。

だから、本当に真剣に考えていかなきゃいけないし、それで、そのためには市民の熱意というか、も必要だと思うんですけれども。市民を使うのを嫌がってますよね。

○議長（前地 林君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 鬼ヶ城大仕掛けにつきましては、ことしはさまざまな意見をいただいております。初めて来た方にとりましては、熊野の花火、すごいきれいや、もうすばらしかったという意見もいただいております。あと、いつも来ている方でも、ことしの花火はまあちょっと迫力はなかったけれども、きれいやったという意見もいただいております。

しかしながら、先ほど壇上でもお答えしましたけれども、やはりいつも来ている方の

多くは、迫力がなかった、これは熊野の花火らしくないという意見も確かにいただいておりまして、先日、花火の実行委員会を開きまして、その中でも、来年の花火に向けて、この意見を踏まえてどうやっていくかという意見、すごい懸念されることがありましたので、来年はことしのことを反省して、迫力のあるよりよい花火にしていきたいということに考えております。

そういう中で、先ほど市民の参画ということですが、実は花火の実行委員会、今現在、市民の方を中心に34人おられます。あと、花火の研究部会員の方が22名おられます。その方たちが年間十何回も会合を開いて一生懸命取り組んでおりますので、その中に、今その方もかなり高齢化してきておりますので、若い方にたくさんこれから入っていただいて、そういう新しい意見も取り入れながらやっていきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） かなり感覚の違いがありますので、僕の言う市民と。市民の人が団体に、会に入っているのと、僕はしようもなかったなと言いやるまちの中の木本の人、井戸の人、それからよそから来てもう来んどとまで言うて帰った人、そういう人の、大して力はないですよ。でも、そういう者の声があるということを形として表へ出して、圧力かけるんじゃないんですよ。ZTVのときもそうだったんですよ。圧力じゃないんです。協力になるんです、逆に言えば。声があるということはね。

ただ、やってる人にとったらうるさいし、俺らはやってないように思いやるんかと、すぐに言いますけれども、でも、本当にどっさり言われてますよ、僕は花火にかかわってるし、すぐに花火のこと言うもんでやろうけれども、市民から見たら。本当、実にこの立場なもんで、きれいや楽しいと言う人は僕に声かけんですから、逆の人。

そして声は全部鬼ヶ城です。ほかの花火はきれいやったわ。みんな認めてます。ことし風もよかったし。だから、ほかの花火がきれいやったのは認めてる。鬼ヶ城へ全て集中するんで。というのは、地元の人とかリピーターは本当、鬼ヶ城を見に来ているじゃない、あれ聞きに来てる。うちの家なんか揺れますからね、やっぱり。つぼにはまったところに据えた尺玉、2尺玉。尺玉でも響くんです、向きが合っていると。ワダカンさんは場所を把握していると思いますので、尺でも効果のあるところを。そのあたりも含めて検討していただいて、技術的にもあれだし。

それと、保安基準の距離に入っても、立体図面では、中にいそが邪魔して隠れる部分と解釈できないこともないんじゃないのかと思うんですけれども、その辺がちょっと

よくわからないんですけれども。

ぜひ何とか、それで、コスト的にもちょっと場所を変えれば、コストがまたうんと上がるような話ですけれども、それも含めて、普通の市民の方にも、鬼ヶ城を戻すためにはあと100万余分に要るとか200万要るとか、何とかしてくれへんかと言うたら協力するのもおると思います。鬼ヶ城とにかくみんな好きなんですから。普通の花火してくれと言うても余りぴんと来んのです、木本の方は。ほかにもあるわというのがあるのですね。鬼ヶ城を戻すためには、本当に市民の協力をもう少し仰いだほうがいいんじゃないかと思しますので、提言しておきます。

ということで、時間がないので、この花火はまた次にやらせていただきます。

○12番（中田征治君） その次は、次の項目で、過徴収・還付金についてということです。

今般発生したような過徴収といいますか、誤って徴収したようなものがほかにもあると思われませんが、調査されたことはあるのでしょうか。道路その他の公有地で登記が移っていないケースが残されていると思われませんが、こうしたものは市民から申告しなければいけないのでしょうか。問い合わせはどこにすればいいのでしょうか。

2番目に、道路や公有地と民有地との境界が不明確だとの声も聞かれますが、調査はどこへ申し込んだらよろしいのでしょうか。

それから、還付金は事実発生します。どうしても発生します。それゆえに還付金詐欺というのがまかり通るんです。たまにキャンペーンでスーパーの前とかでやってますけれども、キャンペーンのときだけではなく、全職員挙げて、老人がだまされないように、還付が生じたときのシステムなどを市民に周知させていただきたいということになります。よろしくをお願いします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 福嶋雅人君 登壇）

○税務課長（福嶋雅人君） それでは、中田議員ご質問の2項目め、過徴収・還付金についてにつきましてお答えいたします。

お答えの前に、今回の社会福祉施設に対します課税誤りにつきましては、納税者の方に対して多大なご迷惑をおかけし、市民の皆さんの税務行政への信頼を失わせる結果となったことにつきまして、改めておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。今後は職員の資質向上を図り、適正な課税に努めてまいりますので、今後も皆

様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、1点目のご質問のうち、今般発生したような過徴収のようなものがほかにあると思われませんが、調査されたことはあるのでしょうかということについてお答えいたします。

今回判明いたしました課税誤りの内容につきましては、地方税法第348条第2項第10号の7に規定されております医療法人が社会福祉事業の用に供している固定資産について課税してはいけないにもかかわらず、課税をしてしまっていたこととございます。このことは、当該事業所からの申し出に基づき税務課で調査をしたところから、非課税とすべき案件ということが判明いたしました。他の社会福祉事業を行っている事業所につきましても調査を行いましたところ、他の事業所につきましては適正に課税または非課税の処理が行われていることを確認いたしております。

固定資産につきましては、法務局から届く登記の異動通知や、農業委員会からの農地転用の資料などをもとに、地目変更、分・合筆など状況に変化がある土地、建物につきましては、全て調査を行っているところでございます。また、公共の用に供する未登記の固定資産につきましては、市役所内の関係する各課及び三重県農林事務所、三重県建設事務所、また国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所に対し、毎年文書で照会いたしまして、1月1日現在の状況について回答をいただき、非課税の処置をしているところでございます。

したがいまして、現在、登記が移っていないケースでありましても、所管するところから連絡をいただきました固定資産につきましては、非課税の処理をしておるところでございます。

次に、1点目のうち、道路その他の公有地で登記が移っていないケースの問い合わせ並びに2点目の道路などの公有地と民有地との境界が不明確な場合の調査の申し込みにつきましても、その公有地を所管する担当部署にご相談をいただきたいと思います。

なお、その担当部署が不明な場合におきましては、市民保険課の市民相談のほうにお問い合わせいただければ、担当部署にご連絡をさせていただきたいと思っております。なお、固定資産税の納税通知書には、課税されている資産が確認できるように課税明細書をつけさせていただいております。

公共の用に供するなどによりまして、非課税となっている資産につきましては、この課税から除かれておりますので、その点につきましてもご確認をいただきまして、ご不明

な点があれば、税務課のほうへお問い合わせいただければ、対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 中田議員ご質問の2項目め、過徴収・還付金についてのうち、3点目、還付金詐欺に高齢者が遭わないよう周知を図ることについてお答えします。

熊野市では、高齢者の防犯対策について、振り込め詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう啓発を行っているところでございます。毎月15日には、商業施設等において、熊野警察署を初め熊野地区防犯協会の各地域の防犯委員や熊野地区金融機関防犯協会、熊野地区職域防犯組合連合会等の関係機関とともに、チラシを配るなどの啓発活動を行っております。また、警察署とともに市内各地区の老人会や高齢者サロン等に出向いて、振り込め詐欺等の被害防止の出前講座を行っておりますほか、健康長寿課や社会福祉協議会の見守り事業の支援員や出張所職員にご協力いただき、ひとり暮らし等の高齢者見守り訪問の際に、振り込め詐欺や悪質商法等の被害防止に向けた啓発カレンダーを1,200世帯分直接配付し、周知に努めております。

なお、振り込め詐欺の予兆電話や悪質商法等の勧誘があった場合の対策として、警察署と連携し、行政無線放送により注意喚起を行うとともに、市民なんでもダイヤルを周知し、相談があった際に警察署や三重県消費者センター等をご案内し、被害の防止に努めているところでございまして、今後も引き続きあらゆる機会を通じた啓発を行っていく所存でございます。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ありがとうございます。予想どおりの答えが返ってきました。所管のところへ行ってくれと。そんなこと言われんでもわかります、僕は。でも、市民はわかりません。僕でも所管はわかりません。これが農政なんやら、これが林政なんやら、これが建設の分やら、普通財産の総務なんか僕でもわかりません。

だから、どこへ行けばいいんか、すぐに今ワンストップ窓口と言いますよね。こんなことこそワンストップ窓口にするべきなんですよ。そのために、市民なんでも相談窓口というのがあるんかわかりませんが、そこで受け付け場所というようにしますという答えが来るかと思ったら、所管へ行ってくれと。それ、当たり前です、役所で。で

も僕でも、市議会議員してても、こんだけ長いことやっててもわかりません、はっきり言って。

せやから普通の市民にわかるわけがない。だから、もうちょっと市民サイドに立った答えが出るかなと思ってたんです。市民課長も答弁するいうもんで、私ところで受けま
すと言うかと思ったら、一存では言えんでしょう。市民課長ね、何でも受け付けます、
何でも相談いうても、何でも受け付けますとは言えんと思いますけれども。

市長、出番です。そういう意味なんで、ぜひ、市長、こういういろんなこと、本当に
とりあえず。それから所轄に振ればいいんですよ。でも、受け付けるのはそういうふう
に、それこそワンストップで受け付けてやっていただきたい。特に、今度の問題なんか、
昔からのルーズな土木のやり方、熊野市になる前のから含めてですけれども、だから、
未登記とかいっぱい残ってしもうてるんで、まだいまだに。だから、そういうのも含め
てワンストップ窓口をやるように、市長、できませんか。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 税務課長が壇上から申し上げた答弁をもう一度読ませていただき
ますと、担当部署が不明な場合には市民保険課の市民相談にお問い合わせいただければ、
担当部署に連絡をさせていただきますということでございますので、言葉は違いますが
けれども、議員が言われるワンストップ窓口としての機能を市民相談の係が請け負って
おりますので、ぜひ、最初からもうそういう担当部署のことを考えるのが大変だという場
合には、市民相談のほうにお問い合わせをいただければというふうに思います。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） どっちみち難し過ぎるんですよ。だから受付で、そこで、庁舎な
り調べて、すぐわかると思います。あそこやったら、建設やとか、道路敷やとか、あそ
こは林政やとかいうふうに窓口で決めて、申しわけないけど、林政へ回ってくれへんか
と言うたら、紀和町まで行かんなんのもあるけれども、そういうふうに、とりあえずそ
ういうものを受け付けるところをやっていただきたい。そやないと、本当にわからん
すわ、所轄はね。

それと、境界線なんかでも、市道なんやら農道なんやらわからん面もあるけれども、
とりあえず、不満が結構出ていますので、市民課へ行って言うたら、それは市道との私
の土地の境やさかい建設課へ行って相談してくれるかいうと、東京都庁ほどたらい回し
になりませんので、それをやれる窓口をぜひつくっていただきたいと思います。要望で

す。

以上です。

○議長（前地 林君） 中田議員の一般質問を終了いたしました。

散 会

○議長（前地 林君） これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明16日は午前9時から会議を開き、議案質疑、委員会付託等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 11時 07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成28年9月16日(金曜日)

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

平成28年9月16日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成28年9月5日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年9月16日（金）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議案第12号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
 議案第13号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
 議案第14号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 て
 議案第15号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

議事日程

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託]

- 日程第1 議案第12号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第2 議案第13号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第14号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第15号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

[質疑、委員会付託]

- 日程第5 議案第1号 熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第2号 熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第3号 熊野市入鹿温泉瀧流荘条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第4号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第9 議案第5号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第6号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第8号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第9号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第10号 平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第11号 平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- [質疑]
- 日程第16 報告第1号 平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 日程第17 報告第2号 平成27年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 日程第18 報告第3号 平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について

日程第19 報告第4号 平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第12号～議案第15号）

○議長（前地 林君） 本日、市長より議案4件が追加提出されましたので、議題といたします。

日程第1 議案第12号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」から日程第4 議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」まで、以上4件を一括上程いたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第12号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、平成28年10月1日から、三重県内の最低賃金が改正されることに伴い、一般職非常勤職員の一部の賃金日額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきましては、三重県内の最低賃金の改正に伴う一般職非常勤職員等の賃金増額による補正で、補正額は111万3,000円の増、予算総額130億1,603万5,000円となっております。

議案第14号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、三重県内の最低賃金の改正に伴う一般職非常勤職員の賃金増額による補正で、補正額は7万1,000円の増、予算総額30億5,660万4,000円となっております。

議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、三重県内の最低賃金の改正に伴う一般職非常勤職員の賃金増額による補正で、補正額は4万7,000円の増、予算総額8,246万5,000円となっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（前地 林君） 次に、議案第12号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第12号について。

総務課長。

（総務課長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長（清嶺地利夫君） おはようございます。

それでは、今回追加をお願いいたしました議案第12号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

追加議案書1ページをごらんください。

議案第12号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、平成28年9月1日に三重労働局が発表しました三重県内の最低賃金が10月1日から改正されることに伴い、一般職非常勤職員の一部の賃金日額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正箇所は、別表第1の賃金表の職種分類の1で、賃金日額6,020とあるところを6,170と改正しようとするものであります。附則は、施行日を平成28年10月1日と定めるものです。

以上、議案第12号につきましてその内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第13号について。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議案第13号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、本年10月から三重県の最低賃金が改定されることに伴い、市の一般職非常勤職員の一部の賃金を日額6,020円から6,170円に改正することによるものでございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、補正予算の規模などを定めたもので、補正額としては111万3,000円の増額で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ130億1,603万5,000円となります。

次の2ページから4ページは、第1表 歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたもの、5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

5ページは歳入の総括、6・7ページは歳出の総括でございます。

次に、8・9ページの歳入について、順次内容をご説明いたします。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目3消防費負担金1万7,000円の増額補正は、南郡消防事務受託負担金。款18、項1、目1繰越金109万6,000円の増額補正は、前年度繰越金のうち今回補正の歳出に見合うものでございます。

続きまして、10ページからの歳出についてご説明いたします。

款1、項1、目1議会費4万7,000円の増額補正は、最低賃金改定に伴う一般職非常勤職員の賃金改正により増額となる一般事務員2名分の臨時雇用賃金。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費2万4,000円及び目4会計管理費2万4,000円、目10防災費2万4,000円の増額補正は、同じくそれぞれ1名分の臨時雇用賃金。項3、目1戸籍住民基本台帳費7万1,000円の増額補正は、同じく3名分の臨時雇用賃金。項5統計調査費、目1統計調査総務費2万4,000円の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金。項6、目1監査委員費2万4,000円の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金。

13ページにかけての款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費9万5,000円

の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金及び3名分に係る国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。12ページの目2老人福祉費2万4,000円及び目4医療助成費2万4,000円の増額補正は、同じくそれぞれ1名分の臨時雇用賃金。項2児童福祉費、目2児童福祉施設費2万5,000円の増額補正は、母子生活支援施設事務員兼用務員1名及び山間部保育所送迎添乗員1名分の臨時雇用賃金。項3生活保護費、目1生活保護総務費2万4,000円の増額補正は、一般事務員1名分の臨時雇用賃金。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費4万7,000円の増額補正は、同じく2名分に係る紀和診療所事業特別会計繰出金。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費2万4,000円及び目2農業総務費2万4,000円の増額補正は、同じくそれぞれ1名分の臨時雇用賃金。15ページにかけての目3農業振興費1万8,000円の増額補正は、経営所得安定対策推進事業及び青年農業定住円滑化事業に係る1名分の臨時雇用賃金でございます。

14ページの2段目、款6、項1商工費、目3観光交流費2万4,000円の増額補正は、一般事務員1名分の臨時雇用賃金。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費2万4,000円の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金。項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費2万4,000円及び目4地籍調査費2万4,000円の増額補正は、同じくそれぞれ1名分の臨時雇用賃金。項5都市計画費、目2公園費2万4,000円の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金。

款8、項1消防費、目1常備消防費2万4,000円の増額補正は、同じく1名分の臨時雇用賃金でございます。

16ページの款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費9万4,000円の増額補正は、同じく4名分の臨時雇用賃金。目3教育振興費1万円の増額補正は、バス添乗員1名分の臨時雇用賃金、項3中学校費、目1学校管理費6万8,000円の増額補正は、学校校務員2名及びパート学校校務員2名分の臨時雇用賃金。項5社会教育費、目2文化交流センター費4万7,000円の増額補正は、一般事務員1名及び日直2名分の臨時雇用賃金。目4図書館費7万4,000円の増額補正は、司書2名及び司書補助1名分の臨時雇用賃金。目5市民会館費4万8,000円の増額補正は、一般事務員1名及び日直2名分の臨時雇用賃金。目6歴史民俗資料館費2,000円及び目9鉱山資料館費7,000円の増額補正は、休暇代替に係る臨時雇用賃金。項6保健体育費、目1保健体育総務費5万9,000円の増額補正は、一般事務員2名とパート事務員1名分及び夜間照明勤部分の臨時雇用賃金。目2

海洋センター費 1 万 7,000 円の増額補正は、パート事務員 1 名分の臨時雇用賃金でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第14号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 議案第14号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、本年10月から三重県の最低賃金が改定されることに伴い、市の一般職非常勤職員の賃金を日額6,020円から6,170円に改定することによるものでございます。

それでは、補正予算書の19ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,660万4,000円とするものであります。

20ページは、第1表 歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたものであります。

21ページから23ページにかけては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。

次に、項目別に歳入からご説明申し上げます。24ページ、25ページをごらんください。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金7万1,000円の増額補正は、一般職非常勤職員の賃金改正により増額となることに伴い、一般会計からの繰り入れを行うことによるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。26ページ、27ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万1,000円の増額補正は、最低賃金改定に伴う一般職非常勤職員の賃金改正により増額となる一般事務員3名分の臨時雇用賃金であります。

以上、議案第14号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第15号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 坪井正登君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（坪井正登君） 議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、本年10月から三重県の最低賃金が改正されることに伴い、市の一般職非常勤職員の賃金を日額6,020円から6,170円に改定することによるものでございます。

それでは、補正予算書の29ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,246万5,000円とするものであります。

29ページは、第1表 歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたものであります。

31ページから33ページにかけては、歳入歳出補正予算事項別明細の総括であります。

次に、項目別に歳入からご説明申し上げます。34ページ、35ページをお願いいたします。

款2繰入金、項1、目1一般会計繰入金4万7,000円の増額補正は、一般職非常勤職員の賃金改正により増額となることに伴い、一般会計から繰り入れを行うことによるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。36ページ、37ページをごらんください。

款1、項1、目1診療所費4万7,000円の増額補正は、最低賃金改定に伴う一般職非常勤職員の賃金改正により増額となる一般事務員2名分の臨時雇用賃金であります。

以上、議案第15号につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第1 議案第12号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これにて、議案第12号の質疑を終結します。

質 疑

日程第2 議案第13号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

日程第3 議案第14号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

日程第4 議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

○議長（前地 林君） ただいま議題となっております議案第12号、議案第14号及び議案第15号は総務厚生常任委員会に、議案第13号は各所管の常任委員会に、お手元に配付し

ております議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

議案の上程（議案第1号～議案第9号）

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第5 議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので許可します。

12番 中田征治議員。

○12番（中田征治君） ちょっと質疑させていただきます。

この条例には、一定期間という言葉が入っておりますけれども、この一定期間とはおむねどれぐらいのものになるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） この条例に規定する一定期間とは、10年間でございます。例えば、奨学金の貸与を受けた者が貸与期間終了以降に熊野市に戻り、市内に本社を有する事業所に就労または予定し、奨学金の免除申請を行った場合、熊野市貸付金返済債務の免除に関する条例施行規則に基づき、10年以上継続して就労する旨の確約書等を提出していただいた上で貸与額を10年間で均等割し、1年ごとに免除していくものです。ただし、10年経過しないうちに市外に転出する等、該当する事項と異なる状況となった場合には、残りの返還分を返還いただくこととなります。

以上でございます。

○議長（前地 林君） これにて、議案第1号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第6 議案第2号「熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第7 議案第3号「熊野市入鹿温泉瀨流荘条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので許可します。

12番 中田征治議員。

○12番（中田征治君） この条例によって、上限が引き上げられるわけですが、引き上げられてということで、すぐに利用料金が運用上引き上げられるということはあるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長兼地域総合課長。

○地域振興課長兼地域総合課長（坪井正登君） 議員ご質疑の、運用上、入鹿温泉瀨流荘の利用料金の変更は予定されているかについてお答えいたします。

今回の条例改正案では、利用料金に係る3点についての改正を上程させていただいております。運用上の利用料金は、一般財団法人熊野市ふるさと振興公社で設定をいたしますので、公社に確認した内容をご説明いたします。

まず1点目は、1部屋を2人以上で利用する場合の1人1泊当たりの利用料金の上限額を1万1,500円から1万5,000円に改正しようとするものでございますが、この金額の適用は熊野大花火大会など特別な日に限るものでありまして、平時における旧客室の料金につきましては、客室のリニューアルやホテル全体の質感の向上から、若干引き上げて8,000円程度を予定しております。また、11月に新しくオープンいたします8室の客室につきましては、旧客室よりもグレードが上であることから2,000円程度上乗せすることで検討しております。

2点目の、1部屋を1人で利用する場合の加算額の改正につきましては、これまでの額が他の施設と比較しても低額であることや、運営面でのロスが大きいことから引き上げを行うものでございますが、こちらの上限額もあくまで特別な日に限るものであり、通常は2,000円程度で運用される予定です。

3点目は、休日の前日に宿泊される場合の加算額の改正でございますが、こちらにつきましても同様ですが、通常は現状と同額の1,000円程度で運用される予定です。なお、

これらの料金はあくまでも基本となる料金でございまして、宿泊される時期や企画プラン、宿泊人数などによって現状より安価となる割引サービスの提供も考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） これにて、議案第3号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第8 議案第4号「東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について」を議題とし質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第9 議案第5号「東紀州農業共済事務組合の規約の変更に関する協議について」を議題として質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第6号「東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田征治議員。

○12番（中田征治君） このような財産の処分、移管をする場合に、評価というのはどのようにするのかということですが、これを出してから一応評価の一覧表をいただいたわけですが、こういう場合、質疑というのはおかしいですが、こういう処分をしたときに、熊野市にとっては余り影響はないわけですね。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） まず、1点目の議員ご質疑の財産の評価についてお答えいたします。

建物、物品等につきましては、減価償却資産の定率法により、減価償却をした帳簿価格で三重県農業共済組合に引き継がれます。建物・物品等の取得価格の合計は3,549万4,658円で、減価償却後の金額は平成28年3月31日現在で2,305万4,544円でございます。

農林漁業信用基金拠出金183万4,815円につきましては、昭和27年に旧農業共済基金法により組合が農家から徴収したもので、農林漁業信用基金において農業災害に対する共済金の支払いに必要な貸付金となっていることから、県内の組合等が合併後も引き継がれるものとなっております。電話加入権につきましても、そのまま引き継がれるものとなっております。

2点目の熊野市に影響しないかということなのですが、影響は考えておりません。影響はしないということです。

以上です。

○議長（前地 林君） これにて、議案第6号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第11 議案第7号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とし、質疑に入ります。

別冊の補正予算に関する説明の内容について質疑の通告がありますので、許可します。

歳入のうち、款14県支出金、項3委託金、目6教育費委託金について。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 補正予算書第3号の中の歳入、12ページから13ページのところの歳入の面でお聞きいたします。

子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業委託金18万円の計上をされておりますが、この事業の内容をお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業委託金18万円の内容についてでございますが、これは歳入が県費10分の10の委託事業でございます。

まず、子ども支援ネットワークの説明をさせていただきます。

これは、教育的に不利な環境にある子供たちの自尊感情や学習意欲の向上を図るために、学校、家庭、地域が連携する体制で、既に全ての中学校区において構築されております。今回、子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業は、既に構築されている子ども支援ネットワークを成長しているという意味のあるグローイングアップの名称を組み入れた事業でございます。今年度から3年計画で行うもので、中学校区を1地域として地域の特色を生かした体験学習や人権学習などの取り組みなどを行います。

今年度は、五郷、飛鳥、入鹿中学校区を指定し、取り組み内容としては、学校農園を利用した収穫祭や触れ合い遠足などが計画されております。その経費が1校当たり6万円、合計18万円となっております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 次に、歳出のうち款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、「木造住宅建設促進対策事業」について。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 同じ説明書の18ページから19ページでございます。

歳出の項で、木造住宅建設促進対策事業費補助金1,300万円を一般財源で計上されておりますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

林業振興課長。

○林業振興課長（橋詰寿人君） 岩本議員ご質疑の、木造住宅建設促進対策事業費補助金1,300万円の内容についてお答えいたします。

木造住宅建設促進対策事業費補助金につきましては、市では、熊野材を使用した家づくりを促進することで、木材の需要拡大及び建築関連産業の活性化を図るとともに、補助金としてレインボー商品券を活用することにより、市内商業の活性化を支援し、地域経済の振興を図ることを目的として事業を実施しているところでございます。

平成28年度は、さらに若者定住の促進を目的に事業を追加し実施しております。内容は、これまでの木造住宅建設促進対策事業に該当する方の中で、申請者が20歳以上40歳以下で市内に定住する方にレインボー商品券100万円分を補助するものです。

平成28年度当初予算では、若者定住を目的とした100万円分を9件、モデルハウスとして展示する50万円分を4件、30万円分と10万円分を各5件、計1,300万円を計上しております。

次に、申請状況でございますが、7月末時点で100万円分が9件、50万円分が1件、30万円分が2件と、合計12件となっております。昨年度の実績が11件であったことと比較しますと、事業の実施効果があらわれているものと考えております。

そうした中、若者の定住促進を目的とした100万円分の申請が当初予算で計上した9件に達したため、今回13件分を追加して1,300万円の木造住宅建設促進対策事業費補助金を増額させていただくものです。

以上です。

○議長（前地 林君） 次に、款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、「橋梁長寿命化修繕計画事業」について。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 同じ予算説明書の18・19ページに書かれております委託料のうち、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の857万8,000円を計上されておりますが、この内容についてお伺いたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 岩本議員ご質疑の委託料のうち、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の857万8,000円の内容についてお答えいたします。

この業務は、平成28年4月1日付、社会資本整備総合交付金交付要綱の改正により、来年度以降の橋梁長寿命化修繕工事の実施の際に、事前に必要となった修繕計画の策定業務で、今回の補正は当該策定に係る予算を工事費から委託料へ組み替えしようとするものでございます。

業務の内容につきましては、熊野市が管理している橋梁414橋のうち平成26年度から今年度までで終わる255橋の点検整備に基づき、修繕やかけかえに係る概算の費用を算出し、将来的な橋梁の長寿命化や維持管理に係る費用の縮減を図り、工事における更新ピークを平準化するための橋梁長寿命化修繕計画を策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 次に、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路

河川災害復旧費、「道路河川災害復旧事業」について。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 同じ予算説明書の22・23ページに計上されております工事請負費の現年補助災害復旧工事費の4,100万円の内容についてお伺いたしますが、特に特色あるものの、3つほどでもよろしいんですが、教えてもらいたいと思います。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまご質疑の工事請負費の現年補助災害復旧工事費の4,100万円の内容につきましてお答えいたします。

本災害は、平成28年、本年でございますが、7月8日から9日にかけて起きました豪雨により被害を受けた紀和町木津呂地内の1級市道澗線その1ほか3件の道路災害と、神川町神上地内の準用河川奥地川その1ほか5件の河川災害で、合計10件の公共土木施設に係る災害復旧工事費でございます。

以上でございます。

○議長（前地 林君） これにて、議案第7号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第12 議案第8号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第13 議案第9号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

- 議長（前地 林君） ただいま議題となっております議案第2号、議案第8号は総務厚生常任委員会に、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号は産業教育常任委員会に、議案第7号は各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ付託します。
-

議案の上程（議案第10号、11号）

質 疑

- 議長（前地 林君） 日程第14 議案第10号「平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

- 議長（前地 林君） 日程第15 議案第11号「平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について」を議題として質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

決算審査特別委員会の設置・付託

- 議長（前地 林君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第10号及び議案第11号につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたします。と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については14人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算審査特別委員会委員の指名

○議長(前地 林君) ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、1番川口朋議員、2番端無徹也議員、3番久保智議員、4番大橋秀行議員、5番濱重明議員、6番和田いく子議員、7番山田実議員、8番下田克彦議員、9番岩本育久議員、10番樋口雄史議員、11番山本洋信議員、12番中田征治議員、14番前田桂之助議員、私13番前地林、以上14人を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 異議なしと認めます。

議案の上程(報告第1号~報告第4号)

質 疑

○議長(前地 林君) 日程第16 報告第1号「平成27年度熊野市財政の健全化判断比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長(前地 林君) 日程第17 報告第2号「平成27年度熊野市青年の家事業の資金不

足比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第18 報告第3号「平成27年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」を議題として質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第19 報告第4号「平成27年度熊野市水道事業の資金不足比率について」を議題として質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

散 会

○議長（前地 林君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

9月17日から27日まで委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、9月17日から27日までを休会とすることに決しました。

28日午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行います。

時間励行でご参集願います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午前 9時 46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

(第5日)

平成28年9月28日(水曜日)

平成28年9月熊野市議会定例会会議録

平成28年9月28日（水曜日）

第 5 日

招集年月日 平成28年9月5日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年9月28日（水）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議員提出議案第1号 無年金者対策の推進を求める意見書案

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第2 議案第2号 熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案
- 日程第3 議案第3号 熊野市入鹿温泉瀨流荘条例の一部を改正する条例案
- 日程第4 議案第4号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第5 議案第5号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第6 議案第6号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第7 議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第8号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第9号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第12号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第13号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第14号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第15号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

[提案理由、質疑、討論、採決]

- 日程第16 議員提出議案第1号 無年金者対策の推進を求める意見書案

[採決]

- 日程第17 議員派遣について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第1号～議案第15号）

○議長（前地 林君） 日程第1 議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」から日程第15 議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について」まで、以上15件を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

○議長（前地 林君） 本件については、各常任委員会及び決算審査特別委員会へ審査付託となっておりますので、この際、各常任委員長報告及び報告に対する質疑並びに決算審査特別委員長の報告に入ります。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

川口議員。

（総務厚生常任委員長 川口 朋君 登壇）

○総務厚生常任委員長（川口 朋君） おはようございます。

総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申

上げます。

去る9月16日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第2号 熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案

議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第3号）について

第1条第1表歳入全般、歳出のうち款1議会費、款2総務費、款4衛生費のうち項1保健衛生費、款8消防費、

第2条第2表債務負担行為補正、第3条第3表地方債補正

議案第8号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第12号 熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案

議案第13号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について

第1条第1表歳入全般、歳出のうち1議会費、款2総務費、款3民生費、款4衛生費、款8消防費

議案第14号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第15号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

○議長（前地 林君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

産業教育常任委員長報告

○議長（前地 林君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

端無議員。

(産業教育常任委員長 端無徹也君 登壇)

○産業教育常任委員長(端無徹也君) おはようございます。

産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る9月16日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 熊野市入鹿温泉瀕流荘条例の一部を改正する条例案

議案第4号 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第5号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

議案第6号 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第7号 平成28年度熊野市一般会計補正予算(第3号)第1条第1表歳出のうち
款4衛生費、項2環境対策費、款5農林水産業費、款7土木費、款9教育費、
款10災害復旧費

議案第9号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第13号 平成28年度熊野市一般会計補正予算(第4号)第1条第1表歳出のうち
款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費、款9教育費

につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑

○議長(前地 林君) 次に、産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) これにて産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

決算審査特別委員長報告

○議長(前地 林君) 次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

端無議員。

(産業教育常任委員長 端無徹也君 登壇)

○決算審査特別委員長(端無徹也君) 決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第10号 平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について及び議案第11号 平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定についてにつきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る9月16日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、平成27年度熊野市一般会計歳入歳出決算、熊野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、熊野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、熊野市青年の家事業特別会計歳入歳出決算、熊野市市有林整備事業特別会計歳入歳出決算、熊野市紀和診療所事業特別会計歳入歳出決算、熊野市紀和地区水道事業特別会計歳入歳出決算、熊野市水道事業会計決算につきましては、いずれも全会一致をもって認定することに決しました。

また、審査においては委員の求めに応じて各担当課には迅速かつ詳細な補足資料も提出いただき、スムーズに審査が進んだことを申し添えておきます。

以上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(前地 林君) これにて決算審査特別委員長の報告を終わります。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第1 議案第1号「熊野市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第2 議案第2号「熊野市立診療所条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第3 議案第3号「熊野市入鹿温泉瀧流荘条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第4 議案第4号「東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第5 議案第5号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第6 議案第6号「東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第7 議案第7号「平成28年度熊野市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第8 議案第8号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第9 議案第9号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第10号「平成27年度熊野市歳入歳出決算の認定について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号はこれを認定することに決しました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第11 議案第11号「平成27年度熊野市水道事業会計決算の認定について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号はこれを認定することに決しました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第12 議案第12号「熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第13 議案第13号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第14 議案第14号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第15 議案第15号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会

計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議員提出議案第1号）

○議長（前地 林君） 日程第16 議員提出議案第1号「無年金者対策の推進を求める意見書案」を議題といたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 提出者の説明を求めます。

下田議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） おはようございます。

議員提出議案第1号「無年金者対策の推進を求める意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記

されたものである。

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

質 疑

○議長（前地 林君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第16 議員提出議案第1号「無年金者対策の推進を求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

○議長（前地 林君） 日程第17 「議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付いたしております議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条及び会議規則第162条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。

また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣については、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉 議

○議長（前地 林君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（前地 林君） これにて、平成28年9月熊野市議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前 9時 28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員
